

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

（ 改 訂 ）

平成27年3月

鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町

鳥取県東部広域行政管理組合

[目 次]

はじめに

計画策定の主旨

第1章 圏域の概況及びごみ処理の状況

第1節 圏域の概況	1
1. 位置・気象	1
2. 人口動態	4
3. 産業の動向	8
4. 市町の総合計画等	21
第2節 ごみ処理の現況及び課題	22
1. ごみ処理フロー	22
2. ごみ処理体制	22
3. ごみ処理施設の概要	24
4. ごみ排出量の実績	26
5. 再生利用量の実績	28
6. 収集運搬の実績	29
7. 中間処理の実績	30
8. 最終処分の実績	31
9. ごみの性状	32
10. 分別方法	36
11. ごみ処理の評価	38
12. 課題の抽出	40
第3節 ごみ処理行政の動向	42
1. 循環型社会形成推進基本法	42
2. 鳥取県廃棄物処理計画	43
第4節 計画策定の基本的考え方	44
1. 計画の位置付け	44

第2章 ごみ処理基本計画の策定

第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み	47
1. ごみ排出量の将来推計	47
2. ごみの排出抑制目標について	48
3. ごみ排出量の将来推計結果	49
第2節 ごみの排出抑制計画	51
1. 住民の役割	51
2. 事業者の役割	52
3. 行政の役割	53

第3節	分別収集計画	56
1.	分別収集の基本方針	56
2.	重点施策の概要	56
第4節	ごみ処理計画	58
1.	ごみ処理の基本方針	58
2.	ごみ処理主体	58
3.	収集運搬計画	59
4.	中間処理計画	62
5.	最終処分計画	67
第5節	新可燃物処理施設の整備概要	72
1.	基本方針	72
2.	処理対象物	74
3.	施設規模	75
4.	炉数とごみピット容量	76
5.	処理方式	76
6.	事業実施方式	77
第6節	その他ごみの処理に関し必要な事項	78
1.	廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員	78
2.	在宅医療系廃棄物対策	78
3.	災害廃棄物対策	78
4.	不法投棄対策	79
5.	一般廃棄物の処理計画の点検、見直し、評価	79

はじめに

計画策定の主旨

持続可能な循環型社会の構築を目指して

地球は今、温暖化問題をはじめ様々な環境問題を抱える一方、人の活動の多様化に伴い、環境の劣化がグローバル化しつつあります。

国内においては、PM2.5（大気中に浮遊している2.5マイクロメータ以下の微小粒子状物質）による大気汚染問題や不適切な廃棄物処理、外来生物による生態系の変化等、私達の生活を脅かす環境問題が発生しています。このような中であって、私達が現在の生活を維持しつつ、恵まれた環境を継承していくためには、社会経済システムの中に環境への配慮を組み入れる必要があります。

鳥取県東部圏域（以下「東部圏域」という。）では、現在、人口が減少し、高齢化が進んでいます。人口の減少は、環境負荷の減少要因となりますが、一方では、高齢化の進行と併せて、健全な社会経済活動と環境保全の担い手が不足していくことを示すものです。

私達は、持続可能な社会を構築するに当たって、今まで生産や消費を拡大させ、エネルギー資源や物質資源の消費、廃棄物の廃棄を行ってきましたが、資源は無尽蔵ではなく、有限であることに気付いたところです。これからは、環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、住民生活の中で環境への配慮がなされ、恵まれた環境を次の世代に継承することができる社会の構築を目指すことが求められています。

このため、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを見直し、持続可能な循環型社会を再構築する必要があります。

この一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）では、健全な社会経済システムを持続しつつ、廃棄物の排出抑制（リデュース）を図るとともに、使用済み製品や部品等については再使用（リユース）を行う方策を、さらに、再使用できない廃棄物にあっては再生利用（マテリアルリサイクル若しくはサーマルリサイクル）の方策を提示するものです。

一方、廃棄物の埋立処分場の立地はきわめて困難であり、埋立量を減らすことも重要になってきました。

東部圏域では、今までに家庭ごみについては、全ての市町において有料化を実施する等、排出抑制策を講じてきたところです。今後、より一層、家庭ごみの排出抑制を図るため、環境に配慮したライフスタイルの確立を目指すとともに、そのための環境学習等の取り組みを提示するものです。さらに、一般廃棄物の可燃ごみの約4割を占める事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の排出抑制について、鳥取県東部広域行政管理組合（以下「東部広域」という。）と構成市町が連携を図り、企業の協力が得られる抑制策を検討し推進していきます。

本計画は、“Think globally, Act locally”（地球規模で考え、足元から行動する。）を基本とし、東部圏域における環境効率、経済効率をバランス良く考えた廃棄物処理を提案するものです。

廃棄物を減量するための効率的な方法である焼却処理においては、現在、多くの自治体で廃棄物発電等によりエネルギーを回収するシステム（サーマルリサイクル）が構築されています。本組合が現在計画している新可燃物処理施設も、高効率ごみ発電施設として整備していく方針です。

エネルギー回収後の焼却灰等の処分については、現在は直接埋立していますが、焼却主灰のセメント材料への活用や焼却飛灰の山元還元、灰溶融スラグの製品化等再生利用（リサイクル）することも検討していきます。なお、在宅医療廃棄物や災害廃棄物、火災の原因となる使い捨てライターや廃エアゾール等の危険廃棄物の処理方法についても東部圏域の事情を勘案して検討します。

本計画は、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクル又はサーマルリサイクル）がバランス良く行われる持続可能な循環型社会の構築を目指すとともに、次世代に廃棄物を残さない社会経済システムの構築を模索し、廃棄物の埋立て量を可能な限り減量しようとするものです。

第 1 章

圏域の概況及びごみ処理の状況

第1節 圏域の概況

1-1 位置

本圏域は東西約 40km、南北約 40km で、総面積は 1,518.67km² と鳥取県の約 4 割を占めています。本圏域の市町のうち、最も広い地域を占めるのは鳥取市(765.66km²)で、本圏域の中心的役割を担っています。

図 1-1-1 圏域の構成

1-2 地勢

本圏域の地勢は、ほぼ中央を千代川が流れ、その流域には、中国山地の扇ノ山 (1,310m)、陣鉢山 (1,207m)、氷ノ山 (1,510m)、三室山 (1,358m)、沖ノ山 (1,319m)、東山 (1,388m)、那岐山 (1,240m)、三国山 (1,252m) 等の 1,000m級の山地を境界とし、北は日本海に面しています。

主要河川の千代川は、日本海に注ぐまでに土師川、佐治川、曳田川、八東川と合流し、延長 52.1km で日野川に次ぐ県下 2 番目の長流を有しています。千代川河口に発達した海岸砂丘は、「鳥取砂丘」として全国的に有名であり、東に福部砂丘、浜坂砂丘、西に湖山砂丘、末恒砂丘を含み東西 16km、南北 2km に及んでいます。

浜坂砂丘の南側には多鯰ヶ池があり、湖山砂丘の背後には潟湖の湖山池があります。湖山池の面積は約 7.0km² であり、池としては国内最大級の広さです。

兵庫県境に近い東の海岸部は、浦富海岸など、花崗岩や火山砕屑岩が侵食されてできた海食崖や海食地形が発達し、山陰海岸国立公園に指定されています。この国立公園を中心とした山陰海岸は、日本海形成から現在に至る多様な地質や地形が存在し、それらを自然背景とした文化・歴史を体験・学習できる地域として平成 20 年 12 月に日本ジオパーク委員会から『山陰海岸ジオパーク』として認定され、さらに、平成 22 年 10 月には世界ジオパークネットワークに加盟認定されました。



図 1-1-2 本圏域の地勢

1-3 気候

鳥取地方気象台における平成 16 年から平成 25 年の観測結果の平均値は、平均気温 15.2℃、月間降水量 1,958.0mm、月間日照時間 1,712.6 時間でした。

表 1-1-1 鳥取市（鳥取地方気象台）の気象概要（平成 16 年～平成 25 年の平均値）

月	平均気温（℃）	月間降水量（mm）	月間日照時間（時間）
1	3.7	200.0	76.8
2	4.8	158.2	86.9
3	7.6	151.5	126.3
4	12.9	93.4	179.9
5	17.8	138.5	193.0
6	22.3	135.5	159.6
7	26.3	176.4	166.1
8	27.7	129.6	216.4
9	23.5	215.5	157.3
10	17.6	170.7	149.5
11	11.9	154.3	114.3
12	6.4	234.6	86.5
全年	15.2	1,958.0	1,712.6

注）各項目の 10 年間の年間値を平均したものであり、端数処理により 1 月から 12 月を合計等したものと不整合となる場合がある。

出典：気象庁ホームページ

2. 人口動態

2-1 人口・世帯数

本圏域の人口及び世帯数は平成 25 年 10 月現在で 236,499 人、92,407 世帯となっています。人口及び世帯数ともに、鳥取市が約 8 割を占めています。

人口の推移は、平成 16 年以降減少傾向を示しています。

年齢区分別人口は、60～69 歳が最も多く、今後も高齢化が進むことが想定されます。

表 1-1-2 市町別人口・世帯数（平成 25 年 10 月 1 日）

市町	人口（人）	割合（％）	世帯数（世帯）	割合（％）
鳥取市	193,970	82.0	77,758	84.2
岩美町	12,465	5.3	4,366	4.7
智頭町	7,816	3.3	2,767	3.0
若桜町	3,720	1.6	1,487	1.6
八頭町	18,528	7.8	6,029	6.5
合 計	236,499	100.0	92,407	100.0

出典：各市町統計資料「住民基本台帳＋外国人登録者数」

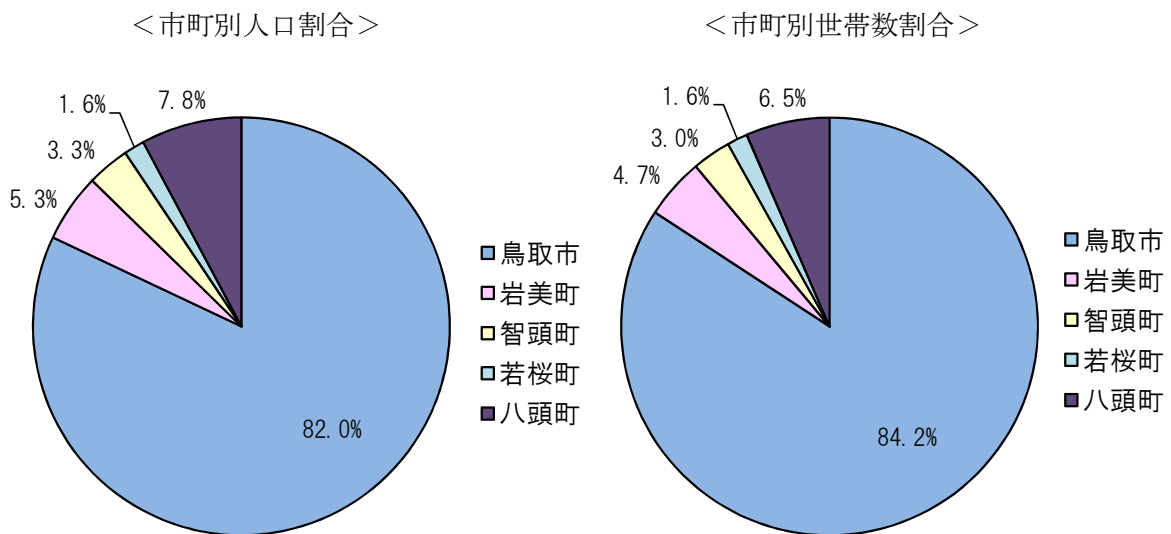


図 1-1-3 市町別人口割合・世帯数割合（平成 25 年 10 月 1 日）

表 1-1-3 人口の推移

単位：人

市町 \ 年度	H16	H17	H18	H19	H20
鳥取市	201,985	201,489	200,957	200,125	198,821
岩美町	14,037	13,891	13,763	13,511	13,339
智頭町	9,270	9,050	8,881	8,688	8,564
若桜町	4,776	4,624	4,520	4,452	4,339
八頭町	20,464	20,367	20,042	20,061	19,817
合 計	250,532	249,421	248,163	246,837	244,880

市町 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25
鳥取市	197,994	197,264	196,583	195,418	193,970
岩美町	13,173	12,961	12,875	12,685	12,465
智頭町	8,411	8,217	8,099	7,956	7,816
若桜町	4,198	4,060	3,947	3,837	3,720
八頭町	19,606	19,420	19,073	18,767	18,528
合 計	243,382	241,922	240,577	238,663	236,499

出典：各市町統計資料「各年 10 月 1 日の住民基本台帳＋外国人登録者数」

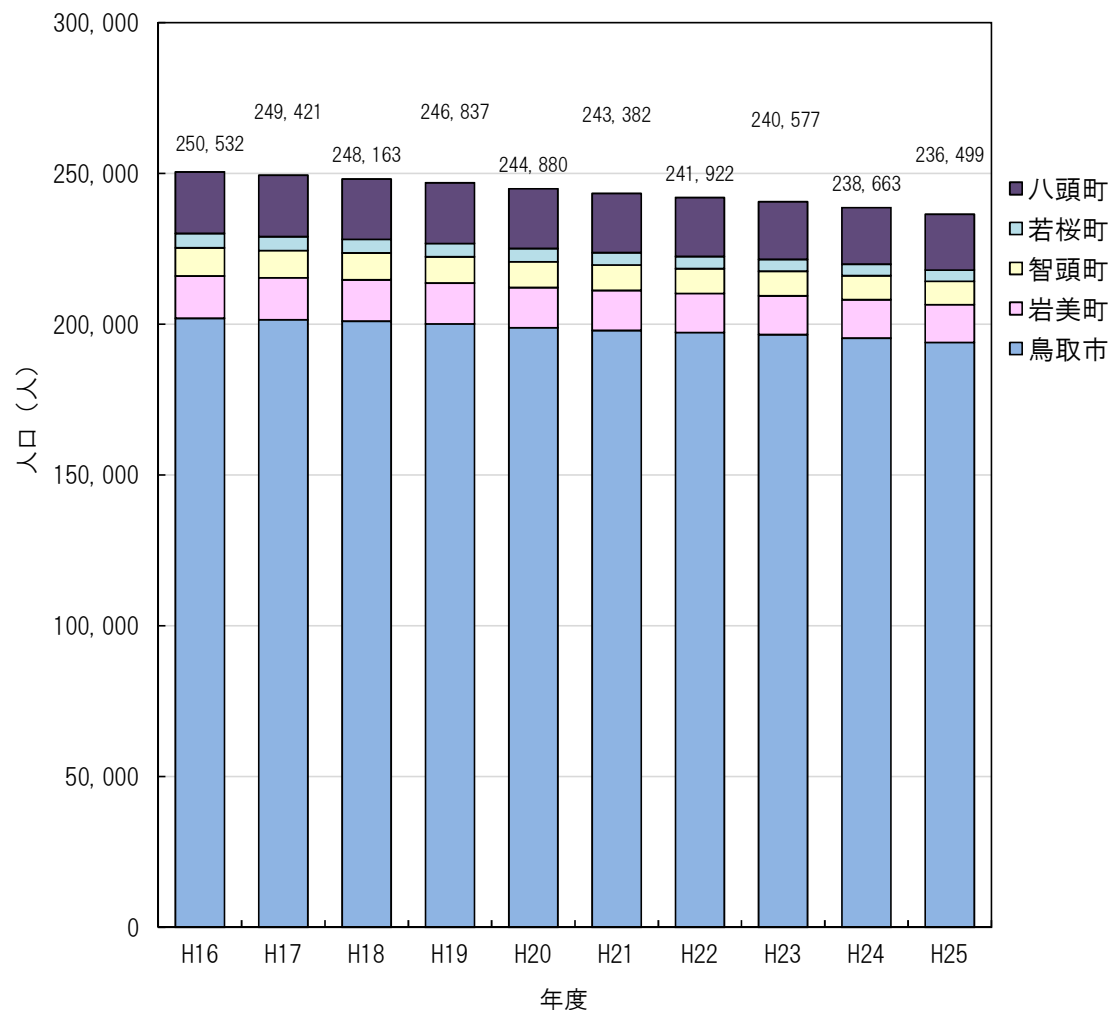


図 1-1-4 人口の推移

表 1-1-4 年齢区分別人口（平成 25 年 10 月 1 日）

単位：人

区分 \ 年度	男	女	合計
0～9歳	10,352	9,741	20,093
10～19歳	11,422	10,932	22,354
20～29歳	12,360	11,443	23,803
30～39歳	14,692	13,896	28,588
40～49歳	14,203	14,060	28,263
50～59歳	15,576	15,964	31,540
60～69歳	17,018	17,017	34,035
70～79歳	10,542	14,001	24,543
80歳以上	7,094	14,819	21,913
合 計	113,259	121,873	235,132

注）外国人登録者数は除く。

出典：各市町統計資料「住民基本台帳」

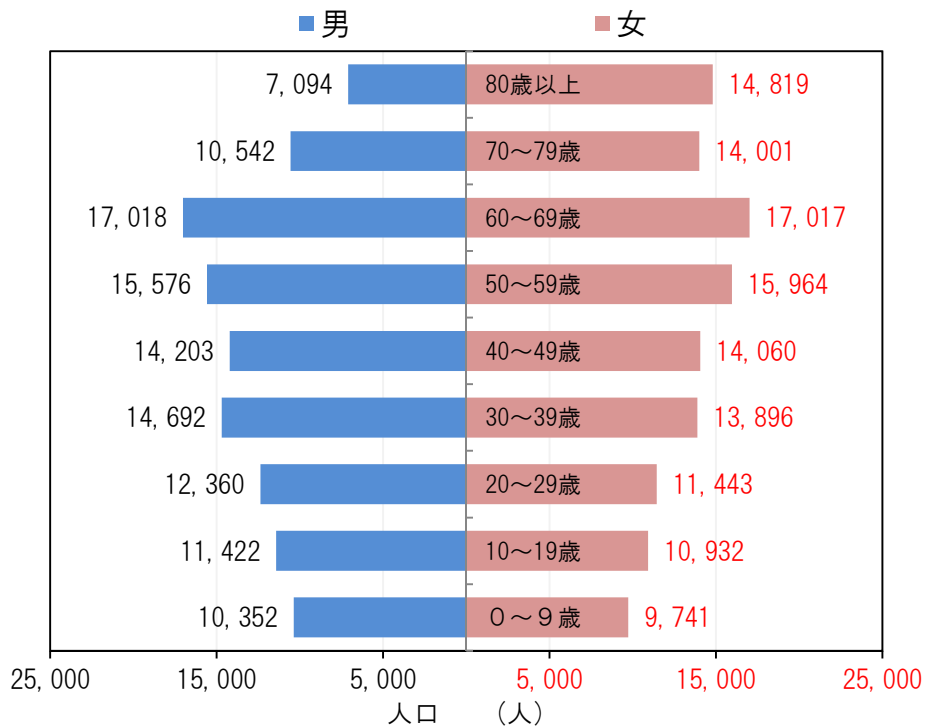


図 1-1-5 年齢区分人口（平成 25 年 10 月 1 日）

2-2 観光客数

観光については、「鳥取砂丘・いなば温泉郷（鳥取・吉岡・浜村・鹿野）周辺」、「浦富海岸・岩井温泉周辺」、「八頭（鳥取市南部・若桜町・智頭町・八頭町）」が地域別観光客数の測定地点となっています。

平成 15 年の鳥取市賀露地区の整備、平成 22 年の『山陰海岸ジオパーク』の世界ジオパークネットワーク加盟、鳥取自動車道の供用開始（平成 25 年全線開通）などにより、「鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺」の観光客数が増加しており、平成 24 年には 300 万人を超え、合計でも約 360 万人となりました。

表 1-1-5 観光客数の推移

単位：千人

地域\年	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺	2,139	2,261	2,139	2,591	2,786	2,703	2,677	3,173
浦富海岸・岩井温泉周辺	390	273	237	157	153	197	209	195
八頭	221	222	210	185	228	225	252	235
合計	2,750	2,756	2,586	2,933	3,167	3,125	3,138	3,603

出典：鳥取県庁ホームページ「文化観光局観光課統計データ」

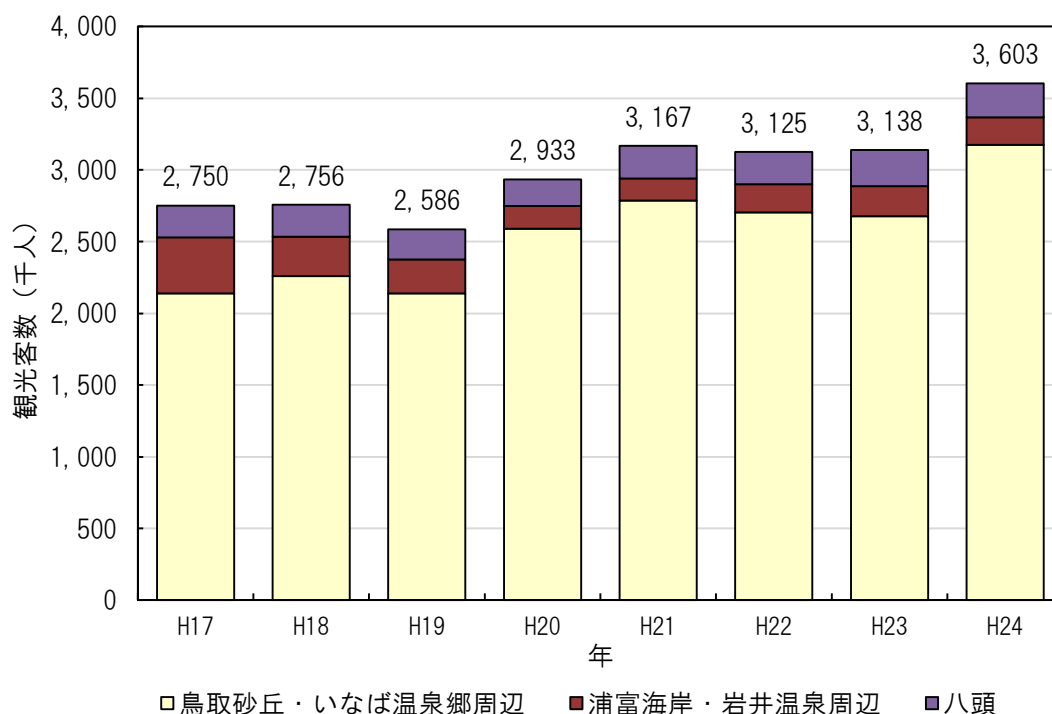


図 1-1-6 観光客数の推移

3. 産業の動向

3-1 産業状況

(1) 産業別就業人口

産業別の就業人口は、圏域全体で見ると、第1次産業・第2次産業の減少と第3次産業の増加が目立っていますが、平成22年においては、総就業者人口の減少とともに、第3次産業も減少しました。

市町別では、鳥取市において第3次産業の就業人口の割合が他町より高く、平成22年には7割を超えています。

表 1-1-6 産業別就業人口の推移

単位：人

年 市町	H2			H7			H12			H17			H22		
	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
鳥取市	11,158 (11.3%)	32,368 (32.7%)	55,517 (56.0%)	10,198 (10.0%)	32,105 (31.6%)	59,435 (58.4%)	8,014 (7.8%)	31,642 (30.9%)	62,754 (61.3%)	7,419 (7.6%)	25,616 (26.1%)	64,934 (66.3%)	5,321 (6.1%)	20,825 (23.7%)	61,790 (70.2%)
岩美町	1,797 (22.3%)	2,934 (36.4%)	3,333 (41.3%)	1,440 (18.8%)	2,884 (37.7%)	3,335 (43.5%)	983 (14.0%)	2,735 (38.9%)	3,305 (47.1%)	903 (14.0%)	2,019 (31.3%)	3,522 (54.7%)	709 (12.7%)	1,666 (29.8%)	3,209 (57.5%)
智頭町	780 (14.2%)	2,752 (50.2%)	1,956 (35.6%)	733 (14.2%)	2,445 (47.4%)	1,979 (38.4%)	546 (11.8%)	2,161 (46.9%)	1,906 (41.3%)	425 (10.3%)	1,707 (41.4%)	1,988 (48.3%)	300 (8.8%)	1,258 (36.8%)	1,861 (54.4%)
若桜町	562 (17.4%)	1,329 (41.0%)	1,347 (41.6%)	629 (20.5%)	1,200 (39.2%)	1,236 (40.3%)	409 (16.2%)	946 (37.4%)	1,171 (46.4%)	333 (16.2%)	660 (32.0%)	1,066 (51.8%)	195 (11.6%)	538 (32.2%)	940 (56.2%)
八頭町	3,097 (26.1%)	4,109 (34.7%)	4,649 (39.2%)	2,730 (23.5%)	4,140 (35.7%)	4,730 (40.8%)	2,268 (20.6%)	3,791 (34.4%)	4,966 (45.0%)	2,121 (20.4%)	2,949 (28.3%)	5,333 (51.3%)	1,683 (18.4%)	2,401 (26.3%)	5,042 (55.3%)
合計	17,394 (13.6%)	43,492 (34.1%)	66,802 (52.3%)	15,730 (12.2%)	42,774 (33.1%)	70,715 (54.7%)	12,220 (9.6%)	41,275 (32.3%)	74,102 (58.1%)	11,201 (9.3%)	32,951 (27.2%)	76,843 (63.5%)	8,208 (7.6%)	26,688 (24.8%)	72,842 (67.6%)
県	51,756 (16.1%)	99,020 (30.8%)	170,602 (53.1%)	45,633 (14.0%)	99,257 (30.4%)	181,207 (55.6%)	36,741 (11.6%)	94,790 (29.8%)	186,316 (58.6%)	33,269 (11.1%)	75,543 (25.1%)	191,665 (63.8%)	26,791 (9.9%)	62,777 (23.1%)	182,150 (67.0%)

注) 産業分類不詳を除く。

出典：総務省「国勢調査報告」

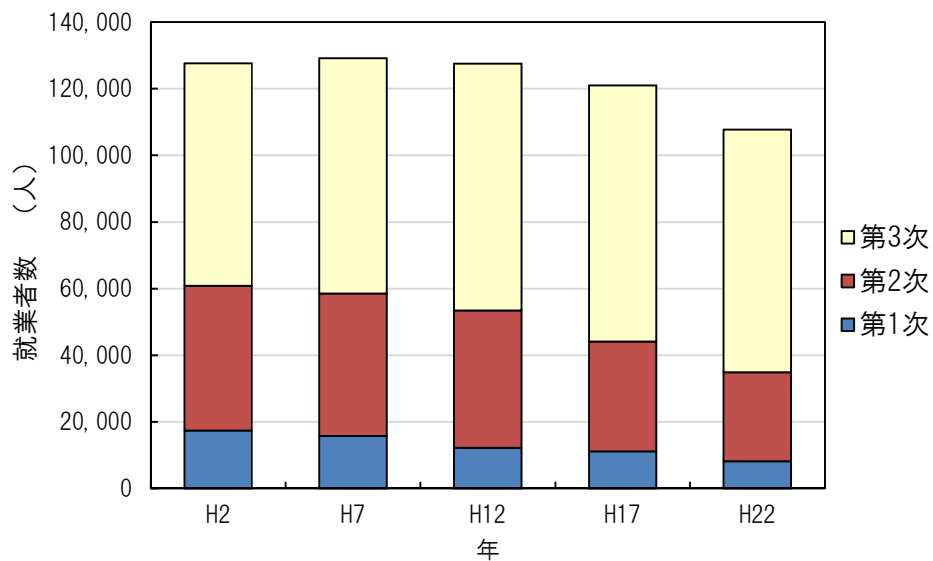


図 1-1-7 産業別就業人口の推移

(2) 経済状況

① 農林業

農業は、農家数、農業産出額は減少傾向、農業就業者数は減少から横ばい傾向にあります。

また、専業農家数が全体の1割程度であることに加え、経営耕地面積における規模別農家数を見ると、小規模な農家が多いことがわかります。

林業については、若桜町・智頭町に特産地が存在しているものの、小規模経営が多く、保有山林5ha以下の林業者が7割近くを占めています。

表 1-1-7 農家数の推移

単位：千戸

年 市町	H2	H7	H12	H17	H22
鳥取市	10.8	10.0	9.1	8.5	7.8
岩美町	1.4	1.3	1.1	0.9	0.9
智頭町	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9
若桜町	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4
八頭町	2.8	2.7	2.5	2.4	2.2
合 計	16.9	15.6	14.3	13.3	12.2

注) 表中の単位を千戸としているため、端数処理により合計欄の数値と各市町の合計値が不整合となる場合がある。

出典：農林水産省「世界農林業センサス」・「農林業センサス」

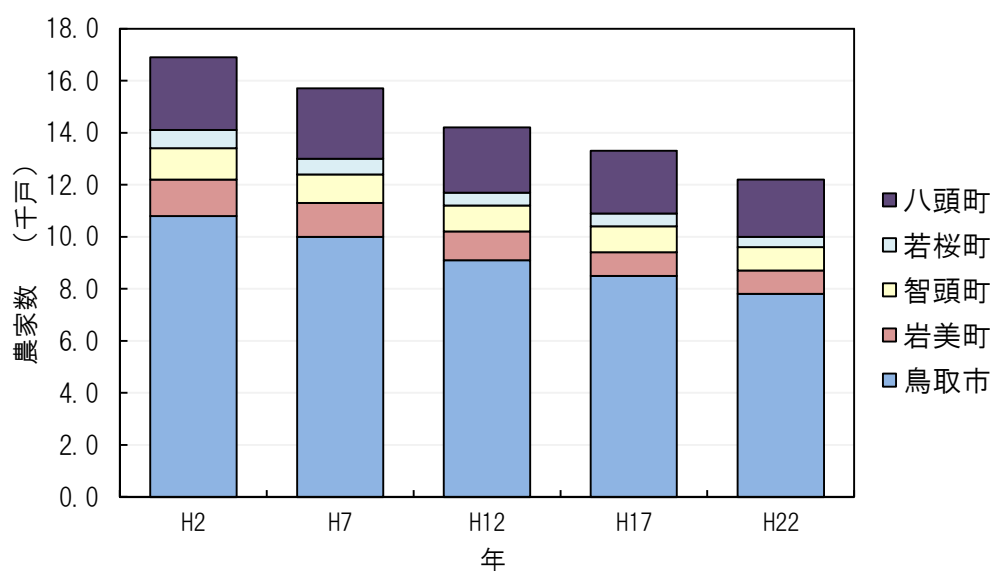


図 1-1-8 農家数の推移

表 1-1-8 専業農家数の推移

単位：戸

年 市町	H2	H7	H12	H17	H22
鳥取市	964	960	760	869	889
岩美町	144	145	101	102	97
智頭町	96	91	70	76	97
若桜町	69	75	67	69	62
八頭町	231	267	213	244	267
合計	1,504	1,538	1,211	1,360	1,412

出典：農林水産省「世界農林業センサス」・「農林業センサス」

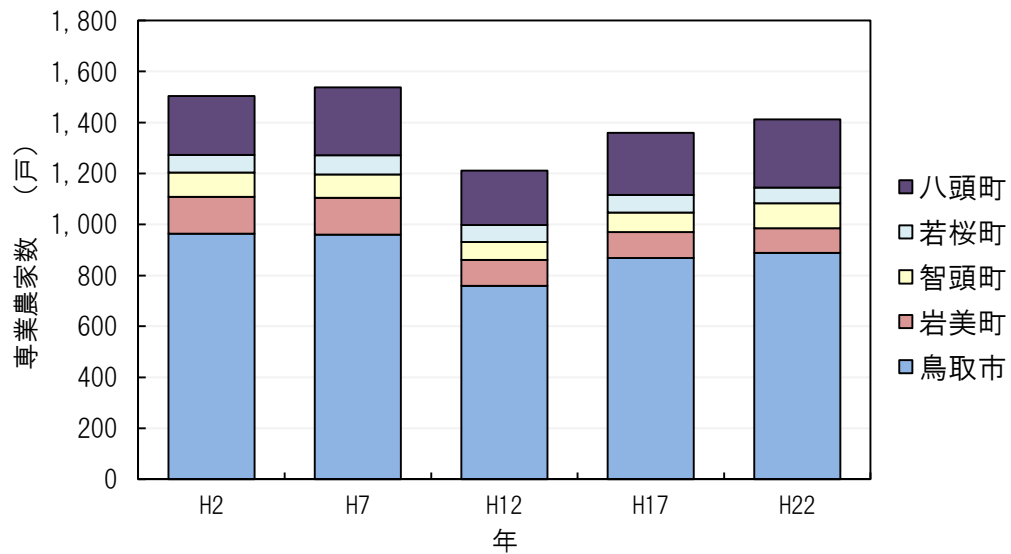


図 1-1-9 専業農家数の推移

表 1-1-9 農業就業者数の推移

単位：千人

年 市町	H2	H7	H12	H17	H22
鳥取市	10.5	9.6	7.5	7.0	7.2
岩美町	1.2	1.0	0.6	0.6	0.7
智頭町	0.5	0.5	0.4	0.3	0.7
若桜町	0.5	0.6	0.4	0.3	0.3
八頭町	3.0	2.7	2.2	2.1	2.2
合計	15.7	14.4	11.1	10.4	11.1

注) 表中の単位を千人としているため、端数処理により合計欄の数値と各市町の合計値が不整合となる場合がある。

出典：総務省「国勢調査報告」

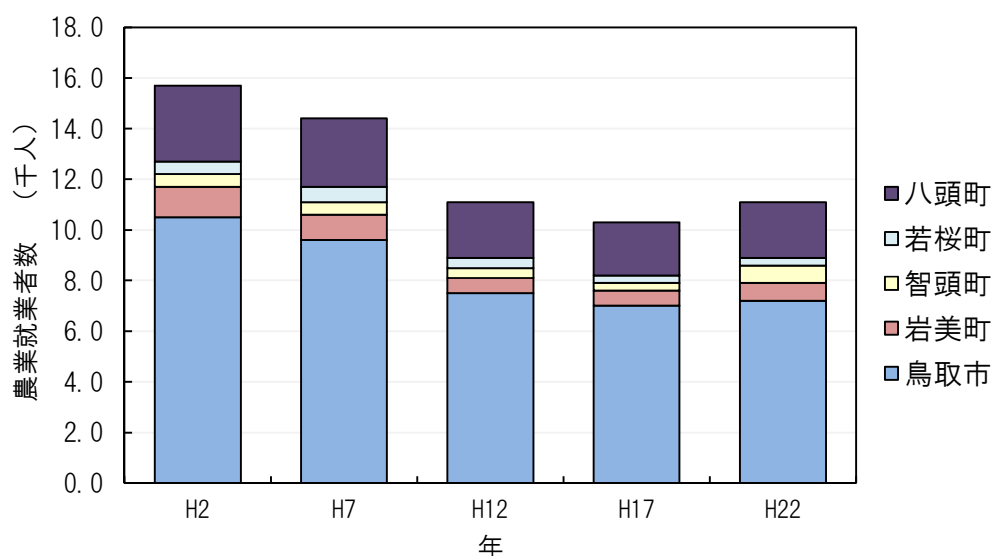


図 1-1-10 農業就業者数の推移

表 1-1-10 農業産出額の推移

単位：億円

年 市町	H14	H15	H16	H17	H18
鳥取市	118.5	113.4	117.2	114.7	107.5
岩美町	11.7	11.0	11.3	11.4	10.2
智頭町	5.7	5.0	5.6	5.4	5.3
若桜町	4.7	4.0	4.3	4.0	4.2
八頭町	34.6	32.2	32.0	30.3	29.1
合計	175.2	165.6	170.4	165.8	156.3

注) 平成 19 年度以降は県全体集計のみ

出典：「鳥取農林水産統計年報（第 51 次～第 55 次）」

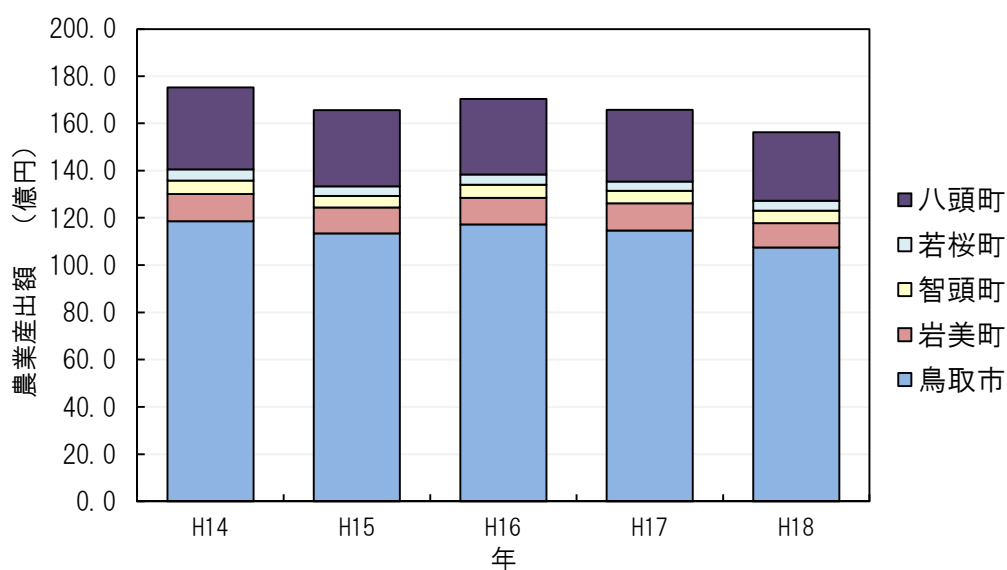


図 1-1-11 農業産出額の推移

表 1-1-11 規模別農業経営体・林業経営体数（平成 22 年）

単位：経営体

市町	経営耕地面積規模別農家数				保有山林規模別林家数			
	経営耕地 なし	0.5ha 未満	0.5～ 1.0ha	1.0ha 以上	保有山林 なし	5ha未満	5～10ha	10ha 以上
鳥取市	29 (0.6%)	1,410 (27.4%)	2,303 (45.0%)	1,381 (27.0%)	2 (0.7%)	109 (40.2%)	62 (22.9%)	98 (36.2%)
岩美町	12 (2.2%)	146 (26.8%)	253 (46.5%)	133 (24.5%)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
智頭町	3 (0.6%)	204 (41.0%)	238 (47.8%)	53 (10.6%)	2 (0.8%)	67 (27.5%)	50 (20.5%)	125 (51.2%)
若桜町	4 (1.6%)	96 (39.5%)	110 (45.3%)	33 (13.6%)	1 (1.6%)	16 (25.8%)	13 (21.0%)	32 (51.6%)
八頭町	22 (1.4%)	435 (28.4%)	766 (50.0%)	310 (20.2%)	2 (1.6%)	38 (30.2%)	40 (31.7%)	46 (36.5%)
合計	70 (0.9%)	2,291 (28.8%)	3,670 (46.2%)	1,910 (24.1%)	7 (1.0%)	230 (32.7%)	165 (23.5%)	301 (42.8%)
県	284 (1.3%)	5,269 (23.9%)	9,163 (41.6%)	7,320 (33.2%)	15 (0.6%)	958 (35.7%)	781 (29.1%)	930 (34.6%)

出典：農林水産省「農林業センサス 2010」

②漁業

漁業は、漁業個人経営体では県全体の 41.1%を占めていますが、漁獲量では県全体の 16.1%に過ぎず、小規模経営体が多いことがわかります。

表 1-1-12 漁業世帯数等

市町	漁業個人経営体	漁業就業者数（人）	海面漁業漁獲量（t）
鳥取市	162 (21.2%)	256 (16.3%)	2,986 (5.0%)
岩美町	152 (19.9%)	347 (22.2%)	6,620 (11.1%)
合計	314 (41.1%)	603 (38.5%)	9,606 (16.1%)
県	764 (100.0%)	1,568 (100.0%)	59,698 (100.0%)

出典：農林水産省「2008 年漁業センサス」・「平成 20 年海面漁業生産統計調査」

③工業

工業は、事業所数・従業者数の約8割、製造品出荷額等の9割余りが鳥取市に集積しています。

圏域全体で見ると、事業所数、従業者数、製造品出荷額等とも近年は減少傾向にあります。

表 1-1-13 事業所数の推移

単位：事業所

年 市町	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
鳥取市	398 (77.7%)	413 (77.5%)	393 (77.2%)	383 (79.1%)	362 (77.2%)	332 (78.1%)	329 (79.3%)	305 (78.0%)
岩美町	31 (6.1%)	30 (5.6%)	26 (5.1%)	22 (4.6%)	28 (5.9%)	23 (5.4%)	23 (5.5%)	20 (5.1%)
智頭町	35 (6.8%)	36 (6.8%)	35 (6.9%)	30 (6.2%)	30 (6.4%)	26 (6.1%)	23 (5.5%)	28 (7.1%)
若桜町	12 (2.4%)	12 (2.2%)	12 (2.4%)	12 (2.5%)	13 (2.8%)	12 (2.8%)	12 (2.9%)	11 (2.8%)
八頭町	36 (7.0%)	42 (7.9%)	43 (8.4%)	37 (7.6%)	36 (7.7%)	32 (7.6%)	28 (6.8%)	27 (7.0%)
合 計	512 (100.0%)	533 (100.0%)	509 (100.0%)	484 (100.0%)	469 (100.0%)	425 (100.0%)	415 (100.0%)	391 (100.0%)

注) 従業員4人以上の事務所

出典：鳥取県企画部統計課「鳥取県の工業」、総務省統計局「経済センサス」

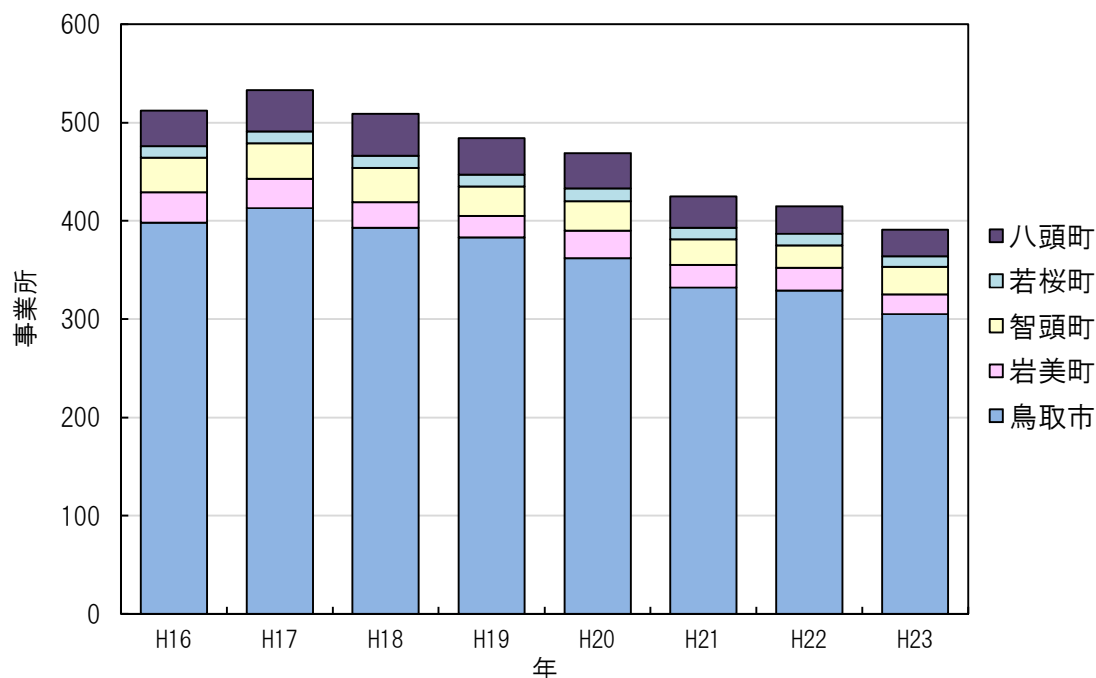


図 1-1-12 事業所数の推移

※統計数値の取扱い

事業所・企業統計調査は、平成18年の調査を最後に平成21年から経済センサスに統合されています。経済センサスの調査対象は、平成18年度までの事業所・企業統計調査と同様ですが、調査手法は、「商業・法人登記等の行政記録の活用」、「会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入」等が異なることから、平成18年事業所・企業統計調査との差数が全て増加・減少を示すものではないとされ、国においては統計表の時系列比較を行っていません。

表 1-1-14 工業従業者数の推移

単位：人

年 市町	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
鳥取市	15,345 (83.5%)	16,462 (85.2%)	17,184 (85.1%)	16,802 (86.1%)	15,469 (85.7%)	14,548 (87.1%)	13,821 (86.1%)	11,157 (84.4%)
岩美町	1,187 (6.4%)	1,090 (5.6%)	1,193 (5.9%)	1,029 (5.3%)	973 (5.4%)	849 (5.1%)	932 (5.8%)	841 (6.4%)
智頭町	815 (4.4%)	726 (3.8%)	817 (4.0%)	748 (3.8%)	711 (3.9%)	606 (3.6%)	603 (3.8%)	600 (4.5%)
若桜町	291 (1.6%)	268 (1.4%)	272 (1.4%)	277 (1.4%)	266 (1.5%)	240 (1.4%)	255 (1.6%)	175 (1.3%)
八頭町	746 (4.1%)	776 (4.0%)	726 (3.6%)	663 (3.4%)	629 (3.5%)	470 (2.8%)	432 (2.7%)	454 (3.4%)
合計	18,384 (100.0%)	19,322 (100.0%)	20,192 (100.0%)	19,519 (100.0%)	18,048 (100.0%)	16,713 (100.0%)	16,043 (100.0%)	13,227 (100.0%)

注) 従業員 4 人以上の事務所

出典：鳥取県企画部統計課「鳥取県の工業」、総務省統計局「経済センサス」

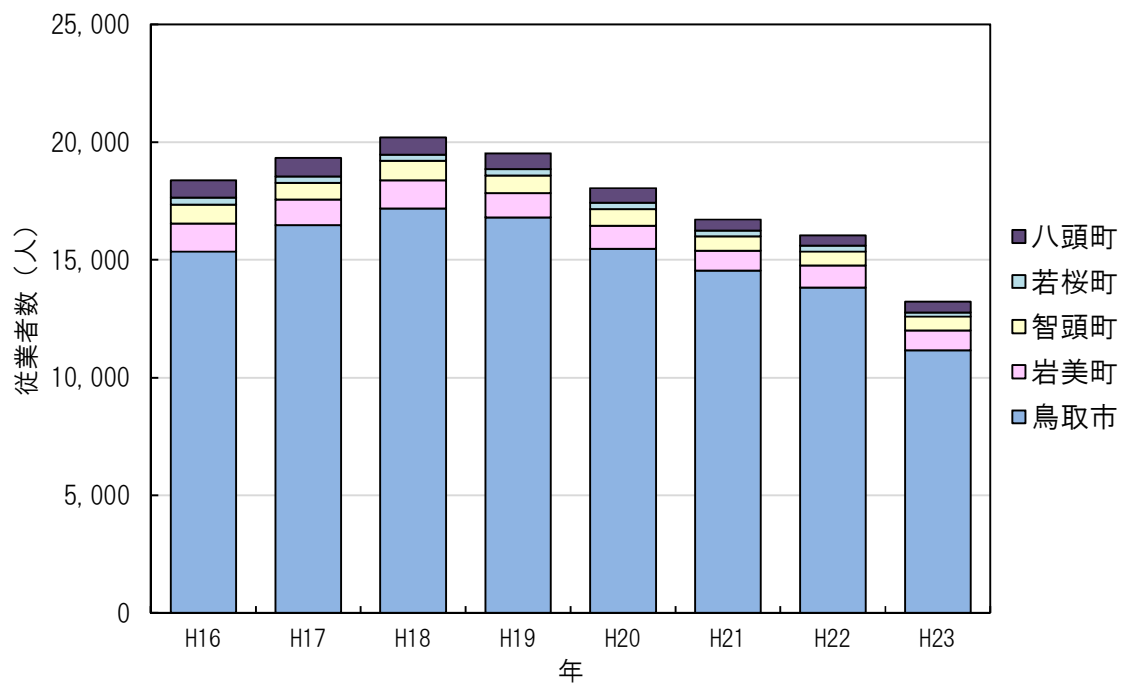


図 1-1-13 工業従業者数の推移

表 1-1-15 製造品出荷額等の推移

単位：億円

年 市町	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
鳥取市	4,859 (92.2%)	4,990 (92.6%)	5,748 (93.4%)	5,593 (94.0%)	4,962 (92.8%)	3,770 (92.7%)	4,077 (93.0%)	3,119 (91.8%)
岩美町	229 (4.4%)	231 (4.3%)	231 (3.8%)	195 (3.3%)	231 (4.3%)	187 (4.6%)	191 (4.4%)	164 (4.8%)
智頭町	79 (1.5%)	65 (1.2%)	73 (1.2%)	71 (1.2%)	67 (1.3%)	50 (1.2%)	50 (1.1%)	56 (1.7%)
若桜町	34 (0.6%)	35 (0.7%)	36 (0.6%)	36 (0.6%)	34 (0.6%)	26 (0.6%)	32 (0.7%)	18 (0.5%)
八頭町	67 (1.3%)	66 (1.2%)	64 (1.0%)	56 (0.9%)	51 (1.0%)	36 (0.9%)	36 (0.8%)	39 (1.2%)
合計	5,268 (100.0%)	5,387 (100.0%)	6,152 (100.0%)	5,951 (100.0%)	5,345 (100.0%)	4,069 (100.0%)	4,386 (100.0%)	3,396 (100.0%)

注：従業員４人以上の事務所

出典：鳥取県企画部統計課「鳥取県の工業」、総務省統計局「経済センサス」

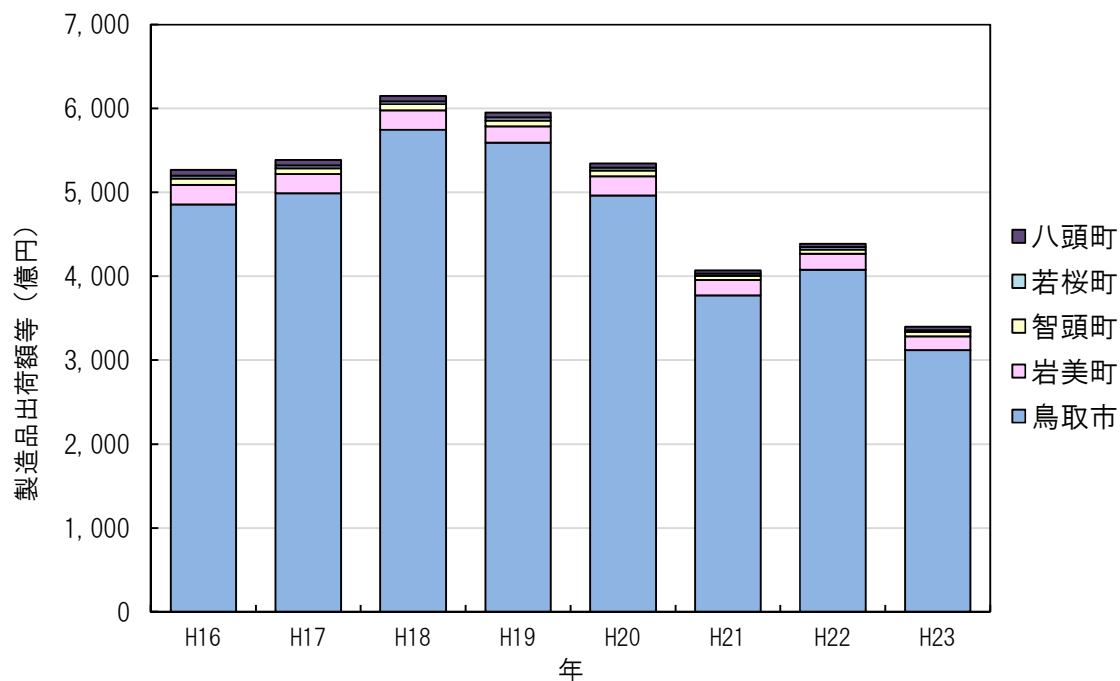


図 1-1-14 製造品出荷額等の推移

④商業

商業は、商店数・商品販売額は減少傾向にあり、従業者数も減少しています。

販売効率は、1店当たり販売額は増減しながら横ばい傾向、従業員1人当たりの販売額は減少傾向となっています。

表 1-1-16 商店数の推移

単位：店

年 市町	H11	H14	H16	H19	H21	H24
鳥取市	3,035	2,980	2,839	2,545	2,659	1,779
岩美町	187	165	151	100	125	94
智頭町	134	127	103	98	97	65
若桜町	90	80	71	56	55	43
八頭町	224	206	179	186	168	120
合 計	3,670	3,558	3,343	2,985	3,104	2,101

出典：経済産業省「商業統計表」、総務省統計局「経済センサス」

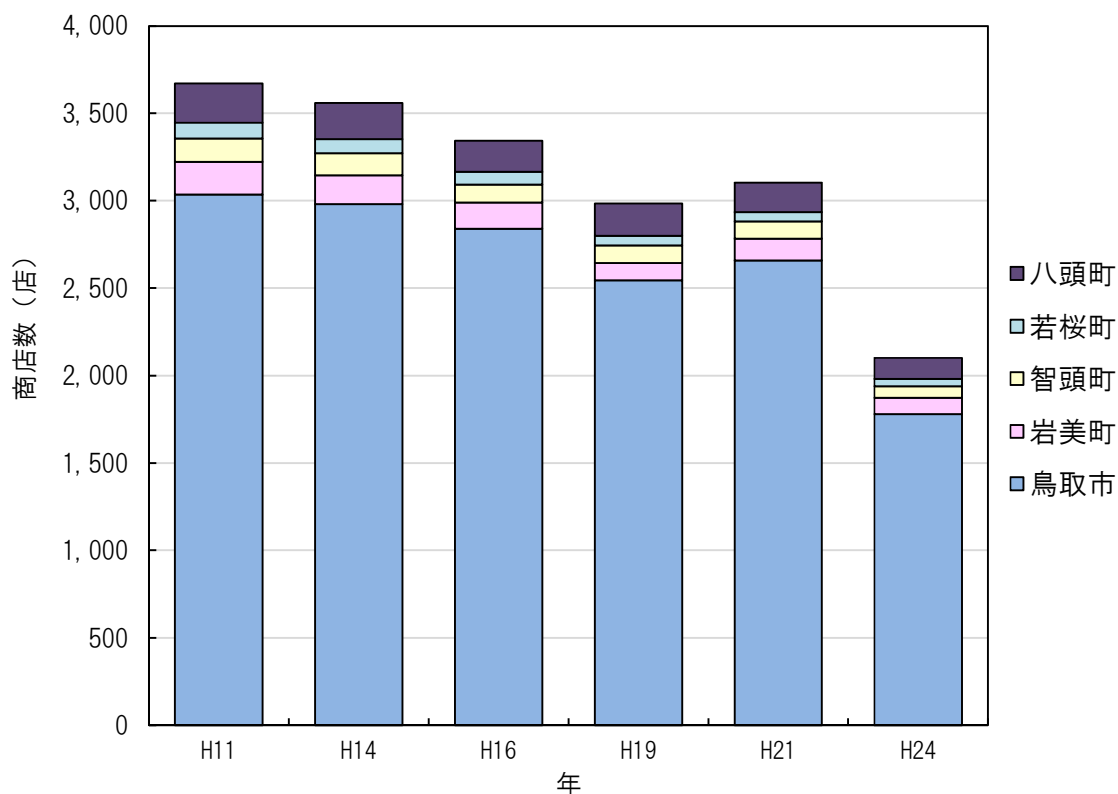


図 1-1-15 商店数の推移

※統計数値の取扱い

商業統計調査は、全国にあるすべての商業事業所(卸売業、小売業)を対象として実施される調査で、平成9年以降は5年ごとに「本調査」が、中間年(本調査の2年後)に「簡易調査」が実施され、直近では平成19年に本調査が実施されています。その後、全国すべての企業・事業所を対象とする「経済センサス」(基礎調査・活動調査)が創設されたことに伴い、平成21年商業統計調査は休止され、商業統計調査(簡易調査)で把握すべき事項は「経済センサス-活動調査」で把握されています。また、商業統計調査(本調査)は「経済センサス-活動調査」実施年の2年後に実施されることになっています。

なお、経済センサスによる結果と商業統計による結果(市区町村表)は、集計対象が異なることに留意が必要であるとされています。なお、上記、平成21年の商店数、従業者数は、経済センサス基礎調査に、平成24年度の数値は経済センサス活動調査によるものです。

表 1-1-17 商業従業者数の推移

単位：人

年 市町	H11	H14	H16	H19	H21	H24
鳥取市	17,646	19,447	18,568	17,819	19,135	12,585
岩美町	527	585	545	376	523	360
智頭町	561	595	459	454	463	298
若桜町	249	231	215	163	167	115
八頭町	792	833	820	873	733	511
合 計	19,775	21,691	20,607	19,685	21,021	13,869

出典：経済産業省「商業統計表」、総務省統計局「経済センサス」

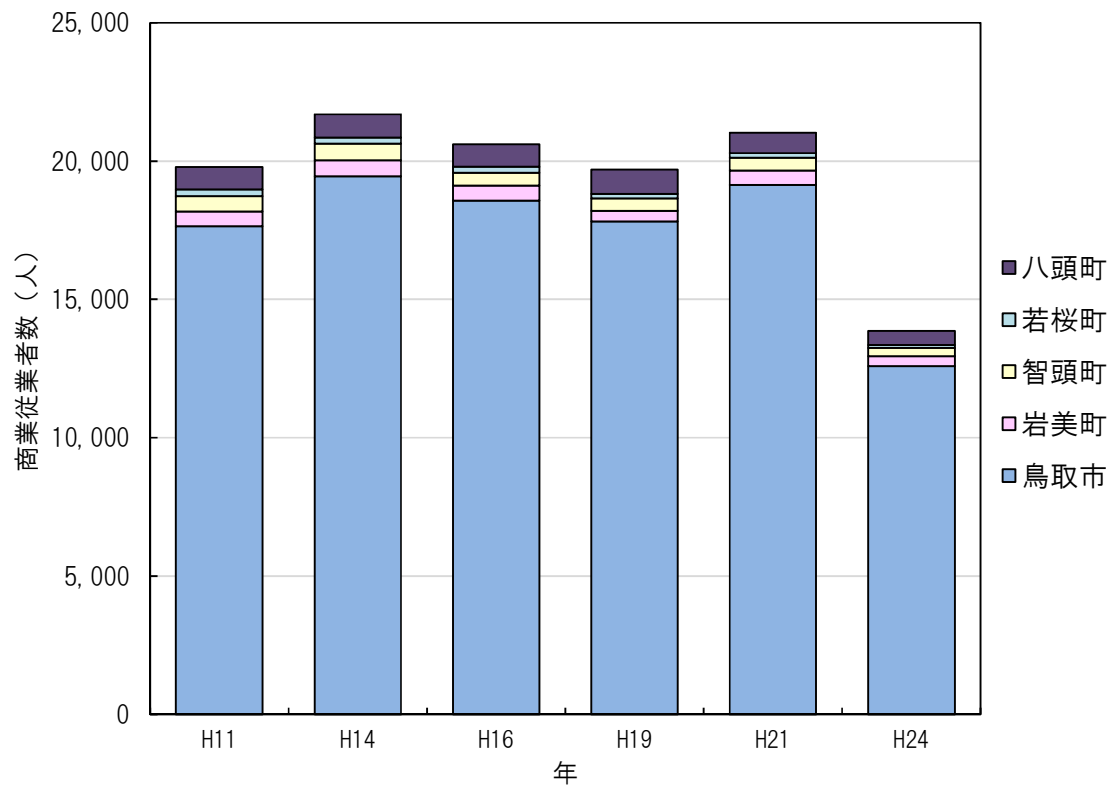


図 1-1-16 商業従業者数の推移

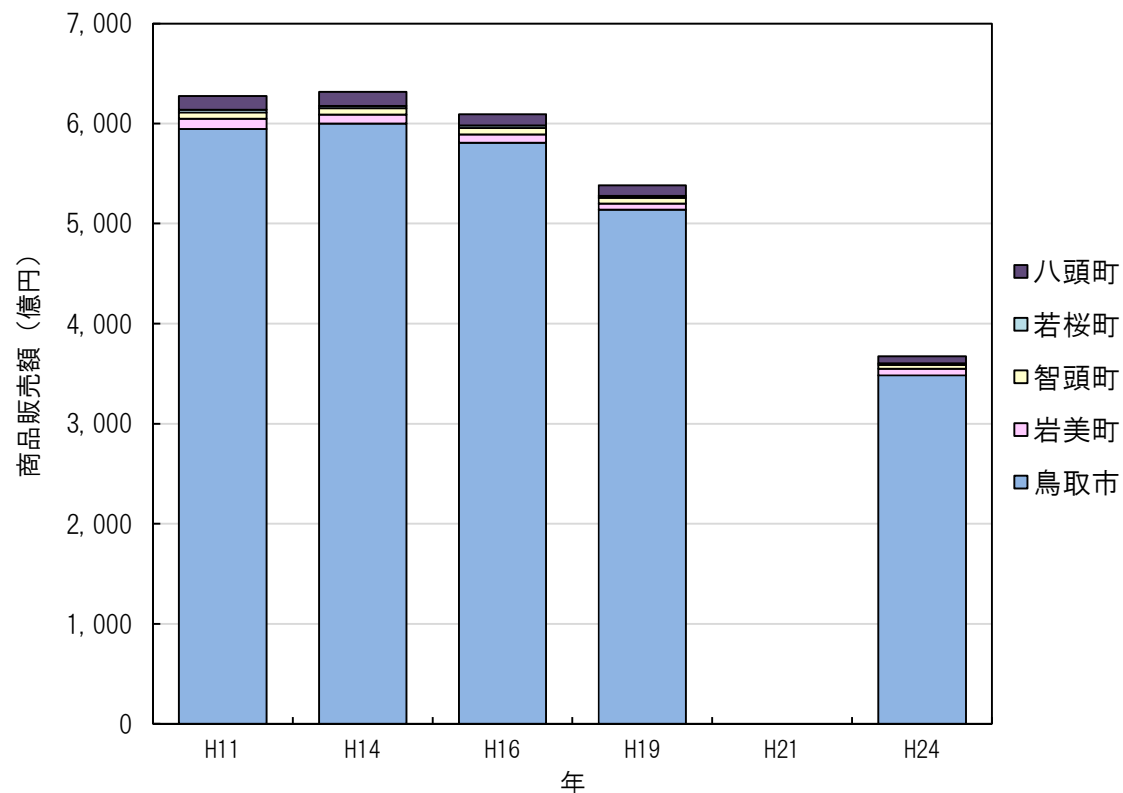
表 1-1-18 年間商品販売額の推移

単位：億円

年 市町	H11	H14	H16	H19	H21	H24
鳥取市	5,946	6,001	5,808	5,141	-	3,485
岩美町	101	87	83	60	-	66
智頭町	63	66	66	56	-	38
若桜町	28	22	23	19	-	14
八頭町	137	141	113	109	-	71
合 計	6,275	6,317	6,093	5,385	-	3,674

注) 平成 21 年の経済センサスにおいて年間販売額は示されていない。

出典：経済産業省「商業統計表」、総務省統計局「経済センサス」



注) 平成 21 年の経済センサスにおいて年間販売額は示されていない。

図 1-1-17 年間商品販売額の推移

表 1-1-19 販売効率の推移

単位：万円

年 市町	H11		H14		H16		H19		H21		H24	
	販 1 商 売 店 額 あ た り	販 1 従 売 人 業 額 あ 員 た り	販 1 商 売 店 額 あ た り	販 1 従 売 人 業 額 あ 員 た り	販 1 商 売 店 額 あ た り	販 1 従 売 人 業 額 あ 員 た り	販 1 商 売 店 額 あ た り	販 1 従 売 人 業 額 あ 員 た り	販 1 商 売 店 額 あ た り	販 1 従 売 人 業 額 あ 員 た り	販 1 商 売 店 額 あ た り	販 1 従 売 人 業 額 あ 員 た り
鳥取市	19,591	3,370	20,138	3,086	20,458	3,128	20,200	2,885	-	-	19,590	2,769
岩美町	5,401	1,917	5,273	1,487	5,497	1,523	6,000	1,596	-	-	7,021	1,833
智頭町	4,701	1,123	5,197	1,109	6,408	1,438	5,714	1,233	-	-	5,846	1,275
若桜町	3,111	1,124	2,750	952	3,239	1,070	3,393	1,166	-	-	3,256	1,217
八頭町	6,116	1,730	6,845	1,693	6,313	1,378	5,860	1,249	-	-	5,917	1,389
東部圏域 全 体	17,098	3,173	17,754	2,912	18,226	2,957	18,040	2,736	-	-	17,487	2,649

注) 平成 21 年の経済センサスにおいて年間販売額は示されていない。

資料：経済産業省「商業統計表」、総務省統計局「経済センサス」

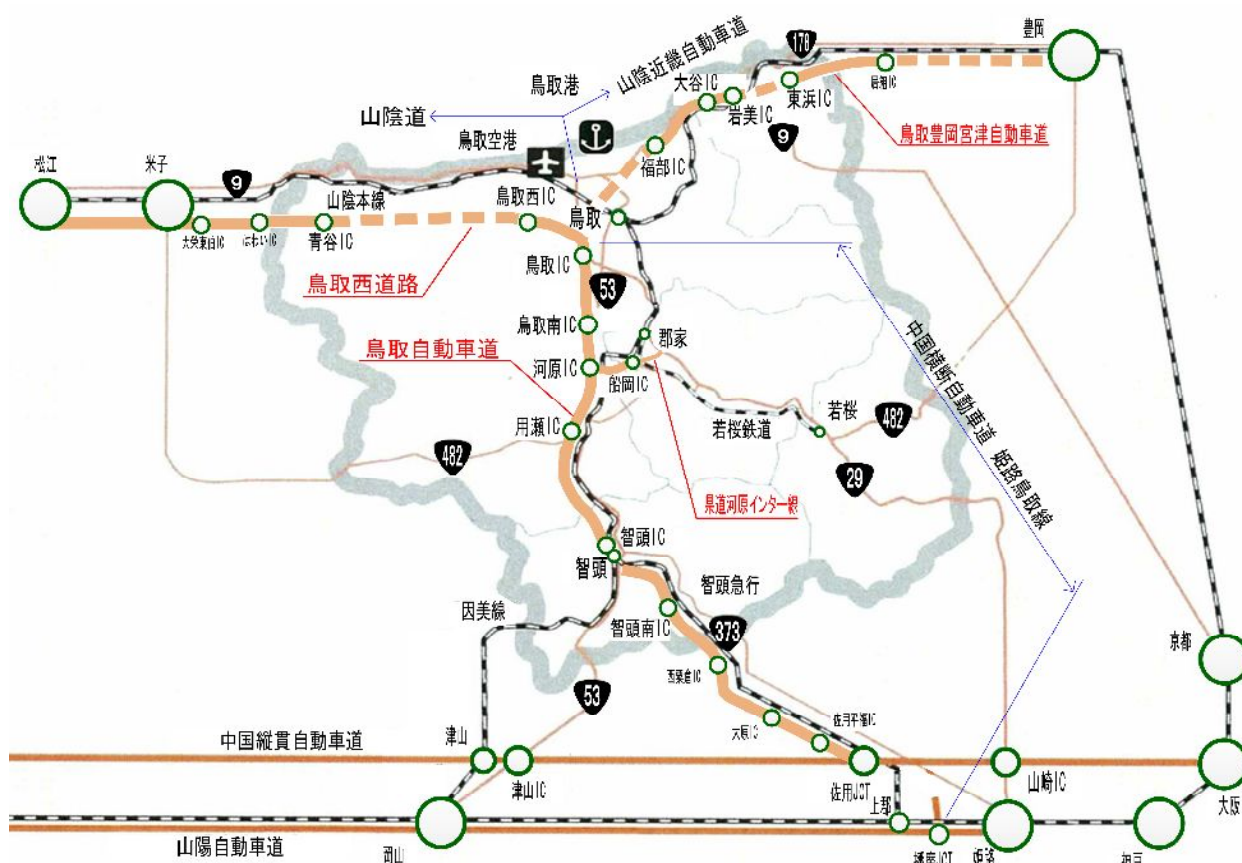
3-2 交通網

本圏域の幹線交通網は、日本海沿いに東西に縦貫する国道9号（京都市～下関市）、中国山地を貫き山陽圏と結ぶ国道29号（鳥取市～姫路市）、53号（鳥取市～岡山市）、海岸沿いに舞鶴市へ至る国道178号（岩美町～舞鶴市）等の国道、日本海沿いに東西に走る山陰本線、関西圏と結ぶ智頭急行智頭線（図1-1-18では、「智頭急行」と記載。）、山陽圏と結ぶ因美線、因美線から分岐し若桜町へ至る若桜鉄道若桜線などの鉄道、鳥取市北部に位置する鳥取空港や鳥取港で形成されています。

鳥取空港では、これまで東京便が1日4往復就航していましたが、平成26年3月から5往復就航となりました。

鳥取港においては、砂・砂利等の建築資材の流通拠点として、西日本の日本海側の各港との交易が活発に行われているほか、中国、韓国から砂・石材等を輸入しています。

また、道路については、本圏域と関西圏、山陽圏を結ぶ鳥取自動車道（鳥取市～中国道佐用ジャンクション）が平成25年3月に全線開通しました。加えて、鳥取～米子間を1時間で結ぶ山陰道、さらには鳥取市から兵庫県但馬地域を経て京都府宮津市へ至る鳥取豊岡宮津自動車道の整備が進められています。



出典：第2次鳥取県東部ふるさと市町村圏計画（一部修正）

図1-1-18 圏域・周辺地域の交通体系

3-3 土地利用状況（生活環境に関する規制等）

本圏域の面積は、1,518.67 km²であり、鳥取県全体の約4割を占める県内最大の広域圏です。

土地利用の状況は、農用地や宅地などの割合が低く、林野が79.5%を占めています。

表 1-1-20 土地利用の状況（平成 25 年 4 月 1 日）

単位：km²

市町	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町	合 計
宅 地	26.24	2.16	1.60	0.82	3.76	34.58 (2.3%)
農用地	86.35	11.21	5.54	5.56	19.57	128.23 (8.4%)
林 野	545.53	98.88	208.38	188.72	165.48	1,206.99 (79.5%)
その他	107.54	10.13	9.09	4.21	17.90	148.87 (9.8%)
総面積	765.66	122.38	224.61	199.31	206.71	1,518.67 (100.0%)

資料：各市町資料

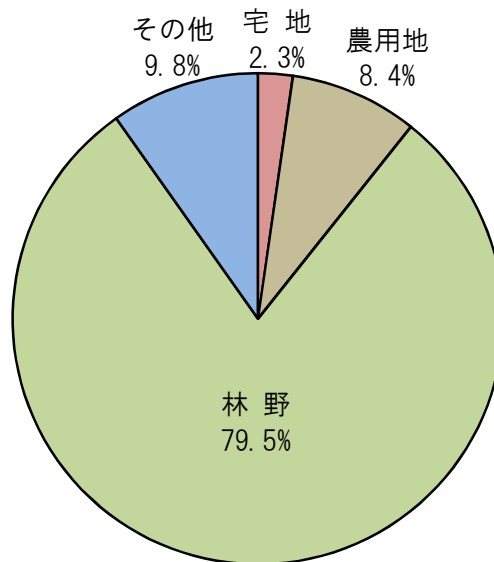


図 1-1-19 土地利用の状況

4. 市町の総合計画等

4-1 上位計画

各市町の統合計画における将来像及び基本目標は、以下のとおりです。

表 1-1-21 各市町の総合計画

鳥取市	計画名称	第9次鳥取市総合計画
	策定年月	平成23年5月
	将来像	人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取
	基本目標	① ふるさとを愛し 次代を担う人づくり ② 心豊かにいきいきと 人が輝くまちづくり ③ 笑顔があふれ 心やすらぐまちづくり ④ 緑あふれる 日本一のふるさとづくり ⑤ 人・モノ・情報が行きかい にぎわうまちづくり
岩美町	計画名称	第9次岩美町総合計画
	策定年月	平成24年3月
	将来像	人がつながり 心をつなぎ 未来へつなげる 岩美町
	基本目標	① まちづくりは人づくり 教育のまち ② 地域で支えあい 健やかに暮らせるまち ③ 産業を育て 快適で活力あるまち ④ 行ってみたい また来たいまち ⑤ みんなで築く あたたかいまち
智頭町	計画名称	第6次智頭町総合計画
	策定年月	平成23年3月
	将来像	林業・農業を軸とした町民が主役の魅力あふれる元気なまち ～みどりの風が吹く疎開のまち～
	基本目標	① 豊かな資源・環境を活かしたまちづくり ② 安全・安心で住みよいまちづくり ③ 充実した教育によるまちづくり ④ みんなでつくる元気なまちづくり
若桜町	計画名称	第9次若桜町総合計画
	策定年月	平成24年3月
	将来像	豊かな自然と歴史・文化のなかで一人ひとりが元気に輝くまち
	基本目標	① 安全で快適なまちづくり ② 人にやさしい、支え合いのまちづくり ③ 豊かな心を育むまちづくり ④ 魅力あふれるまちづくり ⑤ 住民参加のまちづくり
八頭町	計画名称	八頭町総合計画
	策定年月	平成17年12月
	将来像	人が輝き・集い・夢広がるまち
	基本目標	① 住民一人ひとりが主役のまちづくり ② やすらぎと生きがいのあるまちづくり ③ 自然と共生した快適で安全なまちづくり ④ 豊かな心を育み文化の薫るまちづくり ⑤ 地域の個性を活かした魅力と活力のあるまちづくり

第2節 ごみ処理の現況及び課題

1. ごみ処理フロー

平成 25 年度のごみ処理フローは図 1-2-1 のとおりです。

平成 25 年度のごみの総排出量は 72,642 t（土石類を含み 72,922 t）で、そのうち 58,578 t（し渣を除く）が 4 つの焼却施設で、5,145 t（土石類を含む）が鳥取県東部環境クリーンセンター（以下「環境クリーンセンター」という。）で、3,019t がいなばエコリサイクルセンター（民間委託）で、24t が国府町クリーンセンターで、403 t が民間施設で各々処理されています。また、集団回収量 4,187t と古紙類 1,737t は直接資源化しています。

焼却灰や中間処理後の残渣等の最終処分量は 8,593 t（土石類を含む）です。集団回収を含む資源化量は 12,001 t であり、総排出量の 16.5%でした。

2. ごみ処理体制

可燃ごみの焼却処理については、表 1-2-1 のとおり鳥取市が行っています。なお、焼却残渣については、東部広域が埋立処分を行っています。

また、不燃ごみ及び資源ごみの中間処理及び中間処理後の残渣の埋立処分は東部広域が行っています。

表 1-2-1 ごみ処理体制

市町		区 分	排出抑制	収集・運搬	中間処理		最終処分											
					可燃系	不燃系												
鳥取市		収集ごみ	住 民	鳥取市	鳥取市	東部広域	東部広域 (焼却残渣の 処分を含む)											
		事業ごみ	事業者	許可業者														
		直接搬入ごみ	住 民・事業者															
岩美郡	岩美町	収集ごみ	住 民	岩美町	鳥取市に委託			東部広域	東部広域 (焼却残渣の 処分を含む)									
		事業ごみ	事業者															
		直接搬入ごみ	住 民・事業者															
八頭郡	智頭町	収集ごみ	住 民	智頭町						鳥取市に委託	東部広域	東部広域 (焼却残渣の 処分を含む)						
		事業ごみ	事業者															
		直接搬入ごみ	住 民・事業者															
	若桜町	収集ごみ	住 民	若桜町									鳥取市に委託	東部広域	東部広域 (焼却残渣の 処分を含む)			
		事業ごみ	事業者															
		直接搬入ごみ	住民・事業者															
	八頭町	収集ごみ	住民	八頭町												鳥取市に委託	東部広域	東部広域 (焼却残渣の 処分を含む)
		事業ごみ	事業者	許可業者														
		直接搬入ごみ	住民・事業者															

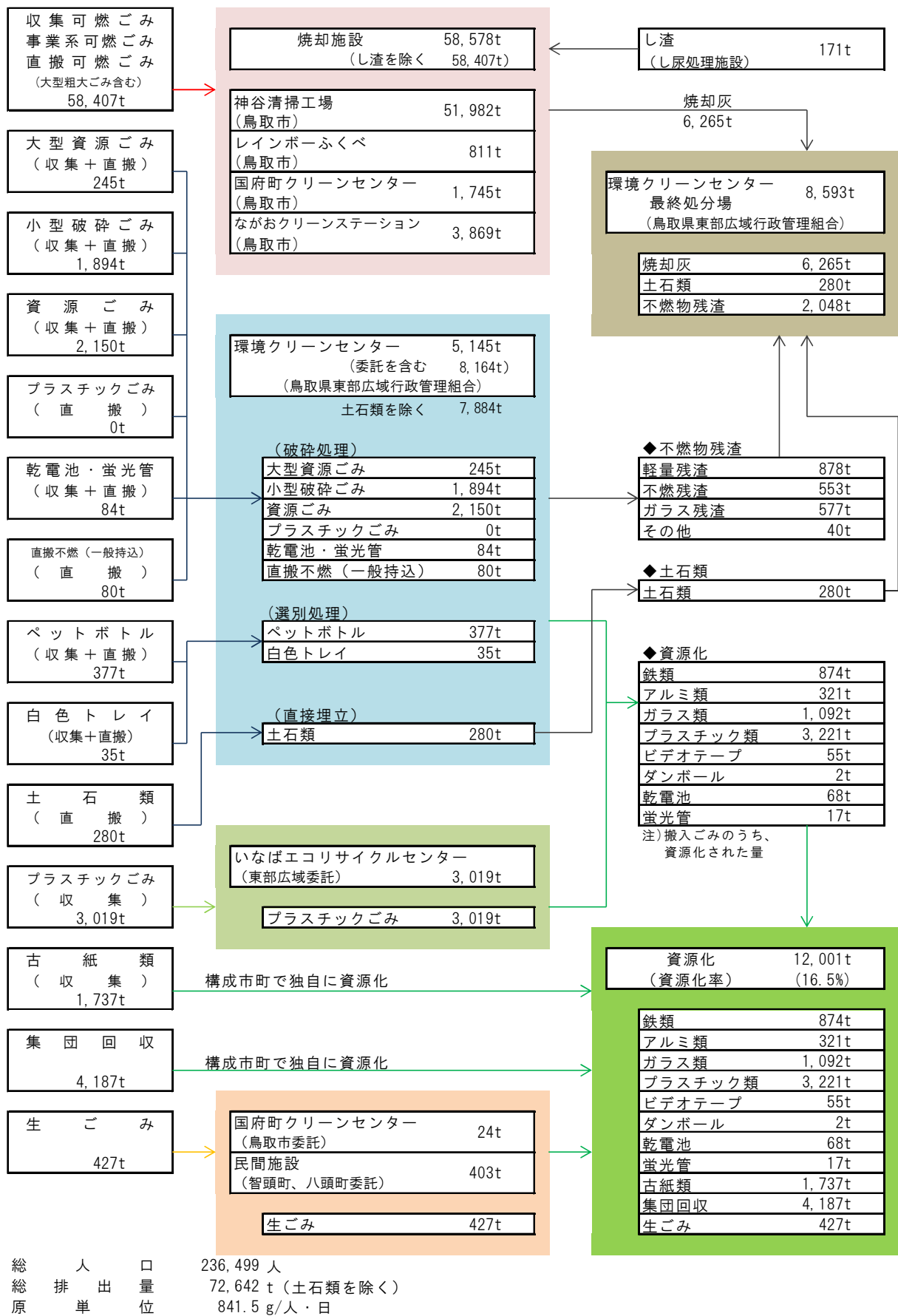


図 1-2-1 ごみ処理フロー (平成 25 年度)

3. ごみ処理施設の概要

東部圏域から発生する一般廃棄物を処理する施設の概要は表 1-2-2～1-2-4 のとおりです。

表 1-2-2 可燃物処理施設

神谷清掃工場	処理対象区域	鳥取市（下記施設の処理区域対象以外）、 岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
	処 理 能 力	270 t / 24 h （2 炉）
	処 理 方 式	ストーカ（全連続式）
	竣 工 年 月	平成4年1月
	管 理 者	鳥取市
	所 在 地	鳥取市西今在家 228 番地
レインボーふくべ	処理対象区域	鳥取市（福部町）
	処 理 能 力	5 t / 8 h （1 炉）
	処 理 方 式	ストーカ（機械化バッチ式）
	竣 工 年 月	平成10年3月
	管 理 者	鳥取市
	所 在 地	鳥取市福部町箭溪 281 番地 3
国府町クリーンセンター	処理対象区域	鳥取市（国府町）
	処 理 能 力	12 t / 8 h （1 炉）
	処 理 方 式	炉床（機械化バッチ式）
	竣 工 年 月	平成9年3月
	管 理 者	鳥取市
	所 在 地	鳥取市国府町岡益 464 番地
ながおクリーンステーション	処理対象区域	鳥取市（青谷町、鹿野町、気高町）
	処 理 能 力	25 t / 8 h （2 炉）
	処 理 方 式	ストーカ（機械化バッチ式）
	竣 工 年 月	平成6年3月
	管 理 者	鳥取市
	所 在 地	鳥取市気高町八束水 2160 番地

表 1-2-3 不燃物処理施設

環境クリーンセンター	処理対象区域	鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
	搬入ごみ	小型破碎ごみ、資源ごみ（ビン、缶）、大型資源ごみ、ペットボトル、白色トレイ、乾電池・蛍光灯
	処理能力	84.25 t / 5 h
	処理方式	破碎・選別・圧縮・梱包
	竣工年月	平成9年3月
	管理者	東部広域
	所在地	鳥取市伏野 2220 番地
いなばエコ・リサイクルセンター	処理対象区域	鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
	搬入ごみ	プラスチックごみ
	処理能力	18.4 t / 8 h
	処理方式	選別・圧縮・梱包
	竣工年月	平成18年3月
	管理者	因幡環境整備株式会社 （東部広域が中間処理を委託している。）
	所在地	鳥取市船木 118 番地 1

表 1-2-4 最終処分場

環境クリーンセンター 最終処分場	埋立対象物	不燃物中間処理残渣、可燃物処理施設から発生する焼却灰
	埋立容量	486,000m ³
	竣工年月	平成9年3月
	管理者	東部広域
	所在地	鳥取市伏野 2220 番地

4. ごみ排出量の実績

ごみ総排出量の実績は、平成 12 年度の 99,911t をピークに減少しています。

平成 25 年度は、ごみ総排出量 72,642 t、排出原単位 841.5 g/人・日であり、平成 12 年度に比べそれぞれ 27.3%、23.0%の減少となっています。

表 1-2-5 ごみ排出量の実績

年度	H16	H17	H18	H19	H20
行政区域内人口 (人)	250,532	249,421	248,163	246,837	244,880
可燃系ごみ (t)	77,329	75,862	75,277	71,958	66,646
不燃系ごみ (t)	11,389	10,779	9,991	9,679	8,299
集団回収 (t)	5,375	5,274	5,418	5,621	5,435
合 計 (t)	94,093	91,915	90,686	87,258	80,380
(t/日)	257.79	251.82	248.46	239.06	220.22
排出原単位 (g/人・日)	1,029.0	1,009.6	1,001.2	968.5	899.3

年度	H21	H22	H23	H24	H25
行政区域内人口 (人)	243,382	241,922	240,577	238,663	236,499
可燃系ごみ (t)	64,007	61,446	61,960	61,107	60,571
不燃系ごみ (t)	8,236	8,112	8,125	7,998	7,884
集団回収 (t)	5,375	4,890	4,555	4,329	4,187
合 計 (t)	77,618	74,448	74,640	73,434	72,642
(t/日)	212.65	203.97	204.49	201.19	199.02
排出原単位 (g/人・日)	873.7	843.1	850.0	843.0	841.5

注) ・し渣を除く

・排出原単位：一人一日あたり排出量 (g/人・日) = 一日排出量 (t/日) ÷ 総人口 (人) × 10⁶

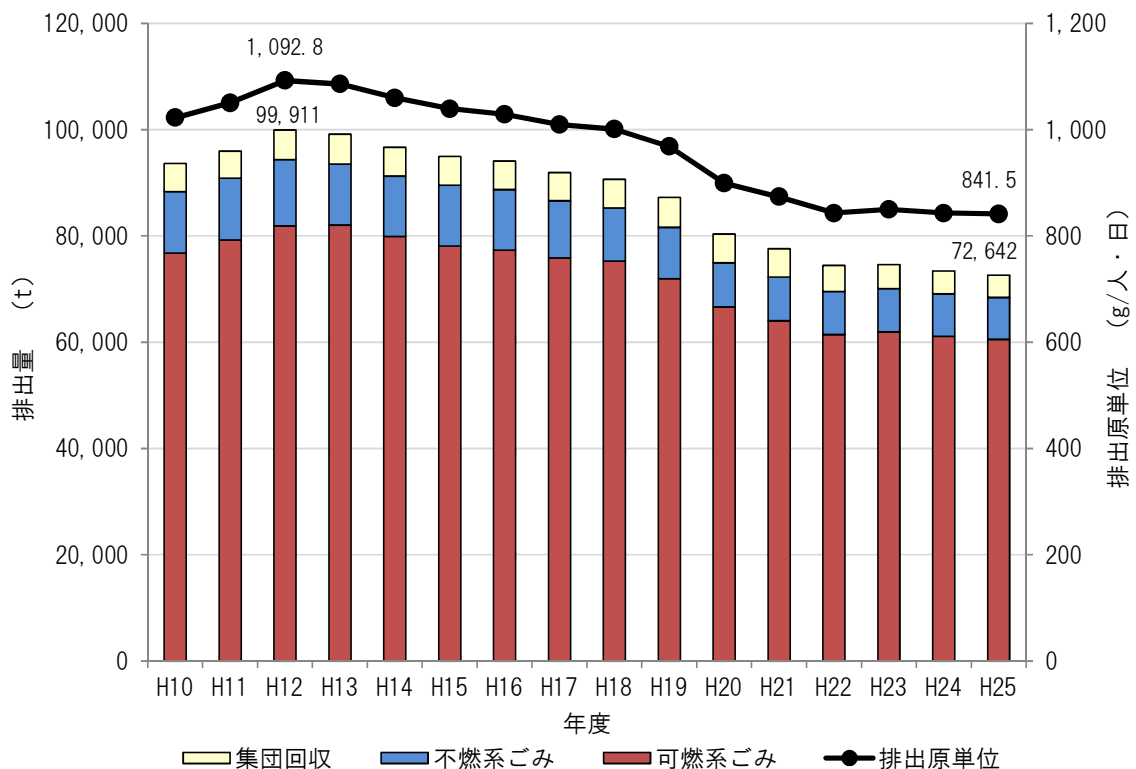


図 1-2-2 ごみ排出量の実績

ごみ区分別排出量は、表 1-2-6 に示すように、生ごみが増加している他は減少しています。減少傾向が小さいごみ区分は、収集プラスチックごみ、収集ペットボトル、事業系可燃ごみです。

表 1-2-6 ごみ区分別排出量の実績

単位：t

年度	H16	H17	H18	H19	H20
収集ごみ	59,591	58,528	57,355	54,078	49,291
可燃ごみ	46,503	45,259	44,518	41,102	37,732
大型資源ごみ	827	710	731	685	295
プラスチックごみ	3,336	3,364	3,279	3,258	2,973
小型破砕ごみ	2,403	2,312	2,371	2,308	1,881
資源ごみ	3,069	2,949	2,774	2,701	2,514
ペットボトル	387	392	398	403	394
白色トレイ	63	59	54	53	50
古紙類	2,866	3,353	3,089	3,449	3,351
乾電池・蛍光管	137	130	141	119	101
直接搬入ごみ	29,084	28,084	27,889	27,453	25,489
事業系可燃ごみ	22,475	22,936	23,074	22,825	21,761
直搬可燃ごみ	5,442	4,285	4,572	4,476	3,637
大型資源ごみ	17	13	1	0	0
プラスチックごみ	235	4	0	0	0
小型破砕ごみ	188	190	52	29	17
資源ごみ	499	512	51	27	9
ペットボトル	76	0	0	0	0
直搬不燃（一般持込）	144	133	129	93	65
乾電池・蛍光管	8	11	10	3	0
生ごみ	43	29	24	106	165
集団回収	5,375	5,274	5,418	5,621	5,435
合 計	94,093	91,915	90,686	87,258	80,380

年度	H21	H22	H23	H24	H25
収集ごみ	47,641	45,444	45,540	44,581	43,843
可燃ごみ	36,322	34,824	35,319	34,773	34,303
大型資源ごみ	299	241	244	238	245
プラスチックごみ	2,958	2,986	3,029	3,027	3,019
小型破砕ごみ	1,883	1,827	1,922	1,957	1,893
資源ごみ	2,491	2,452	2,340	2,203	2,150
ペットボトル	385	398	377	373	377
白色トレイ	49	50	45	40	35
古紙類	3,157	2,574	2,173	1,881	1,737
乾電池・蛍光管	97	92	91	89	84
直接搬入ごみ	24,415	23,864	24,221	24,135	24,185
事業系可燃ごみ	21,158	20,674	21,000	20,977	21,085
直搬可燃ごみ	3,183	3,124	3,144	3,087	3,019
大型資源ごみ	0	0	0	0	0
プラスチックごみ	0	0	0	0	0
小型破砕ごみ	6	2	3	2	1
資源ごみ	0	0	0	0	0
ペットボトル	0	0	0	0	0
直搬不燃（一般持込）	68	64	74	69	80
乾電池・蛍光管	0	0	0	0	0
生ごみ	187	250	324	389	427
集団回収	5,375	4,890	4,555	4,329	4,187
合 計	77,618	74,448	74,640	73,434	72,642

注）し渣を除く

5. 再生利用量の実績

中間処理後再生利用量は、平成 17 年度からペットボトル・白色トレイを除くプラスチックごみ（以下「プラスチックごみ」という。）の再資源化を開始したことにより大幅に増加しました。ただし、以降は減少傾向にあり、平成 25 年度は 12,001t でした。

内訳をみると、過去 5 年間では中間処理後再生利用量は概ね横ばい状態ですが、直接資源化量（古紙類）や集団回収量の減少が全体量の減少要因となっています。

表 1-2-7 再生利用量の実績

単位：t

年度	H16	H17	H18	H19	H20
中間処理後再生利用量	4,022	7,115	6,421	6,428	5,584
直接資源化量（古紙）	2,866	3,353	3,089	3,449	3,351
直接資源化量（生ごみ）	43	29	24	106	165
集団回収量（古紙・ﾌﾙﾐ缶等）	5,375	5,274	5,418	5,621	5,435
合 計	12,306	15,771	14,952	15,604	14,535

年度	H21	H22	H23	H24	H25
中間処理後再生利用量	5,719	5,951	5,861	5,794	5,650
直接資源化量（古紙）	3,157	2,574	2,173	1,881	1,737
直接資源化量（生ごみ）	187	250	324	389	427
集団回収量（古紙・ﾌﾙﾐ缶等）	5,375	4,890	4,555	4,329	4,187
合 計	14,438	13,665	12,913	12,393	12,001

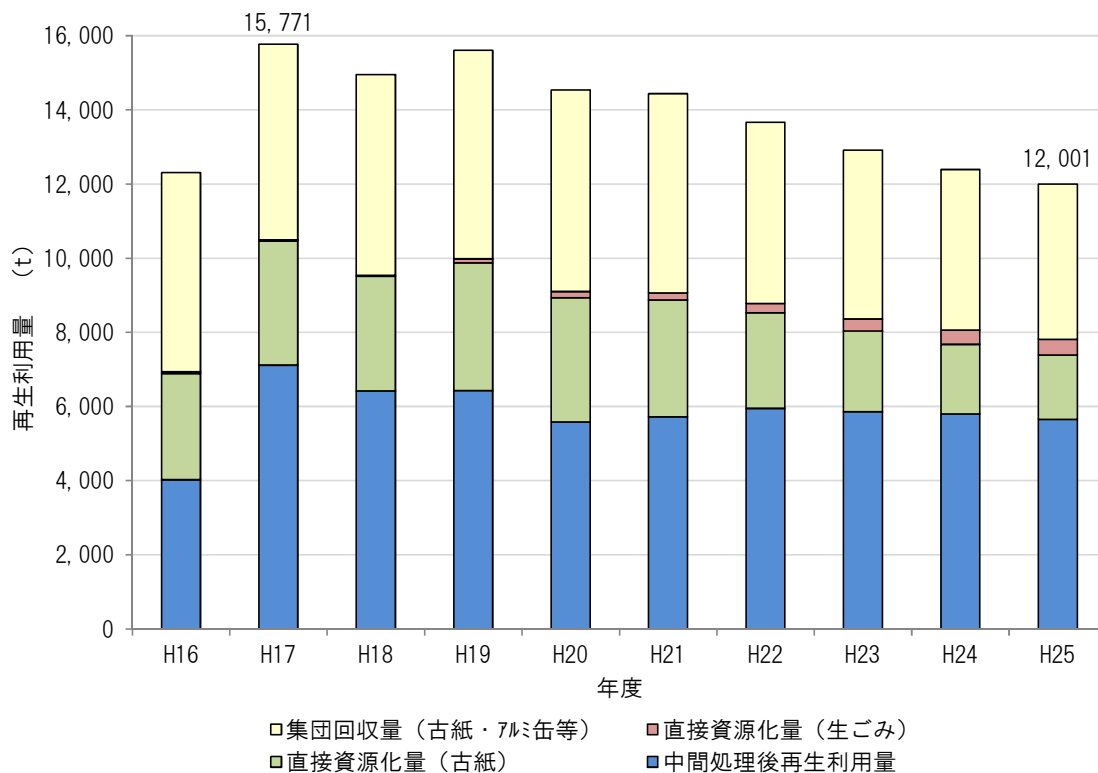


図 1-2-3 再生利用量の実績

6. 収集運搬量の実績

家庭から排出されるごみの収集運搬量の実績は、平成 12 年度の 64,863 t をピークに減少しており平成 25 年度は 43,923 t です。特に可燃ごみが大きく減少しています。

表 1-2-8 収集運搬量の実績

単位：t

年度	H16	H17	H18	H19	H20
可燃ごみ	46,503	45,259	44,518	41,102	37,732
大型資源ごみ	827	710	731	685	295
プラスチックごみ	3,336	3,364	3,279	3,258	2,973
小型破碎ごみ	2,403	2,312	2,371	2,308	1,881
資源ごみ	3,069	2,949	2,774	2,701	2,514
ペットボトル	387	392	398	403	394
白色トレイ	63	59	54	53	50
古紙類	2,866	3,353	3,089	3,449	3,351
乾電池・蛍光管	137	130	141	119	101
合 計	59,591	58,528	57,355	54,078	49,291

年度	H21	H22	H23	H24	H25
可燃ごみ	36,322	34,824	35,319	34,773	34,303
大型資源ごみ	299	241	244	238	245
プラスチックごみ	2,958	2,986	3,029	3,027	3,019
小型破碎ごみ	1,883	1,827	1,922	1,957	1,893
資源ごみ	2,491	2,452	2,340	2,203	2,150
ペットボトル	385	398	377	373	377
白色トレイ	49	50	45	40	35
古紙類	3,157	2,574	2,173	1,881	1,737
乾電池・蛍光管	97	92	91	89	84
合 計	47,641	45,444	45,540	44,581	43,843

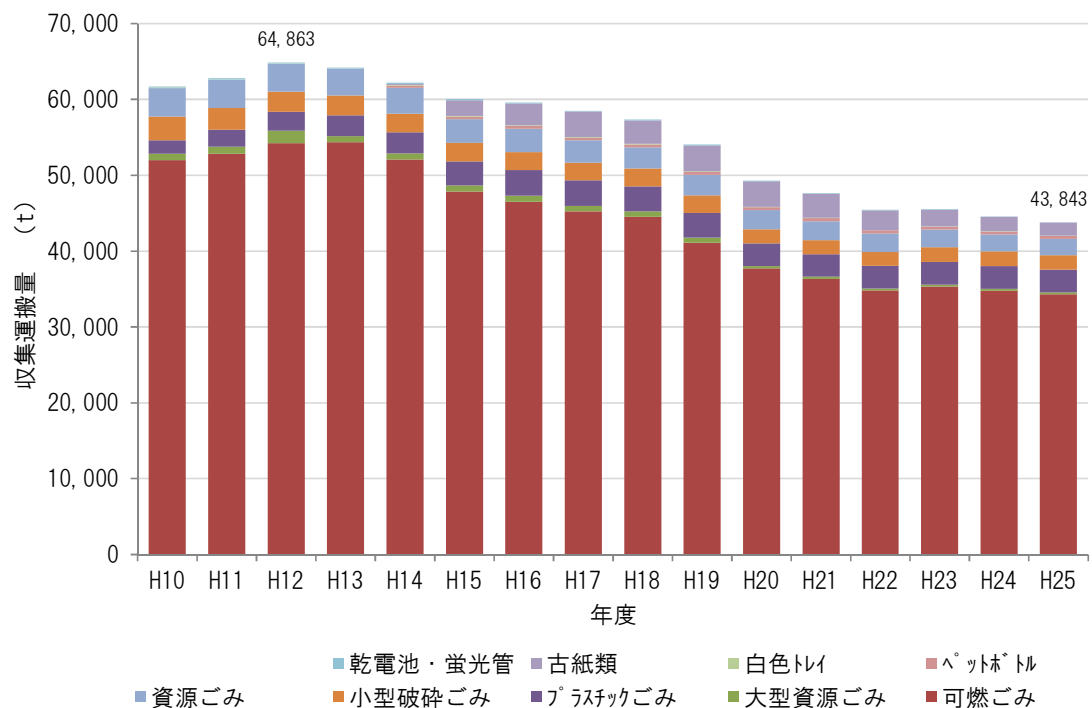


図 1-2-4 収集運搬量の実績

7. 中間処理量の実績

中間処理量の実績は、可燃系ごみ及び不燃系ごみともに、減少傾向を示しています。

平成 25 年度の中間処理量は 66,291t で、可燃系ごみが 58,407 t、不燃系ごみが 7,884 t で可燃系ごみが 88%を占めています。

表 1-2-9 中間処理量の実績

単位：t

年度	H16	H17	H18	H19	H20
焼却施設	74,420	72,480	72,164	68,403	63,130
神谷清掃工場	57,058	56,075	55,684	52,616	48,471
レインボ-ふくべ	1,098	1,022	1,042	1,001	865
国府町クリーンセンター	2,744	2,607	2,573	2,524	2,329
ながおクリーンステーション	5,061	4,487	4,717	4,423	4,026
クリーンセンターやず	8,459	8,289	8,148	7,839	7,439
環境クリーンセンター	11,389	10,779	9,991	9,679	8,299
資源ごみ	3,568	3,461	2,825	2,728	2,523
プラスチックごみ	3,571	3,368	3,279	3,258	2,973
小型破砕ごみ	2,591	2,502	2,423	2,337	1,898
大型資源ごみ	844	723	732	685	295
直搬不燃	144	133	129	93	65
ペットボトル	463	392	398	403	394
白色トレイ	63	59	54	53	50
乾電池・蛍光管	145	141	151	122	101
合 計	85,809	83,259	82,155	78,082	71,429

年度	H21	H22	H23	H24	H25
焼却施設	60,663	58,622	59,463	58,837	58,407
神谷清掃工場	52,096	51,706	52,477	51,865	51,982
レインボ-ふくべ	774	724	745	780	811
国府町クリーンセンター	2,132	2,273	2,241	2,220	1,745
ながおクリーンステーション	3,943	3,919	4,000	3,972	3,869
クリーンセンターやず	1,718	-	-	-	-
環境クリーンセンター	8,236	8,112	8,125	7,998	7,884
資源ごみ	2,491	2,452	2,340	2,203	2,150
プラスチックごみ	2,958	2,986	3,029	3,027	3,019
小型破砕ごみ	1,889	1,829	1,925	1,959	1,894
大型資源ごみ	299	241	244	238	245
直搬不燃	68	64	74	69	80
ペットボトル	385	398	377	373	377
白色トレイ	49	50	45	40	35
乾電池・蛍光管	97	92	91	89	84
合 計	68,899	66,734	67,588	66,835	66,291

注) し渣を除く

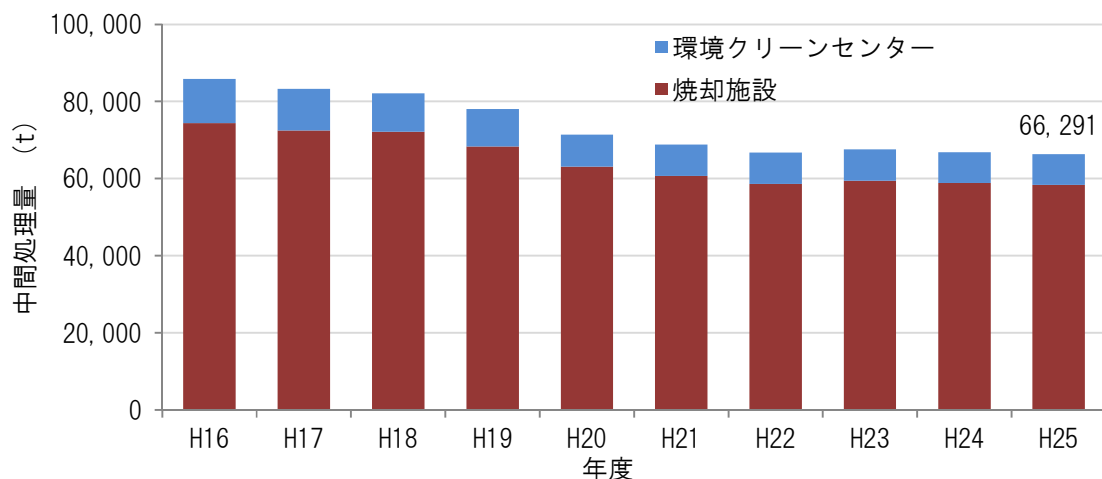


図 1-2-5 中間処理量の実績

8. 最終処分量の実績

最終処分量の実績は、平成 17 年度からプラスチック残渣を埋立てしなくなったため、大きく減少しました。

平成 25 年度の最終処分量は 8,593 t で、その約 7 割が焼却灰となっています。

表 1-2-10 最終処分量の実績

単位：t

年度	H16	H17	H18	H19	H20
軽量残渣	1,245	1,173	1,124	1,035	733
不燃残渣	914	820	808	781	653
ガラス残渣	1,560	1,496	1,368	1,310	1,191
プラスチック残渣	4,595	—	—	—	—
その他	109	126	109	69	46
焼却灰	7,559	7,659	8,089	7,614	7,069
土石類	491	489	633	410	364
合 計	16,473	11,763	12,131	11,219	10,056

年度	H21	H22	H23	H24	H25
軽量残渣	712	675	716	895	878
不燃残渣	649	640	683	568	553
ガラス残渣	936	577	642	596	577
プラスチック残渣	—	—	—	—	—
その他	36	38	32	36	40
焼却灰	6,521	6,430	6,244	6,341	6,265
土石類	325	377	237	383	280
合 計	9,179	8,737	8,554	8,819	8,593

注) プラスチック残渣は平成 17 年度からリサイクル処理に変更したため、以降の埋立ては無し。

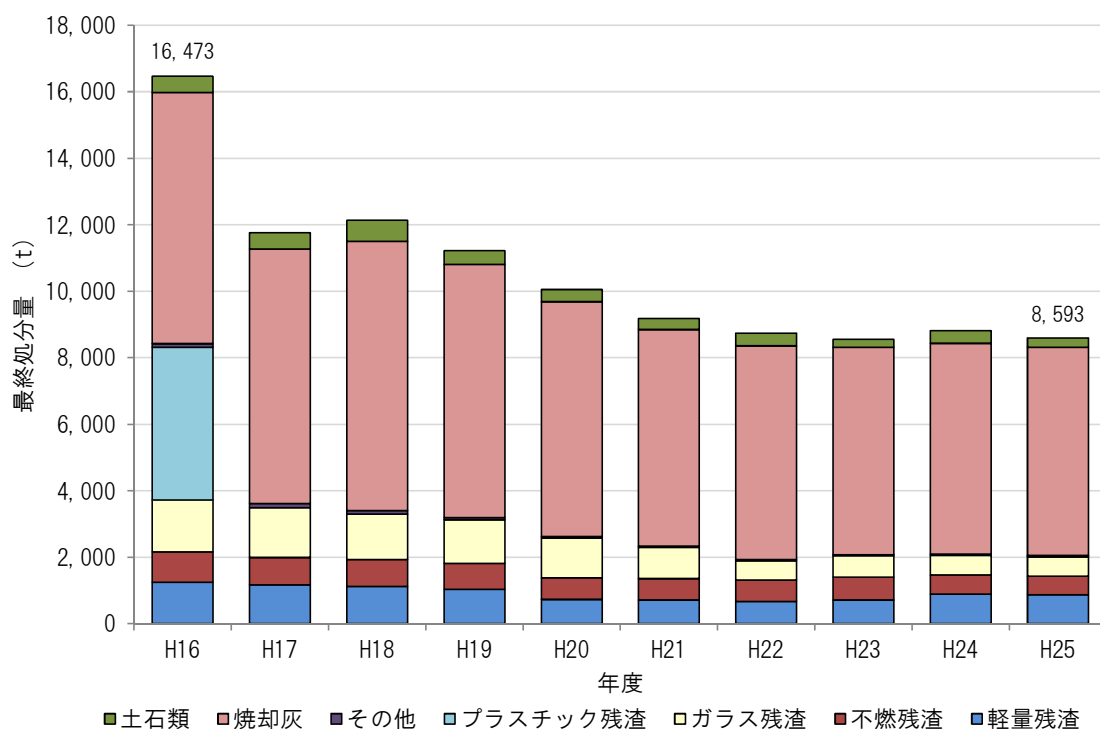


図 1-2-6 最終処分量の実績

9. ごみの性状

本組合では、搬入された可燃ごみ等のごみ質調査を平成 20 年 8 月から継続して行っています。

表 1-2-11 ごみ質調査の概要

区分	調査対象ごみの概要	調査頻度等
可燃ごみ	✓ 住民が排出した可燃ごみを収集した車両から調査サンプルを採取している。 ✓ 住民が排出している可燃ごみにどのような品目が出されているかを確認した。	年 4 回 (春・夏・秋・冬)
プラスチックごみ	✓ 住民が排出したプラスチックごみを収集した車両から調査サンプルを採取している。 ✓ 住民が排出しているプラスチックごみにどのような品目が出されているかを確認した。	年 1 回 (秋)
可燃物	✓ 焼却施設に投入された家庭系や事業系の可燃ごみ、さらには、処理残渣が投入されたごみピットから調査サンプルを採取している。 ✓ 焼却対象物の性状を確認した。	年 4 回 (春・夏・秋・冬)
不燃残渣 軽量残渣 ガラス残渣	✓ 大型資源ごみ等を破碎選別したのちの回収物(不燃残渣、軽量残渣)とびん類の選別工程で排出されるガラス残渣である。 ✓ いずれも現在は埋立処分しており、埋立物の性状(粒径)を確認した。	年 1 回 (秋)

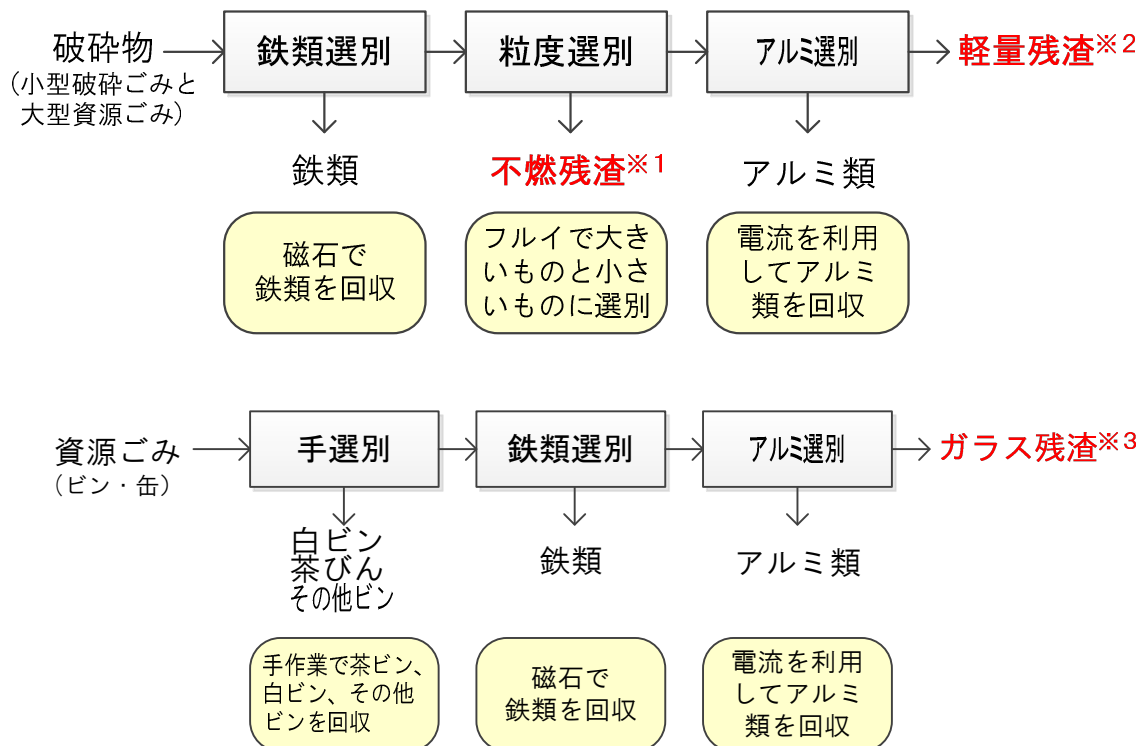


図 1-2-7 不燃残渣※1・軽量残渣※2・ガラス残渣※3の排出箇所

9-1 収集可燃ごみ

収集可燃ごみの性状（湿重量ベース）は、住民がごみ出しを行った状態を示すものです。

種類組成をみると、厨芥類 36.79%と紙類 35.10%で7割を超えています。なお、分別することで資源化できる紙やプラスチック類が合計 26.29%排出されており、不燃物も含め3割近くを占めています。

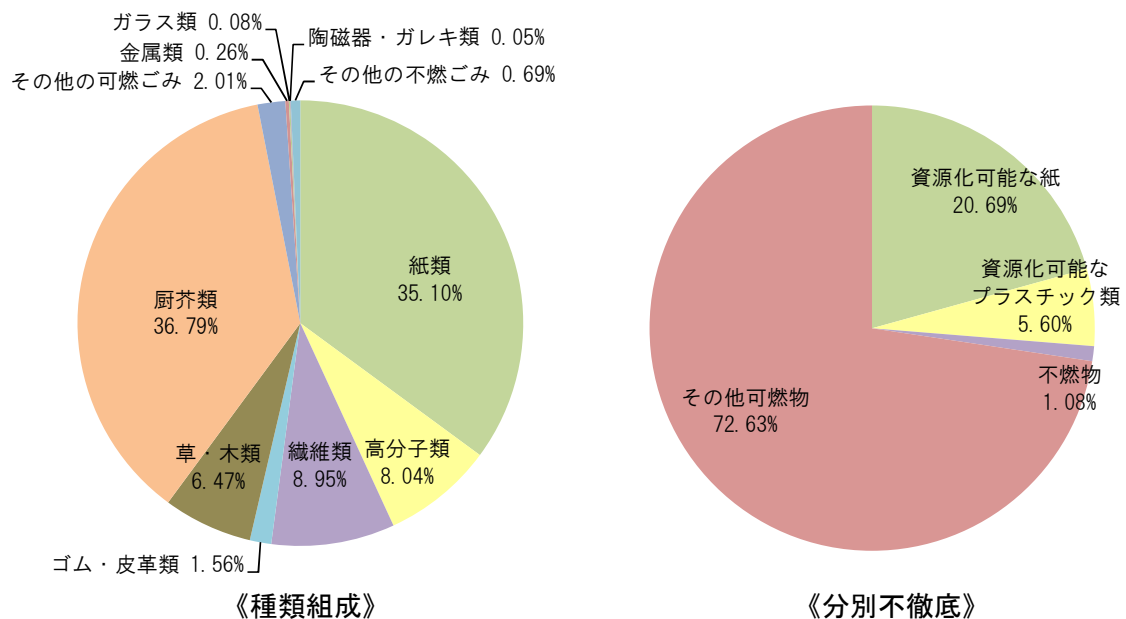


図 1-2-8 収集可燃ごみの性状（湿重量ベース／平均値）

9-2 収集プラスチックごみ

収集プラスチックごみの性状（湿重量ベース）は、高分子類が 98.09%であり、その他の種類は1%に満たない割合でした。

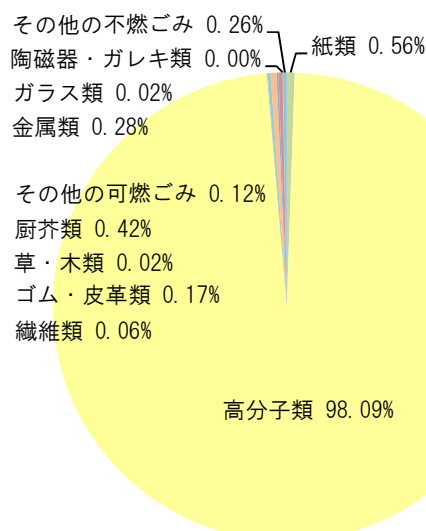


図 1-2-9 収集プラスチックごみの性状（湿重量ベース／平均値）

9-3 可燃物

平成 21 年度以降の調査結果によると、可燃物の種類組成（乾重ベース）は、紙・布類の占める割合が多く平均で概ね 6 割を占めています。理化学的組成のうち、ごみの三成分は、水分が 39.4～55.5%、可燃分が 39.9～55.2%、灰分は 3.1～10.3%で、低位発熱量は 7,530～11,110 kJ/kg でした。なお、低位発熱量を経年的にみると、増減はあるものの増加する傾向にあります。

表 1-2-12 可燃物のごみ質調査結果（乾重ベース）

項 目		単位	平均	最大	最小
単位容積重量		kg/m ³	226	324	141
乾燥後種類組成	紙・布類	%	60.15	73.63	50.21
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	14.42	25.06	8.42
	木・竹・わら類	%	9.88	24.07	2.20
	厨芥類	%	12.55	28.68	4.69
	不燃物類	%	0.92	6.21	0.00
	その他	%	2.08	10.64	0.75
理化学的性状	水分	%	46.0	55.5	39.4
	灰分	%	5.3	10.3	3.1
	可燃分	%	48.7	55.2	39.9
	低位発熱量	kJ/kg	9,213	11,110	7,530
		kcal/kg	2,204	2,658	1,801

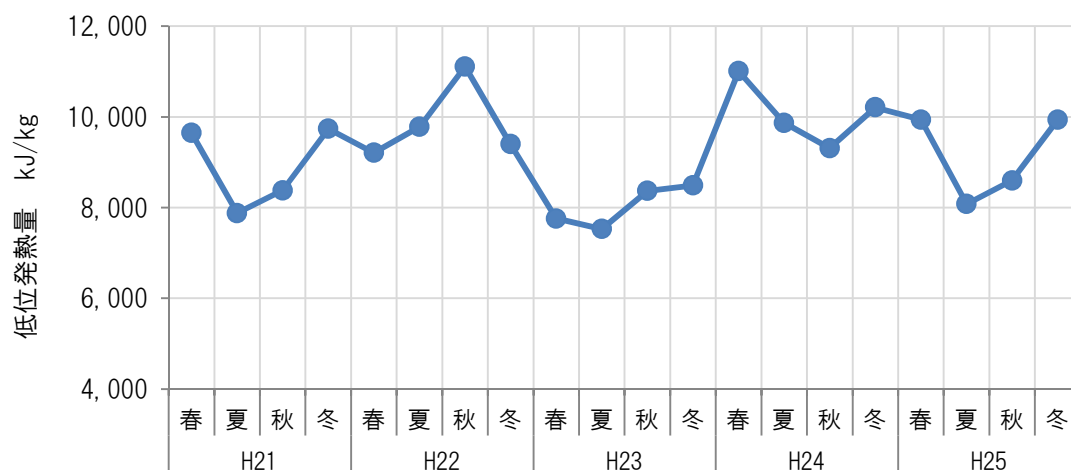


図 1-2-10 低位発熱量の経年変化

※低位発熱量とは

乾燥したごみを燃やしたときに発生する熱量から、ごみ中に含まれる水分を蒸発させるために使ってしまう熱量を差し引いた値です。低すぎると燃料を加えないと完全燃焼できません。また、高すぎると焼却炉を熱損してしまうこともあります。ごみ種類別にみると、プラスチック類は、概ね 2 万 kJ/kg を超え、一方で生ごみは水分が多いため、2 千 kJ/kg を下回りますが、これらが混合されて平均的には 1 万 kJ/kg 程度を示しています。

一般的に、焼却施設の計画ごみ質は、上記の結果を基に、経済性等を考慮した統計処理を行い、基準ごみ時、高質ごみ時、低質ごみ時の計画値を設定します。その際、最大値や最小値は除外されます。

9-4 不燃物残渣・軽量残渣・ガラス残渣

不燃残渣、軽量残渣、ガラス残渣の粒度累積分布は、不燃残渣、ガラス残渣は9割程度が粒径30mm以下である一方、軽量残渣は、均等な分布を示し30mm以上のものが4割程度を占めています。

さらに、乾重ベースでの種類組成は、不燃残渣において合成樹脂類、ガラス、陶器が各々2～3割程度ですが、軽量残渣は合成樹脂類が5割程度を占めています。この結果からすると、軽量残渣は埋立時において風による飛散に留意が必要であることを示しています。

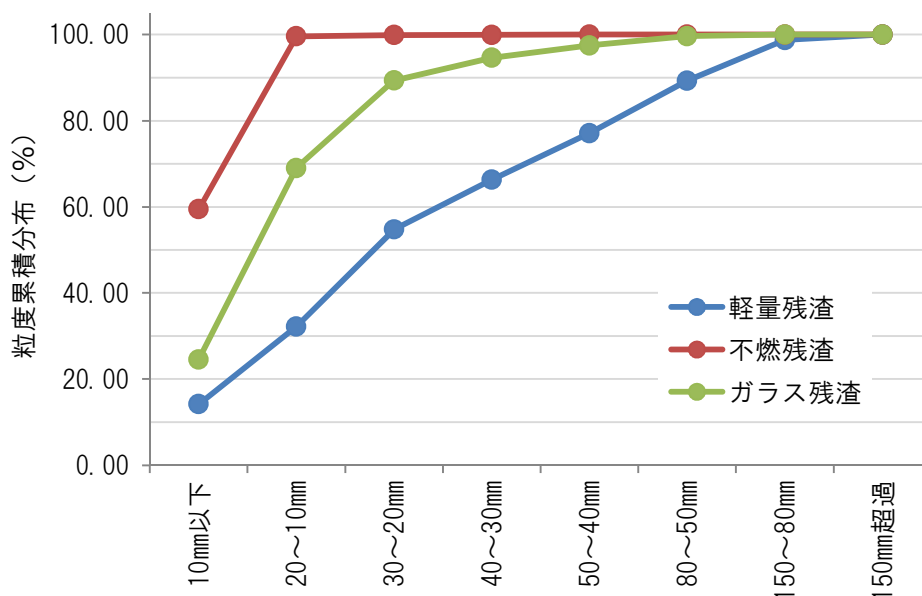


図 1-2-11 不燃物残渣・軽量残渣・ガラス残渣（平均値）

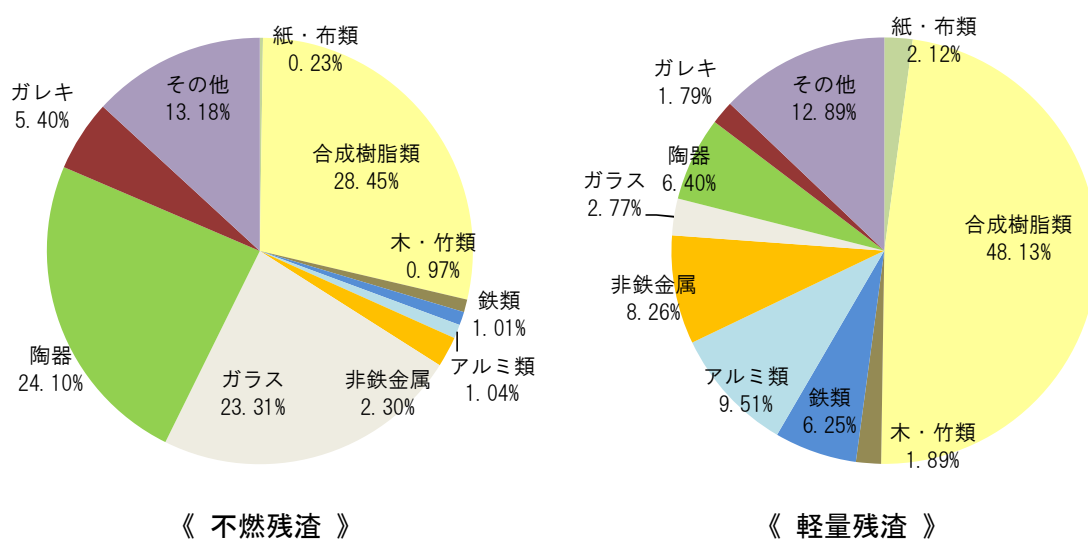


図 1-2-12 不燃残渣・軽量残渣の種類組成（乾重ベース／平均値）

10. 分別方法

平成 25 年度における収集ごみの収集頻度・収集方法・排出容器は表 1-2-13 に示すとおりです。分別区分は、古紙類の分別収集を行っている鳥取市、岩美町、八頭町では 9 種分別、智頭町、若桜町では 8 種分別です。

ごみの収集方法は、主にステーション方式（古紙類については一部、拠点回収）を採用し、可燃ごみの排出容器は、5 市町とも各々で指定袋を採用しています。

処理手数料の状況は、表 1-2-14 に示すとおりとなっています。

表 1-2-13 収集ごみの収集頻度・収集方法・排出容器

項目	分別区分	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
収集頻度	可燃ごみ	2回/週 (一部、1回/月)	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週
	プラスチックごみ	1回/週 (一部、2回/月)	1回/週	3回/月	3～4回/月	1回/週
	小型 破砕ごみ	1回/週 (一部、2回/月)	2回/月	1回/月	1～2回/月	1回/月
	資源ごみ (ビン・缶)	1回/週 (一部、2回/月)	2回/月	3回/月	1回/週	3回/月
	資源ごみ (ペットボトル)	2回/月 (一部、1回/月)	2回/月	1回/月	2回/月	1回/月
	資源ごみ (食品トレイ)	1回/週 (一部、1回/月)	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月
	資源ごみ (古紙類)	1回/月	2回/月	—	—	1回/2ヶ月
	大型 資源ごみ	申し込み制	3回/年	1回/月	1回/月	1回/月
	乾電池 ・蛍光灯	6回/年	2回/月	3回/年	4回/年	3回/年
収集方法	古紙類以外	ステーション方式 大型ごみは 戸別収集	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式
	古紙類	ステーション方式	ステーション方式	拠点回収	拠点回収	ステーション方式
排出容器	可燃ごみ	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
	プラスチックごみ	指定袋	指定無し (透明・半透明袋)	指定袋	指定無し (ビニール袋)	指定袋
	小型 破砕ごみ	直接回収容器	指定無し (透明・半透明袋)	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器
	資源ごみ (ビン・缶)	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器
	資源ごみ (ペットボトル)	指定無し (透明・半透明袋) 直接回収容器	直接回収容器	指定袋	直接回収容器	指定無し (ビニール袋)
	資源ごみ (食品トレイ)	直接回収容器	直接回収容器	指定袋	指定袋	指定袋
	資源ごみ (古紙類)	ひも	ひも	—	指定無し	ひも
	大型 資源ごみ	指定無し	指定無し	指定無し	指定無し	指定無し
	乾電池 ・蛍光灯	指定無し (透明・半透明袋) 直接回収容器	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し

表 1-2-14 処理手数料の状況

〔収集ごみ〕

市町名	ごみ種類	処理手数料：指定袋代（手数料含む）	
		家庭系	事業系
鳥取市	可燃ごみ	大（45ℓ）：60円/枚 中（30ℓ）：40円/枚 小（20ℓ）：30円/枚 極小（10ℓ）：15円/枚	
	プラスチックごみ	大（45ℓ）：30円/枚 中（30ℓ）：20円/枚 小（20ℓ）：15円/枚	
岩美町	可燃ごみ	大（45ℓ）：25円/枚 中（30ℓ）：23円/枚 小（20ℓ）：20円/枚	（60ℓ）：93円/枚
智頭町	可燃ごみ	大（45ℓ）：60円/枚 中（35ℓ）：40円/枚 小（20ℓ）：25円/枚	
	プラスチックごみ ペットボトル 食品トレイ	（45ℓ）：30円/枚	
若桜町	可燃ごみ	大（48ℓ）：42円/枚 中（37ℓ）：36円/枚 小（25ℓ）：24円/枚	（48ℓ）：91円/枚
八頭町	可燃ごみ プラスチックごみ 食品トレイ	大（48ℓ）：35円/枚 中（37ℓ）：30円/枚 小（24ℓ）：25円/枚	

注）若桜町と八頭町の指定袋の容量は、他自治体の寸法と容量より算出した。

〔直接搬入ごみ〕

市町名	ごみ種類	処理手数料
鳥取市	可燃ごみ	積載量10 kgまで120円/台 （10 kgを超えるときは、10 kg増やす毎に120円加算）
	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき360円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）
岩美町	可燃ごみ	直接搬入なし
	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき360円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）
智頭町	可燃ごみ	直接搬入なし
	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき360円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）
若桜町	可燃ごみ	直接搬入なし
	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき360円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）
八頭町	可燃ごみ	許可業者のみ直接搬入できるが、持ち込む場合 鳥取市と同様の料金
	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき360円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）

注）不燃ごみとは、食品トレイ、プラスチックごみ、ペットボトル、乾電池等、大型資源ごみ、土石類

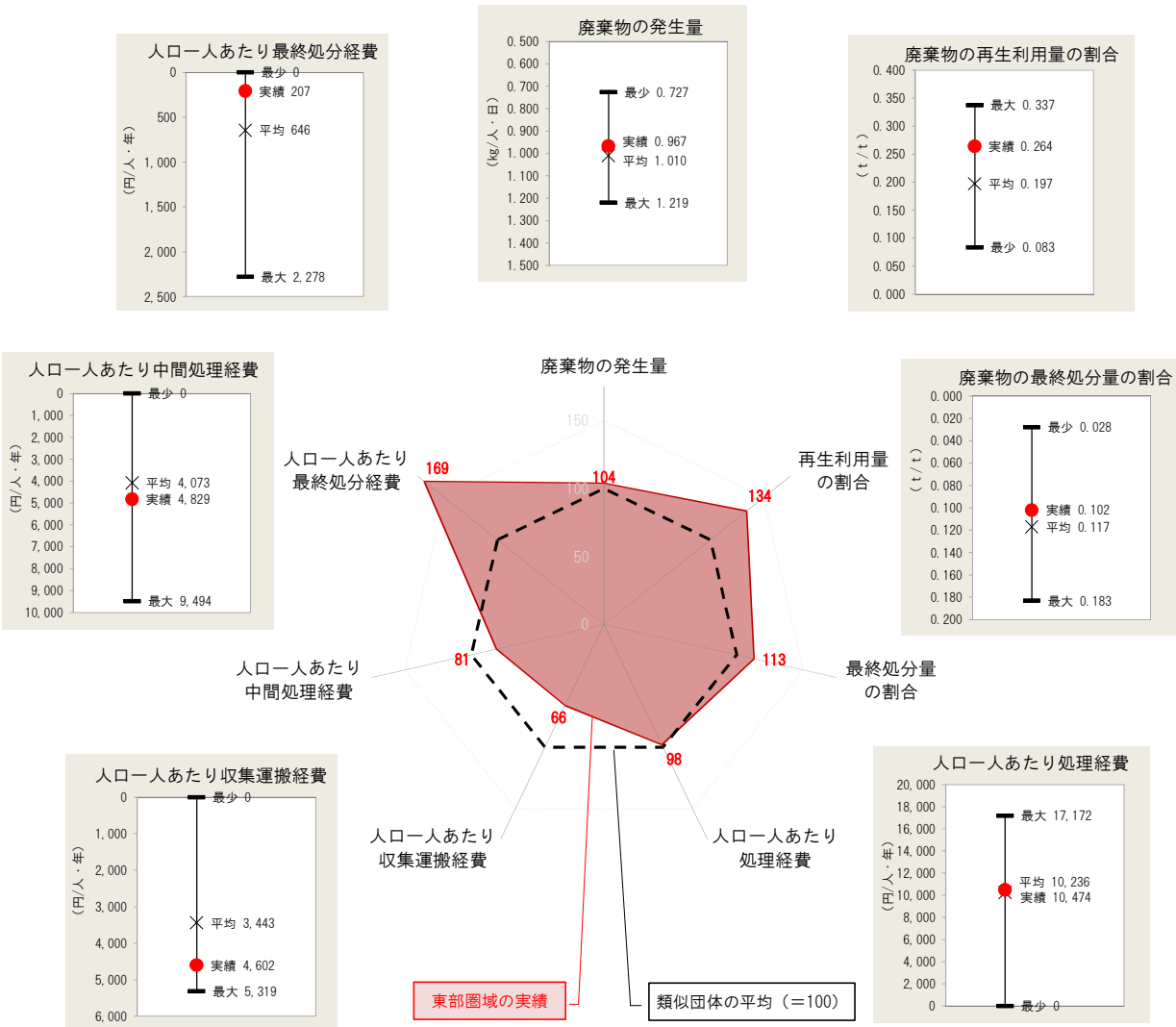
11. ごみ処理の評価

一般廃棄物処理事業実態調査（平成 23 年度実績）をもとに、類似団体（23 市及び一部事務組合）との比較による評価を行った結果は、以下のとおりです。

【東部広域の状況】人口：240,577 人（H23.10.1）面積：1,518.39 km²

分別収集の類型：類型Ⅱ（ただし、紙製容器包装は区分なし）

処理システムの概要：○中間処理：焼却施設（市）、粗大ごみ処理施設（一部事務組合）
○最終処分：管理型最終処分場（一部事務組合）



【評価項目と指数の算出方法】

	指数	指数化の方法	指数の見方
1	廃棄物の発生量 (kg/人・日)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほどごみ総排出量は少なくなる
2	廃棄物の再生利用量の割合 (t/t)	$\text{実績値} \div \text{平均値} \times 100$	指数が大きいほど資源回収率は高くなる
3	廃棄物の最終処分量の割合 (t/t)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
4	人口一人あたり処理経費 (円/人・年)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど一人あたり処理経費は少なくなる
5	人口一人あたり収集運搬経費 (円/人・年)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど一人あたり処理経費は少なくなる
6	人口一人あたり中間処理経費 (円/人・年)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど一人あたり処理経費は少なくなる
7	人口一人あたり最終処分経費 (円/人・年)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど一人あたり処理経費は少なくなる

※詳細は、添付資料 2 参照（掲載ページ：資料 2-1～資料 2-3）

図 1-2-13 一般廃棄物処理システム分析比較表

表 1-2-15 一般廃棄物処理システム分析比較表の評価と課題

項 目	評価	課題等
廃 棄 物 の 発 生	➤ 類似団体との比較において、平均値に対して4%小さい値を示しています。 ➤ ごみ発生量は、有料化などの効果により減少してきましたが、近年、減少傾向が鈍化しています。	・ ごみ減量に対する意識が薄れるなど、リバウンド現象が懸念されます。
再 生 利 用	➤ 類似団体との比較において、平均値に対して34%大きい値を示しています。 ➤ 再生利用量は、ごみ発生量の減少とともに減少していますが、中間処理後の再生利用量や集団回収量が維持できています。 ➤ 再生利用量のうち、半数程度が古紙類ですが、減少しているのも古紙類です。	・ 古紙類の減少は、新聞や雑誌の発行数の減少が一つの要因と考えられますが、プラスチック類も含め、分別徹底により再生利用量を維持していく必要があります。
最 終 処 分	➤ 類似団体との比較において、平均値に対して13%小さい値を示しています。 ➤ 最終処分量も、再生利用量等と同様にごみ発生量の減少とともに減容していますが、近年は横ばいからやや増加しています。	・ これまで埋立対象であった軽量残渣等を新可燃物処理施設で処理を行うなど、新たな取り組みが必要です。
費用対効果	➤ 類似団体との比較において、人口一人あたり処理経費は同レベルです。 ➤ 中間処理経費は平均値に対して19%、収集運搬経費は34%大きい値を示しています。 ➤ 一方で、最終処分経費は平均値に対して69%小さい値を示しています。	・ 収集運搬経費は、施設の集約化を進めることで増加すると考えられますので、効率的な収集運搬体制を構築していく必要があります。 ・ 中間処理経費は、逆に施設の集約化による処理の効率化を図ることで低減していく必要があります。 ・ 最終処分経費は、既存最終処分場の使用を継続することで現状を維持できますが、埋立が完了してしまえば新施設の整備が必要となるため、埋立物の削減による延命化が必要です。

12. 課題の抽出

東部圏域のごみ処理の現状を踏まえ、次のとおり、課題を整理しました。

12-1 排出に関する事項

- ・収集可燃ごみには、古紙類として回収している新聞、書籍・雑誌、ダンボールなどが20%程度、プラスチックごみ等として分別している容器包装プラスチックが6%程度含まれています。引き続き再利用できる古紙、汚れていない容器包装プラスチックの分別の徹底を継続していく必要があります。

また、構成市町の各種団体が行っている古紙等の集団回収は、自治体の経費節減やリサイクルの有効な手段となっており、今後も推奨していく必要があります。

- ・生ごみ処理機器の利用実態や減量効果などが把握されていないため、事業の効果を明確にして、普及啓発を継続する必要があります。
- ・使い捨てライター、カセットボンベ等が小型破碎ごみとされているため、収集運搬や中間処理において、火災や爆発の危険性が高く、その対策を検討する必要があります。
- ・可燃ごみの約4割を占める事業系可燃ごみは、平成19年度以降減少していましたが、最近ではほぼ横ばいとなっており、減量化をさらに推進する施策の検討が必要です。
- ・高齢者・障がい者の方においては、集積所へのごみ排出が困難な場合があります、住民サービスや福祉の面での対応が必要です。

12-2 収集・運搬に関する事項

- ・収集運搬における二酸化炭素等の地球温暖化ガス排出量を削減するために、ハイブリッド車等の導入を推進する必要があります。
- ・収集運搬に係る環境負荷や経費を低減するために、分別区分の見直しや効率的な収集体制等の導入を検討する必要があります。

12-3 中間処理に関する事項

- ・ごみ焼却施設の老朽化やごみ処理広域化に対応するため、新可燃物処理施設の整備を計画的に進める必要があります。
- ・新可燃物処理施設は、ごみ焼却処理に係る環境負荷や経費を低減するため、高効率ごみ発電施設として整備する必要があります。
- ・中間処理施設（焼却施設・資源化施設）では老朽化に伴い維持・補修費が増大することが予測されるため、供用期間や次期施設の整備時期を考慮して、有効な維持管理計画を検討する必要があります。

12-4 最終処分に関する事項

- ・最終処分場の埋立容量は限られています。最終処分量の約7割は中間処理された焼却灰、残りの約3割は不燃物処理施設である鳥取県東部環境クリーンセンターから排出される不燃残渣と軽量残渣及びガラス残渣等です。特に焼却灰以外の埋立物について

減量化を検討する必要があります。

12-5 その他に関する事項

- ・ 停止した焼却施設は、平成 18 年 1 月 13 日環廃対発 060113001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「廃焼却炉の円滑な解体の促進について」に基づき、解体撤去する必要があります。
- ・ 大規模な災害が発生した場合には、平常時の処理体制では対応できないことが想定されるため、災害廃棄物への対応を検討する必要があります。
- ・ 在宅医療が進むなか、家庭から排出される医療系廃棄物について、中間処理施設の処理方法に応じた適切な処理・処分方法を検討する必要があります。
- ・ 不法投棄や野外焼却などの不適正処理が見られるため、対応策を検討する必要があります。
- ・ 東部圏域の海岸には漂流・漂着ごみが多く、県では「鳥取県海岸漂着物地域計画（平成 24 年 3 月）」を策定し、国内外由来のごみが大量に集積している鳥取砂丘等の海岸等を重点区域として選定し、漂流・漂着ごみの適正処理や発生抑制など、県や市町村、地域住民やNPO等、官・民連携した取り組みを進めています。

また、国においては、緊急的に海岸のクリーンアップを行う「漂流・漂着ごみ対策重点クリーンアップ事業」の対象海岸にも選定されています。

漂流・漂着ごみは海外から流れ着くものもありますが、ポイ捨てや河川敷等に置き去りにされた生活系ごみが河川を通じて海に到達する量も多いため、外出中のごみの持ち帰り等について啓発を検討する必要があります。

第3節 ごみ処理行政の動向

1. 循環型社会形成推進基本法

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することを目的に、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が整備されました。

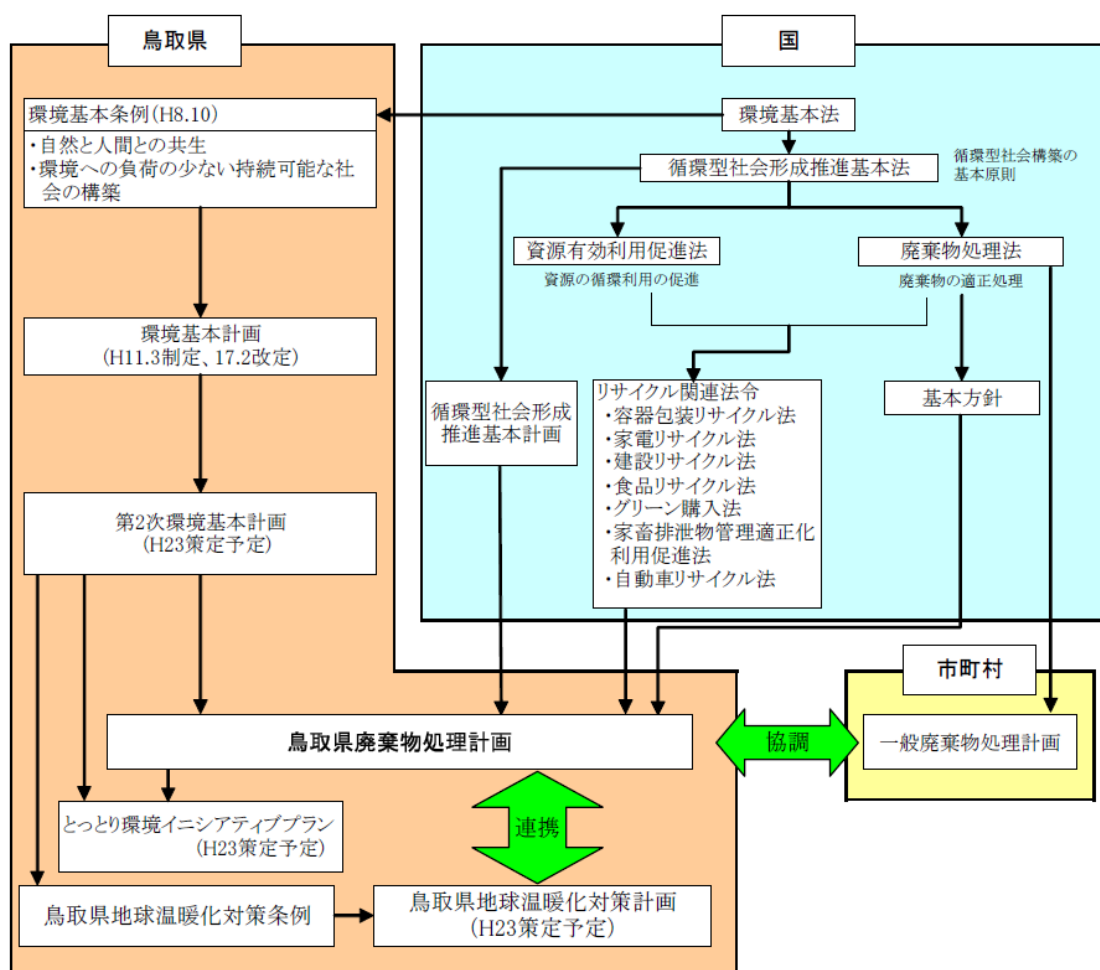
表 1-3-1 循環型社会形成推進基本法の概要

1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示	「循環型社会」とは、[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用及び[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義	法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。。
3. 処理の「優先順位」を初めて法定化	[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分との優先順位。
4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化	循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。特に、 [1]事業者・国民の「排出者責任」を明確化。 [2]生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。
5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定	循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を策定。 [1]原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。 [2]計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。 [3]計画は、政府一丸となった取り組みを確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。 [4]計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。 [5]計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。 [6]国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。
6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示	○廃棄物等の発生抑制のための措置 ○「排出者責任」の徹底のための規制等の措置 ○「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価） ○再生品の使用の促進 ○環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置

2. 鳥取県廃棄物処理計画

鳥取県においては、廃棄物処理法に基づく法定計画として、昭和 50 年から四次にわたり「産業廃棄物処理計画」を策定し、産業廃棄物の適正処理のための施策を推進し、更に、第 5 次計画（平成 13 年 7 月）、第 6 次計画（平成 19 年 3 月）では、平成 12 年の廃棄物処理法の改正に基づき、一般廃棄物も含めた「鳥取県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の 4 R（リフューズ(Refuse)：断る、リデュース(Reduce)：減量化、リユース(Reuse)：再使用、リサイクル(Recycle)：再生利用）及び適正処理に関する施策を推進しています。

この「鳥取県廃棄物処理計画」は、資源循環や廃棄物処理の現状と課題を踏まえ、低炭素社会や自然共生社会に向けた取り組みとも連携しつつ、持続可能な循環型社会の形成に向け、新たに平成 23 年 10 月に策定されました。



出典：鳥取県廃棄物処理計画H23.10

図 1-3-1 鳥取県廃棄物処理計画の位置づけ

表 1-3-2 一般廃棄物（ごみ）の減量化等の目標値

	排出量 [1人1日当たり排出量]	リサイクル量 (リサイクル率)	最終処分量
平成 26 年度目標値	880 グラム	30%	11 千トン

出典：鳥取県廃棄物処理計画H23.10

第4節 計画策定の基本的考え方

1. 計画の位置付け

1-1 他の計画等との関係

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 29 年法律第 72 号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき策定するマスタープランとして位置づけられています。

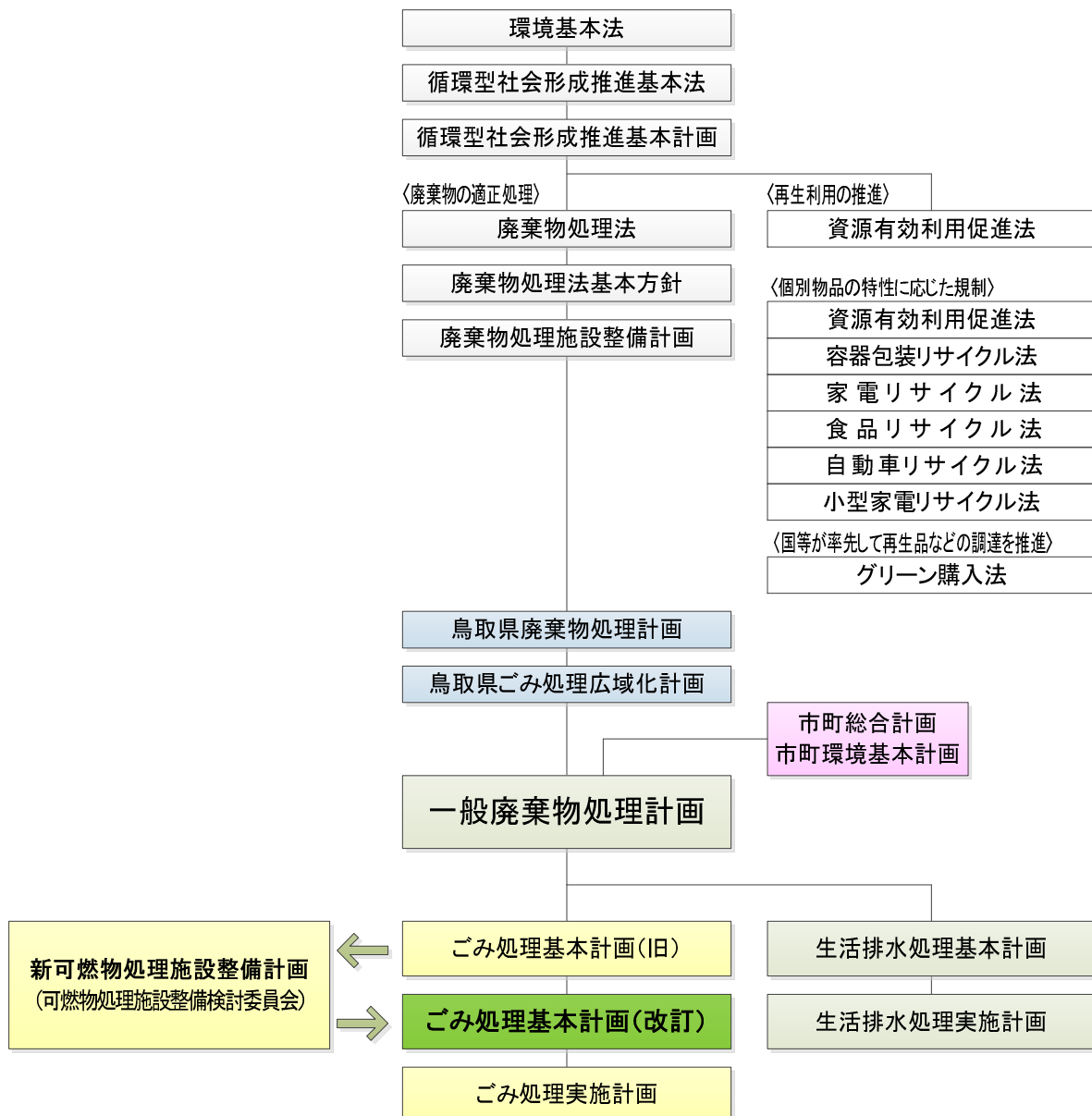


図 1-4-1 本計画と他の計画との関係

1-2 計画対象区域

計画対象区域は、東部広域を構成する鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町の全域とします。

1-3 計画の範囲

本計画における計画処理対象廃棄物は図 1-4-2 に示すとおりであり、原則として一般廃棄物のうち固形状のもの（ごみ）としますが、表 1-4-1 で示すものについては独自ルートで処理しています。なお、社会情勢の変化等により、必要に応じて、これら以外の廃棄物の処理も検討を行います。

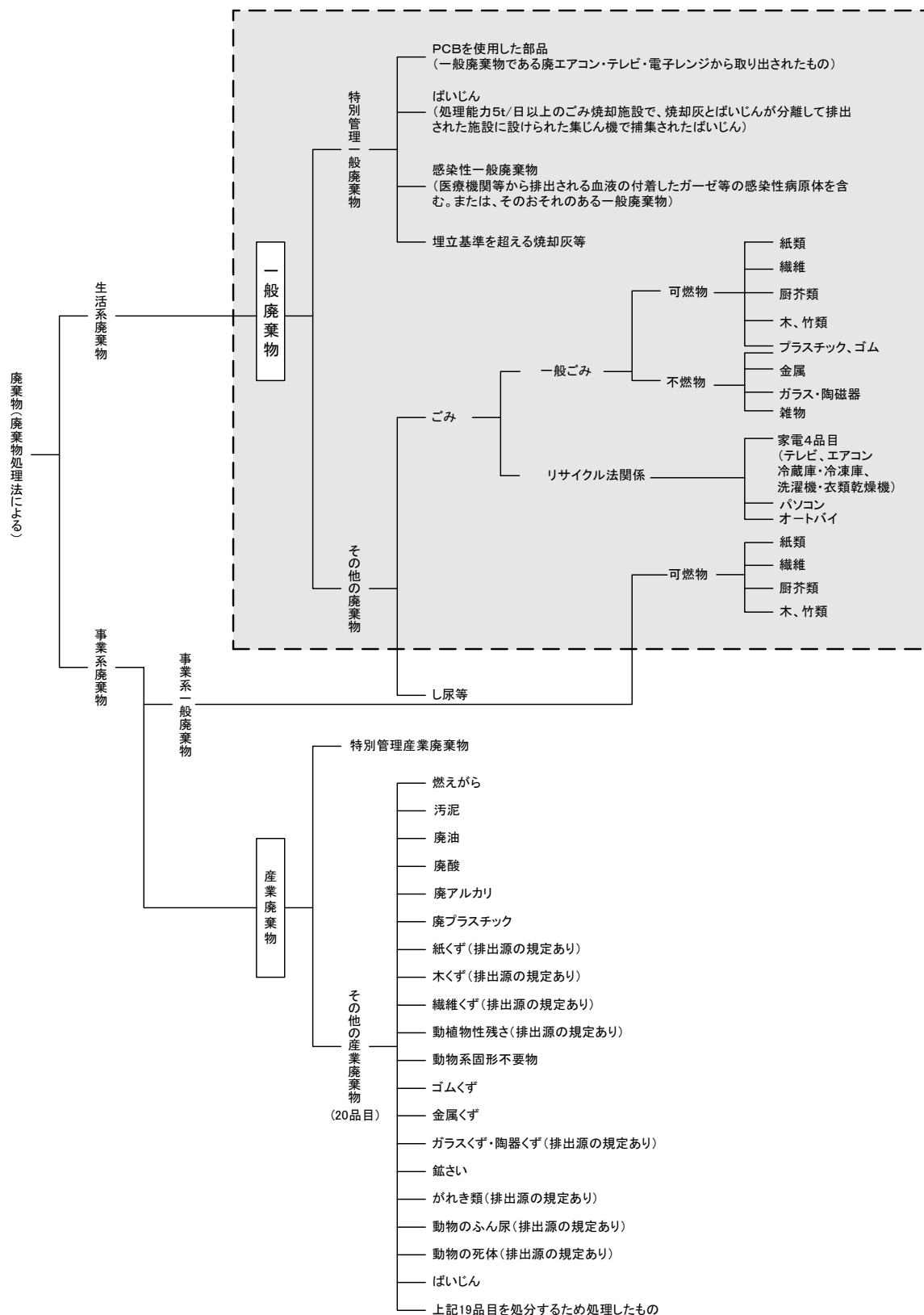


図 1-4-2 本計画における計画処理対象廃棄物

表 1-4-1 独自ルート等で処理しているもの

大分類	中分類	小分類	処理方法
一般廃棄物	家庭系	家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	家電リサイクル法により独自ルートで処理します。
		パソコン	資源有効利用促進法により独自ルートで処理します。
		自動車・オートバイ	自動車リサイクル法により独自ルートで処理します。
		消火器	独自ルートがあるため、独自ルートで処理します。
		乾電池以外の電池	独自ルートがあるため、独自ルートで処理します。
		その他処理困難物	農薬、注射針、タイヤ、バッテリー、風呂用給湯器等、適正処理が困難な一般廃棄物については、専門業者で処理します。
	事業系	事業系一般廃棄物	農機具・漁具・建築廃材等事業活動に伴う一般廃棄物は専門業者で処理します。
特別管理一般廃棄物	感染性一般廃棄物		廃掃法により処理できないため、専門業者で処理します。
	P C B 含有部品		廃掃法及びP C B 廃棄物特別措置法により処理できないため、独自ルートで処理します。
	焼却施設からのばいじん等		公的焼却施設以外から排出されるものは処理できないため、専門業者で処理します。

1-4 計画目標年次

この度の改訂では、平成 25 年度までの実績等を踏まえ、平成 26 年度から計画の目標年次である平成 31 年度までの基本計画の見直しを行いました。

平成年度	26	27	28	29	30	31
計画期間	計画期間（H26～H31）					
計画目標年度						目標
他計画の基準年度	廃棄物処理法に基づく基本方針（目標年度H27）					
	循環型社会形成推進基本計画（目標年度H27）					

図 1-4-3 計画期間及び計画目標年度

第 2 章

ごみ処理基本計画の策定

第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み

1. ごみ排出量の将来推計

東部圏域から排出されるごみ及び処理量は、図 2-1-1 に示す将来予測方法のフローに基づき行いました。また、各推計は、過去の実績値を基にトレンド法を用いて行いました。

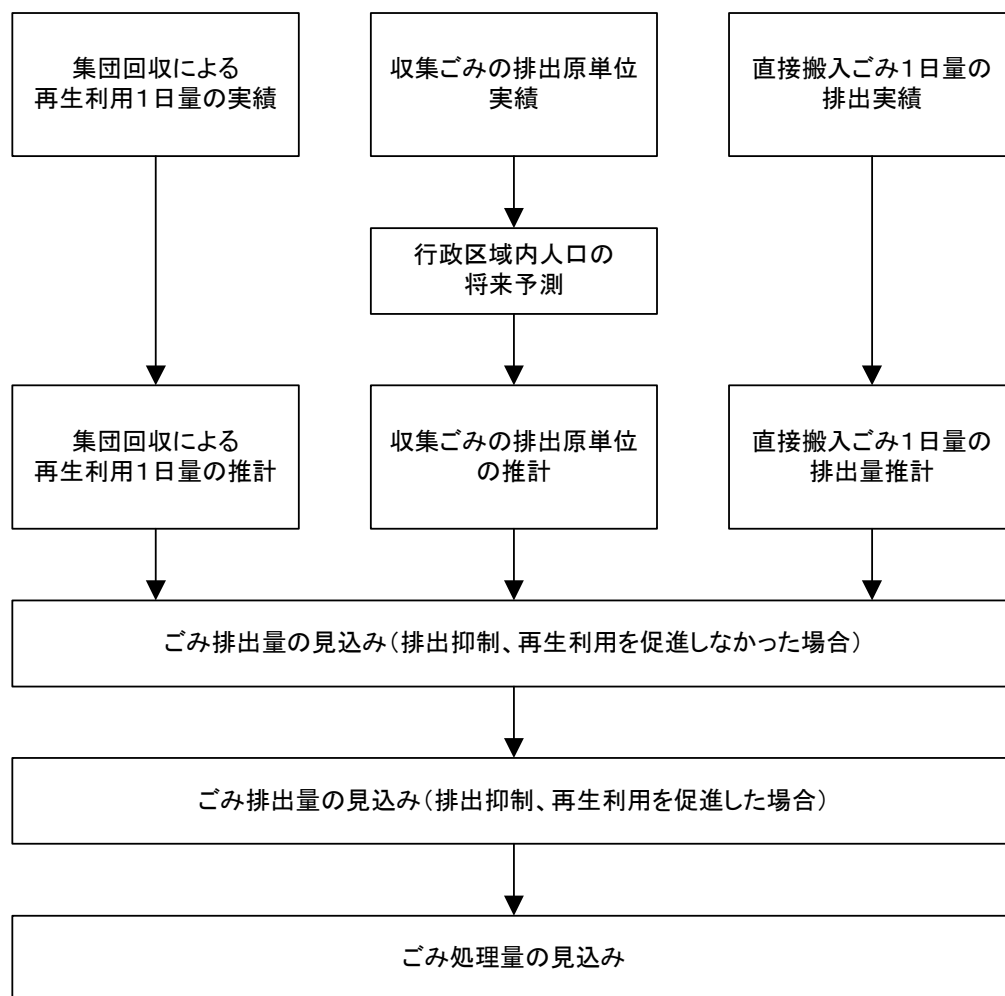


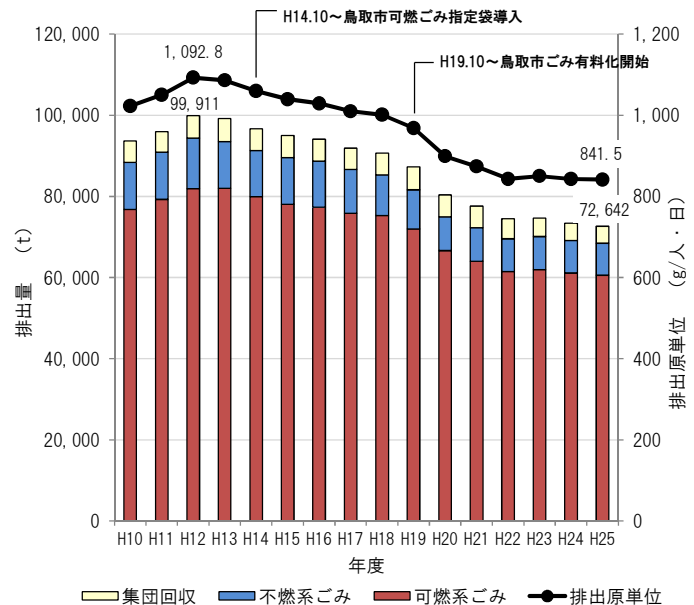
図 2-1-1 ごみの排出量及び処理量の将来予測方法のフロー

2. ごみの排出抑制目標について

東部圏域全体のごみ排出量は、平成 19 年度に鳥取市がごみ処理の有料化を開始して以降急激に減少しましたが、平成 22 年度以降は、若干の増減はあるものの横ばい傾向となっています。

ごみ排出量の減少は、ごみ処理の有料化による減量効果が表れたものですが、近年のごみ排出量が横ばい傾向となっていることからすると、その効果は概ね浸透したものと考えられます。

ごみ処理の有料化によるごみ減量効果については、数年以内に慣れ等によりごみ量が増加に転じる（リバウンドという。）場合があります。



東部圏域におけるごみの排出抑制目標は、今後も排出抑制対策を継続し、ごみ処理の有料化による効果も見込み、ごみ処理の有料化によるリバウンドを防止し、ごみ排出量を維持していくものとします。

【排出抑制目標に関する方針】

『ごみ処理の有料化によるごみ排出量のリバウンドを防止する。』

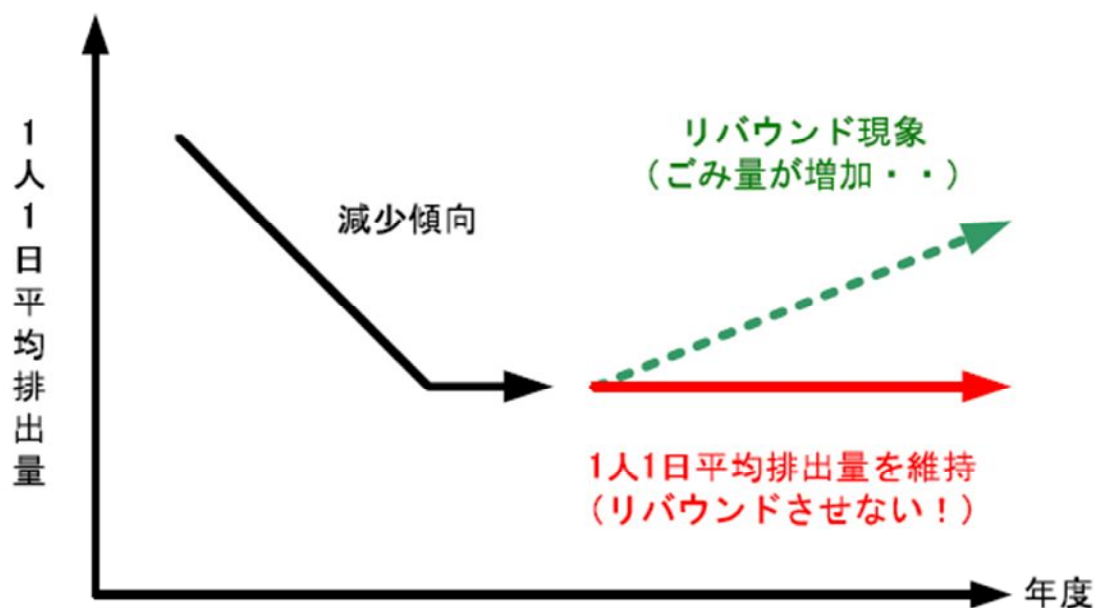


図 2-1-2 東部圏域の排出抑制目標に関する方針

3. ごみ排出量の将来推計結果

ごみ排出量の推計結果を表 2-1-1、図 2-1-3 に示します。ごみ排出量は、収集ごみの一人一日平均排出量を増加させないこととしますが、東部圏域内人口の減少により年間ごみ量は減少すると見込みます。

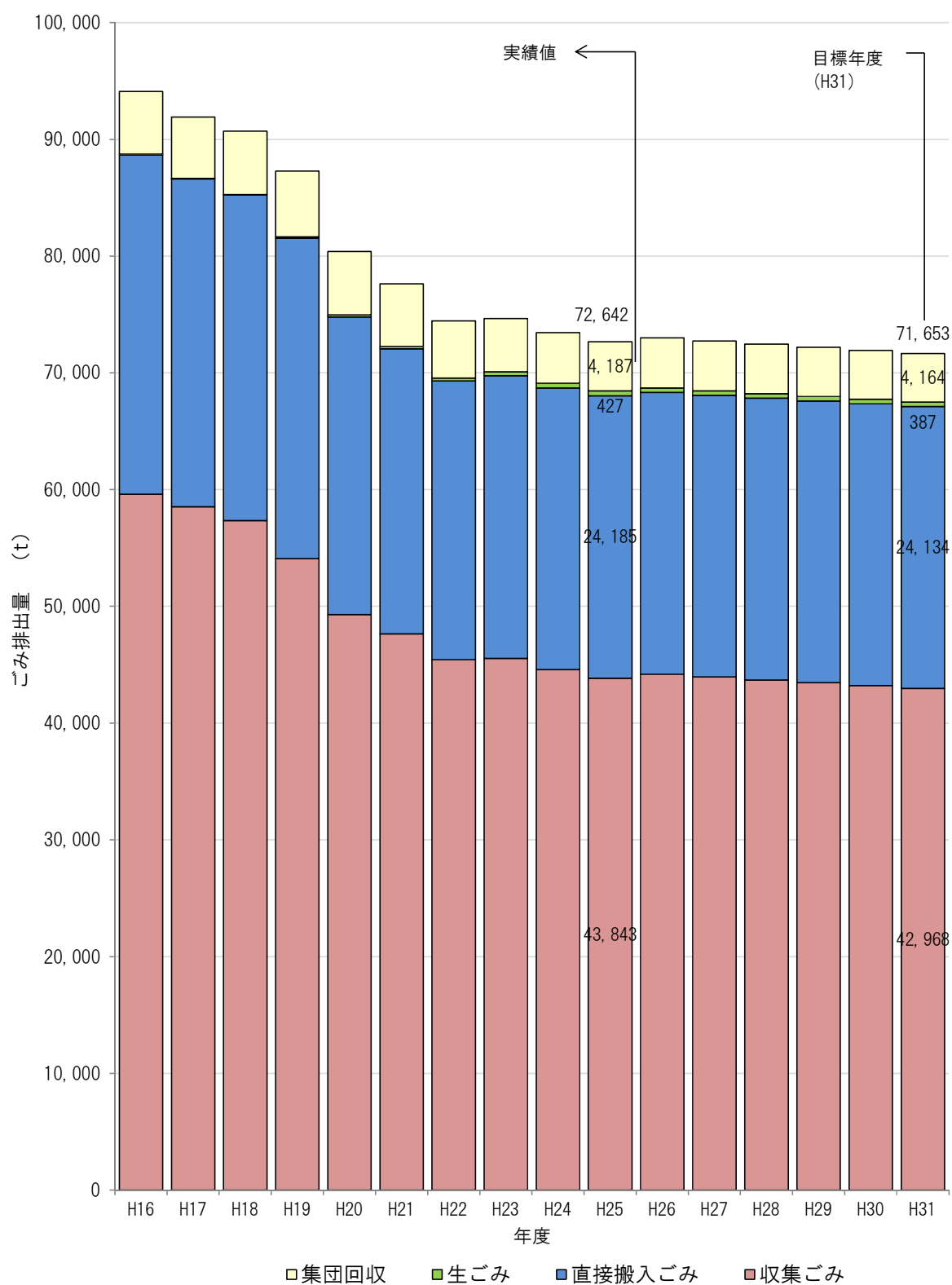
平成 31 年度におけるごみ排出量は平成 25 年度実績に対して 1.4%減の 71,700 トン程度と見込みます。

表 2-1-1 ごみ排出量の将来推計結果

単位：t

年度	H25	H31
	(実績)	(目標年度)
収集ごみ	43,843	42,968
可燃ごみ	34,303	33,459
大型資源ごみ	245	219
プラスチックごみ	3,019	2,924
小型破碎ごみ	1,893	1,884
資源ごみ	2,150	2,121
ペットボトル	377	354
白色トレイ	35	38
古紙類	1,737	1,881
乾電池・蛍光管	84	88
直接搬入ごみ	24,185	24,134
事業系可燃ごみ	21,085	20,976
直搬可燃ごみ	3,019	3,085
大型資源ごみ	0	0
プラスチックごみ	0	0
小型破碎ごみ	1	4
資源ごみ	0	0
ペットボトル	0	0
直搬不燃（一般持込）	80	69
乾電池・蛍光管	0	0
生ごみ	427	387
集団回収	4,187	4,164
合 計	72,642	71,653

注）し渣を除く



※詳細は、添付資料 1 参照（掲載ページ：資料 1-15）

図 2-1-3 ごみ排出量の将来推計結果

第2節 ごみの排出抑制計画

住民・事業者・行政の三者が連携し、ごみの排出抑制を推進していくために、ごみを少なくする習慣やシステムの形成に努めます。

1. 住民の役割

1-1 発生抑制・排出抑制

(1) ごみの有料化

ごみの有料化の目的やその効果などに関してよく理解し、ごみの減量化に取り組みます。

(2) ライフスタイルの見直し

マイバッグの持参、生ごみの水切り、リユース、店頭回収の利用など、ごみの排出量を減らします。

賞味期限切れ等により廃棄する食品の削減やエコクッキングの実践など、無駄のない食生活を心がけます。

ものを大切に使用するために耐久性のあるものを選び、故障しても修理して使用するために修理店を活用します。

(3) 不用物の再使用・活用

廃家電・自転車・家具などの不用物をフリーマーケットやリサイクルショップを利用する等、再使用に努めます。

衣類をリフォームする等、不用物を有効活用します。

(4) 各種の普及・啓発活動等への参加

ごみ減量のためのリサイクルフェアや生涯学習（公民館）活動等に参加し、ごみ排出抑制や環境保全の重要性等を再認識します。

(5) 生ごみのコンポスト化

コンポスト容器・段ボールコンポストなどを利用し、生ごみをできる限りコンポスト化して農地に還元し、ごみ減量や資源循環に努めます。

1-2 環境に配慮した商品の購入

商品の購入については、耐久性のある商品や再生資源が利用されている商品、ごみの発生が少ない商品、資源回収が容易な商品等を選択するよう努めます。

1-3 適正排出

ビン類、缶類、ペットボトル等は洗浄し分別区分に応じて排出するなど、ごみ処理・再生利用を考えた排出を行うことに努めます。

新聞や雑誌など集団回収が行われている資源物に関しても、不適物を排除する等、リサイクルが適正に行われるように努めます。

ごみステーションの管理・指導体制を構築するため、環境衛生委員などによる普及・啓発を行っていきます。

1-4 各種活動への参加

環境学習や環境美化活動等への積極的な参加・協力を行います。

2. 事業者の役割

2-1 資源節約商品及び環境負荷に配慮した商品の製造、販売

耐久性のある製品や再生資源を活用した製品、廃棄物の発生が少ない製品や資源回収が容易な材質による製品などを製造、販売することが必要です。

- ・再生材料を利用した製品の製造・販売
- ・環境配慮製品の製造・販売

2-2 事業所ごみの減量化、再資源化の推進

事業所におけるごみの発生状況を把握し、発生・排出抑制を推進することが必要です。また、紙類などの資源物を分別し排出することも重要です。

厨芥類が多く発生する事業所においては、厨芥類の資源化等を推進することも必要です。

- ・コピー用紙の使用削減やペーパーレス化の推進
- ・食品製造業・旅館・飲食店等の生ごみのコンポスト化やバイオマス化など
- ・事業所ごみの減量計画書の作成
- ・ダイレクトメール・チラシ等の自粛
- ・レジ袋の使用削減

2-3 製品の回収・資源化の推進

容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの法的義務に対応すると同時に、その他の製品についても、販売店等において回収し積極的に資源化を推進することが必要です。

- ・資源のリサイクルを推進するための普及・啓発活動の充実
- ・広域認定制度に対する協力体制の整備
(廃二輪自動車、廃パーソナルコンピュータ、廃消火器等)

3. 行政の役割

3-1 現在の施策（取組状況）

平成 25 年度現在の各市町のごみ減量化の取り組みは表 2-2-1 のとおりです。各市町においては、地域の実情に応じた施策を展開し、ごみ減量化に取り組んでいます。

表 2-2-1 各市町のごみ減量化の取り組み（平成 25 年度現在）

市町	取り組み事業・施策名称	内 容
鳥取市	再資源化等推進事業	● 各団体が中心となって取り組んでいる再生資源回収運動をさらに発展・推進するため、資源の回収量に応じて奨励金を交付する。
	家庭用生ごみ堆肥化容器等 購入費補助制度	● コンポスト容器・段ボールコンポストなどを利用し、生ごみの堆肥化を行う市民に対して、購入費の一部を補助する。
	家庭ごみの有料指定袋制度	● 単にごみ処理に要する費用負担を市民に求めるのではなく、処理費用の一部を直接負担いただくことにより、ごみ問題への意識をさらに高め、ごみ減量やりサイクルの促進を目的として実施する。
	鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度	● 積極的にごみの減量や再資源化に取り組んでいる事業所を優良事業所として認定することで、事業所のごみ減量等に関する意識の高揚及び活動の促進を図る。 ● また、優良認定事業所の活動状況等を市民に周知することで、事業所のみならず市民全体のごみ減量等の意識の啓発を図る。
岩美町	コンポスト容器、家庭用生ごみ処理機等購入助成	● 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、コンポスト容器、家庭用生ごみ処理機等を購入しようとする町民に対し、その費用の一部を補助する。
	ミックスペーパーリサイクル推進事業	● 平成 25 年 2 月に町内の各家庭へ注意書き等のシールを貼ったミックスペーパー保管ボックス（幅 100mm×縦 260mm×横 315mm）を配布。 ● 保管ボックスにミックスペーパーをため、たまったら紙袋、封筒などに入れて雑誌と一緒に束ねて、古紙回収に出してもらう。
	【平成 25 年度からの事業】 破砕型生ごみ処理機設置事業	● 公民館などの公共施設に破砕型生ごみ処理機を設置し、公民館活動等により、破砕型生ごみ処理機を広め、町民が家庭に設置する場合には処理機本体価格の 1/2（上限 49,000 円）を補助する。
	資源ごみ回収報償金	● 各種団体に古紙等を回収した量に応じて報償金を交付する。
若桜町	資源ごみ回収報奨金交付事業	● 資源の再利用を推進し、ごみの減量化を図るため、資源ごみ（古紙、金属、ビン類）回収に協力する団体に対し、回収した量に応じて報奨金を交付する。 ● 古紙の分類：新聞紙、広告、雑誌、ダンボール、菓子箱等
	家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付事業	● 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機等を購入しようとするものに対し、その費用の一部を補助する。
	ごみ減量化モデル地区指定事業補助金	● 家庭から排出されるごみを地域で自主的に減量化及び資源化に取り組む地域団体に対し、その経費の一部を助成することによりごみの減量化及び地域のごみ減量意識の高揚を図る。
	シュレッダーごみ、木くずの再利用	● 役場、役場関係機関、町内の金融機関から出るシュレッダーごみ及び木材加工業者から出る木くず等を牛舎の敷料として再利用。
	インクカートリッジ里帰りプロジェクト	● 家庭用の使用済みインクカートリッジの回収・リサイクルを行う。
	【平成 25 年度からの事業】 家庭用生ごみ処理機モニター事業	● 家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による再生利用を推進するため、家庭用生ごみ処理機の貸出を行う。
智頭町	くるくるプラン	● 生ごみを分別回収し、可燃ごみの減量化を図る。収集業者が液肥に加工し販売を行っている。
	資源ごみ回収報奨金制度	● 資源ごみを回収した団体に収集量により報奨金を交付する。
	生ごみ処理機購入費補助	● 生ごみ処理機を購入した者に 1 万円を上限に補助金を交付。
八頭町	生ごみの分別収集	● 生ごみを分別回収し、可燃ごみの減量化を図る。収集業者が液肥に加工し販売を行っている。
	資源ごみ回収報奨金	● 各種団体に古紙等を回収した量に応じて報奨金を交付する。
	古紙回収	● 古紙回収を実施する集落に 2 カ月に 1 回収に廻る。

（出典：「鳥取県東部ごみ減量化の取り組み」H25.7 鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町 鳥取県東部広域行政管理組合）

3-2 東部圏域で展開する施策

各市町における取組状況を踏まえ、東部圏域において展開していく施策は以下のとおりとします。

(1) 環境教育・普及啓発

① リサイクルイベント・環境学習会の開催

ごみの減量、リサイクル、環境問題等について住民に学んでいただくため、毎年、リサイクルフェスティバルや環境学習会等を開催します。

＜リサイクルフェスティバルや環境学習会等の実施＞

- ・環境学習講演会
- ・ごみ分別クイズ
- ・大型再生品の展示
- ・リサイクル工作の体験
- ・リサイクルマーケット
- ・地産地消等

② エココンテストの実施

住民のごみ問題に対する理解と意識向上を図るため、ごみとして排出されるペットボトルやビン、缶等を材料としたエコ工作コンテストを開催します。

コンテストの出展物は、展示を行い、来場者にごみ問題に対する理解と意識向上を図ります。

③ 啓発活動の充実

住民参加型のリサイクル体験施設である「リファレンいなば」において、啓発活動の充実を図ります。

- ・従来のリサイクル体験に加え、体験後のアフターフォロー教室の開設
- ・小学校の児童による見学に加え、幼稚園の園児に楽しく学んでいただけるプログラムの作成
- ・江戸時代のリサイクルの研究活動
- ・職人の技を学ぶ教室の開設
- ・環境情報の発信

④ ごみ環境家計簿の実践

住民一人ひとりのライフスタイルの見直しを図り、ごみの減量を推進するため、年2回を目途にモニター家庭を募り、ごみ環境家計簿の実践を行います。

- ・モニター家庭：約10～20世帯
- ・モニター期間：6ヶ月
- ・家計簿の内容：月単位で、可燃ごみ及びプラスチックごみの排出量(kg)と内訳、資源ごみの排出量(本数、枚数、個数)と内訳を記載することによりごみの減量の意識を持っていただく。
- ・期待する効果：モニター家庭における本施策実践後のごみ排出量の削減
実践結果の公表によるその他一般家庭への啓発

⑤ 分別収集の普及啓発

分別収集の普及啓発を図るため、ホームページ・チラシ・冊子等を作成し、配布を行います。

⑥ ごみ分別説明会・講習会の実施

ごみの分別を推進するため、各地区からの要望に応じ、分別ビデオ等を活用した分別説明会や講習会等を実施します。

⑦ グリーン購入の推進

市町は、製品やサービスを購入する際は、環境への負荷ができるだけ少ない製品等を選んで購入（グリーン購入）することを率先して推進します。

⑧ 事業者啓発の推進

3Rを推進するため、事業者に対して、ごみの発生抑制・再使用の推進、さらに、商品の販売・流通において、過剰包装の自粛、店頭回収の促進等に努めるよう、商工会議所等と連携した啓発活動について検討していきます。

（２）助成

① 家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付事業

生ごみをコンポスト化し、農地等に還元することを目的として、コンポスト容器、家庭用生ごみ処理機等の購入に要する経費に対し補助金を交付します。

② 再資源化等推進事業

ごみの再資源化と減量化を推進することを目的とし、再資源化等推進事業に協力する団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付します。

（３）マイバッグ運動

東部圏域では、企業の協力を得て、平成 24 年 10 月よりレジ袋無料配布を中止しています。今後は、賛同事業者への支援やパンフレットの配布など、マイバッグ運動をこれまで以上に展開していきます。

また、企業が指定するマイバスケット制度の普及を推進していきます。

（４）生ごみの堆肥化等推進事業

家庭や公共施設、事業所で発生する生ごみを、堆肥等により地域で利用するなど、安心・安全な農産物の栽培と供給を行う地域循環型農業の推進を検討していきます。

（５）再使用に対する取り組み

東部圏域内のリサイクルショップ等によるリユースに携わる企業活動の土壌を醸成していきます。

また、リファーマーレインバにおいて、家具等のごみを修理・再生・展示し、再生品については希望者に販売することでリユースの推進を図っていきます。

（６）再利用に対する取り組み

焼却量を削減するため、古紙類のステーション回収の推進を図り、加えて、拠点回収等の検討を行うなど、地域にあった再利用を進めていきます。

第3節 分別収集計画

1. 分別収集の基本方針

現在、東部圏域内では、ごみの再資源化及び適正処理を目的として8種又は9種分別によるごみ収集を実施しており、今後も現状の分別形態を基本とします。



図 2-3-1 分別形態（代表例）

2. 廃プラスチック類の取り扱い

(1) 廃プラスチック類の分別状況

- 本圏域では、最終処分場の延命化や資源の有効活用を図るため、廃プラスチック類を分別収集してマテリアルリサイクルを行っています。なお、廃プラスチック類は「ペットボトル」、「白色トレイ」、「プラスチックごみ」の3種類に分けて分別収集し、効率化を図っています。
- 廃プラスチック類の分別については、ごみステーションにおける自治会役員等の献身的な努力・指導や住民の協力等により、圏域住民に定着している実態があります。一方で、汚れたプラスチックごみについては、マテリアルリサイクルが困難であり、洗って排出することにより、住民生活や環境への過度な負荷が生じる恐れがある等の課題が見受けられます。

(2) 今後の廃プラスチック類の取り扱い

- 今後の廃プラスチックの取り扱いについては、本圏域におけるこれまでのごみ処理体制の浸透度合いを踏まえ、容器包装リサイクル法等の趣旨に沿って、効率性や経済性に配慮しつつ、基本的には「ペットボトル」と「白色トレイ」及び「プラスチックごみ」の3種分別によるマテリアルリサイクルを継続することとします。
- 一方、東日本大震災以降、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの有効活用及びエネルギー源の分散・多様化が重要視されており、ごみ処理施策においては、ごみの排出抑制や再利用によるごみ減量を進めるとともに、処理が必要となるごみについては、ごみの持つエネルギーを高効率に利用していくことが求められています。
- 以前の焼却炉では、耐熱性等の問題から廃プラスチック類を含む高カロリーごみの処理は困難でしたが、技術開発により、現在の焼却炉は廃プラスチック類を混焼しても安定的かつ安全な処理が可能となっています。これらのことから、近年建設されている可燃物処理施設では、ごみの持つエネルギーを活用して発電を行い、二酸化炭素の削減等に貢献しています。
- 新可燃物処理施設の稼働にあたっては、今後、住民の意見や経済的優位性等を確認しつつ、プラスチックごみのうち汚れたプラスチックごみについては、焼却することにより熱エネルギーとして有効に活用していくことを検討していくものとします。

第4節 ごみ処理計画

1. ごみ処理の基本方針

「排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクル或いはサーマルリサイクル）、焼却灰の再生利用（マテリアルリサイクル）がバランス良く行われる持続可能なごみ処理システム」を構築し、環境負荷、エネルギー、コスト等を総合的に勘案して、最適なごみ処理システムを構築します。

また、予定している新可燃物処理施設の整備に合わせて、施策を展開していきます。

【重点施策】

- ① ごみ処理広域化に対応した収集・運搬体制の構築
- ② 効率的なごみ処理に向けた可燃ごみ処理体制の集約化と
処理により発生するエネルギーの有効利用促進

2. ごみ処理主体

ごみの排出に伴う環境への負荷を軽減するために、排出抑制、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において、様々な配慮が必要です。また、効率的なごみ処理やリサイクルを推進するためには、住民・事業者等の協力や支援も重要です。

なお、新可燃物処理施設の整備後は、中間処理と最終処分はすべて東部広域で行うことになります。

表 2-4-1 ごみ処理主体

《新可燃物処理施設整備前》

区 分	排出抑制	収集・運搬	中間処理		最終処分
			可燃	不燃	
収集ごみ	住民	構成市町	構成市町	東部広域	
事業ごみ	事業者	構成市町			
		許可業者			
直接搬入ごみ	住民・事業者	構成市町			
		住民・事業者			
		許可業者			

《新可燃物処理施設整備後》

区 分	排出抑制	収集・運搬	中間処理		最終処分
			可燃	不燃	
収集ごみ	住民	構成市町	東部広域		
事業ごみ	事業者	構成市町			
		許可業者			
直接搬入ごみ	住民・事業者	構成市町			
		住民・事業者			
		許可業者			

3. 収集運搬計画

ごみ処理広域化やリサイクルの推進に対応していくため、家庭から排出されるごみの収集・運搬計画に関する重点施策を次のとおり設定します。なお、家庭から排出されるごみの収集・運搬は、構成市町の事務により行われているため、ここでは、その方向性について示しました。

3-1 ごみの収集運搬の方法及び量

東部圏域から排出されるごみの収集・運搬については、構成市町の事務として行っていくものとします。具体的には、家庭から排出されるごみの収集運搬は、委託業者または排出者自らにより、事業所から排出されるごみの収集運搬は、排出事業者の責任において、事業者自らあるいは構成市町の収集運搬許可業者により行うものとし、表 2-4-2 の形態を基本とします。

家庭系ごみの種類ごとの収集運搬量は、表 2-4-3 のとおりとします。

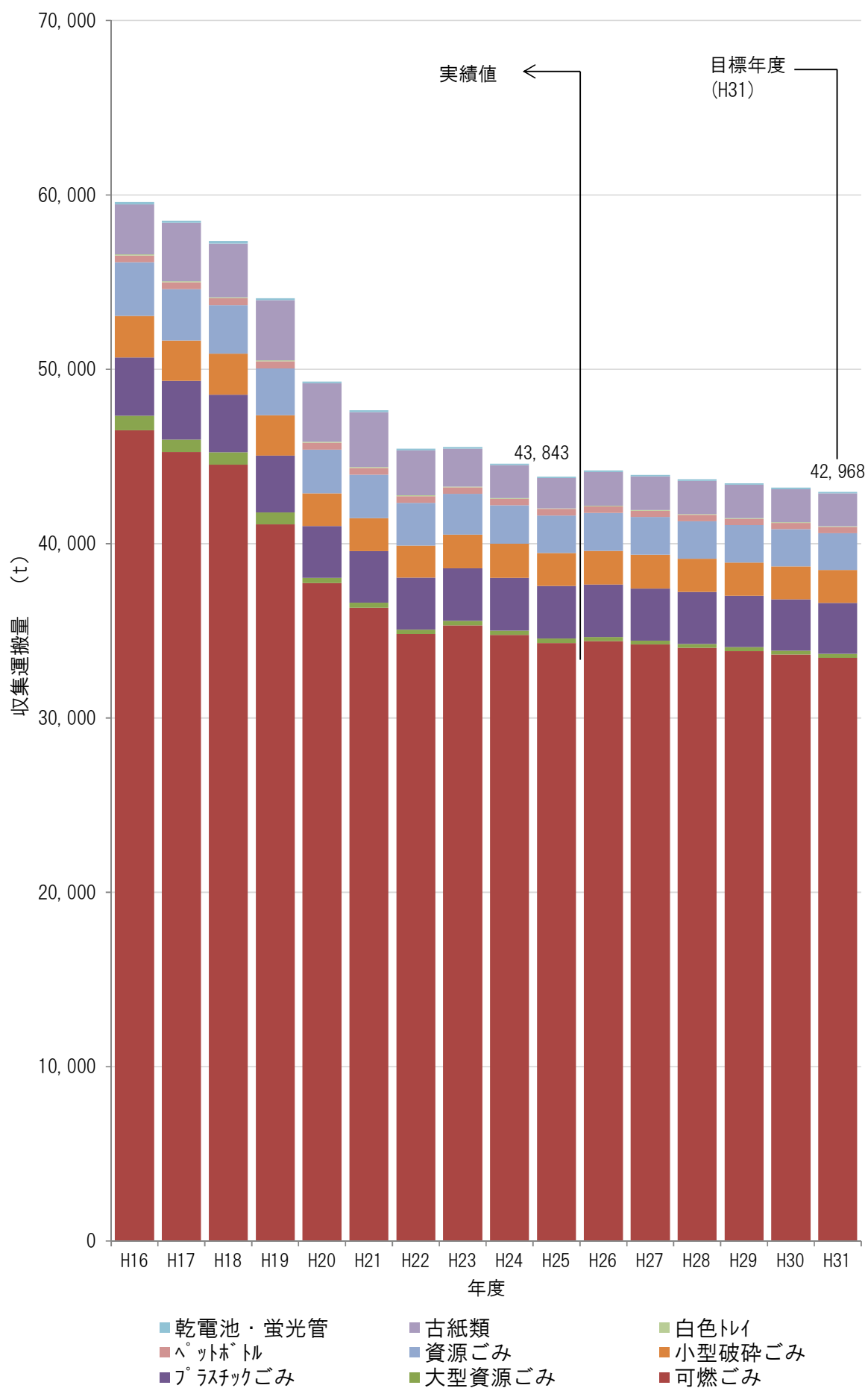
表 2-4-2 収集運搬の方法（収集形態）

区分	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
家庭系ごみ	委託業者	委託業者	委託業者	委託業者	委託業者
	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら
事業系ごみ	許可業者	許可業者	許可業者	許可業者	許可業者
	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら

表 2-4-3 収集運搬量の見込み

単位：t

年度	H25	H31
	(実績)	(目標年度)
可燃ごみ	34,303	33,459
大型資源ごみ	245	219
プラスチックごみ	3,019	2,924
小型破碎ごみ	1,893	1,884
資源ごみ	2,150	2,121
ペットボトル	377	354
白色トレイ	35	38
古紙類	1,737	1,881
乾電池・蛍光管	84	88
合 計	43,843	42,968



※詳細は、添付資料1 参照（掲載ページ：資料1-15）

図2-4-1 収集運搬量の見込み

3-2 ごみの収集運搬に関する施策

(1) ごみ処理広域化に対応した収集・運搬体制の構築（重点施策）

可燃ごみの処理体制を広域化することで処理施設が遠方化し、収集運搬に要する時間は大きくなります。そのため、ごみステーションに収集されないごみが長時間残り、カラスや猫等によるごみの散乱を引き起こすことが懸念されます。

各市町において、ごみ広域処理体制に対応した収集運搬体制を構築していくものとします。

なお、収集運搬も含めたごみ処理の有料化に関しては、構成市町において料金設定がなされています。今後、広域処理体制の実施を踏まえ、東部圏域においてごみ処理負担の公平化を図るため、ごみ処理手数料のあり方について構成市町と協議していくものとします。

(2) 事業系ごみ搬入指導と収集運搬業の許可

事業系ごみは、排出者自らの責任によりごみの分別や処理・処分を行うことが必要です。東部圏域の処理施設に搬入する場合は、自らが運搬するか、あるいは構成市町の収集運搬許可業者に委託することとなります。

搬入されたごみが適正に処理できるよう、分別徹底等について搬入時における窓口指導を行うものとします。また、許可業者が搬入する場合においては、構成市町と連携して排出事業者に対して分別等を指導していくものとします。

加えて、事業系ごみなどの適正処理を維持していくためには、収集運搬許可業者による収集運搬も不可欠です。適切な収集運搬許可制のあり方について構成市町と協議していくものとします。

(3) 住民サービスの維持・向上

高齢者や障がいのある住民等は、高齢化社会の進行等により増加すると予想されます。構成市町の収集方式は、ステーション方式を基本としていますが、鳥取市では粗大ごみについて、申込みによる戸別収集を行うなど、福祉向上の観点から住民サービスの充実に努めています。

ステーションへのごみ出し等について支援を行うボランティア団体や地域住民等の支援体制を整えるなど、高齢者・障がい者が生活しやすい環境を整えるため、構成市町と連携して協議していくものとします。

(4) 火災危険ごみの扱い

使い捨てライター、カセットボンベ、エアゾール缶などの残留しているガスにより、ごみ収集運搬車の火災や爆発が発生した事例があります。エアゾール缶については、中身排出機構（残ガス排出機構）が装着され、安全にガスを抜くことができるようになりましたが、機構を作動させた結果を表示する構造にはなっておらず、収集時においてガス抜きの確認ができません。

よって、使い捨てライターなどについては、「火災危険ごみ」として分別回収するなど、安全な収集運搬方法について構成市町と検討していきます。

4. 中間処理計画

ごみの排出抑制を進めたうえで、最終的に処理が必要なものについては、環境負荷の低減に努めながら適正処理を推進します。

なお、新可燃物処理施設の整備にあたっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、中間処理段階における資源化の促進や可燃ごみ処理におけるエネルギー回収を推進していきます。

4-1 中間処理の方法及び量

東部圏域から排出されるごみの中間処理は、新可燃物処理施設の整備にあわせ、すべてのごみについて本組合において行っていくものとします。

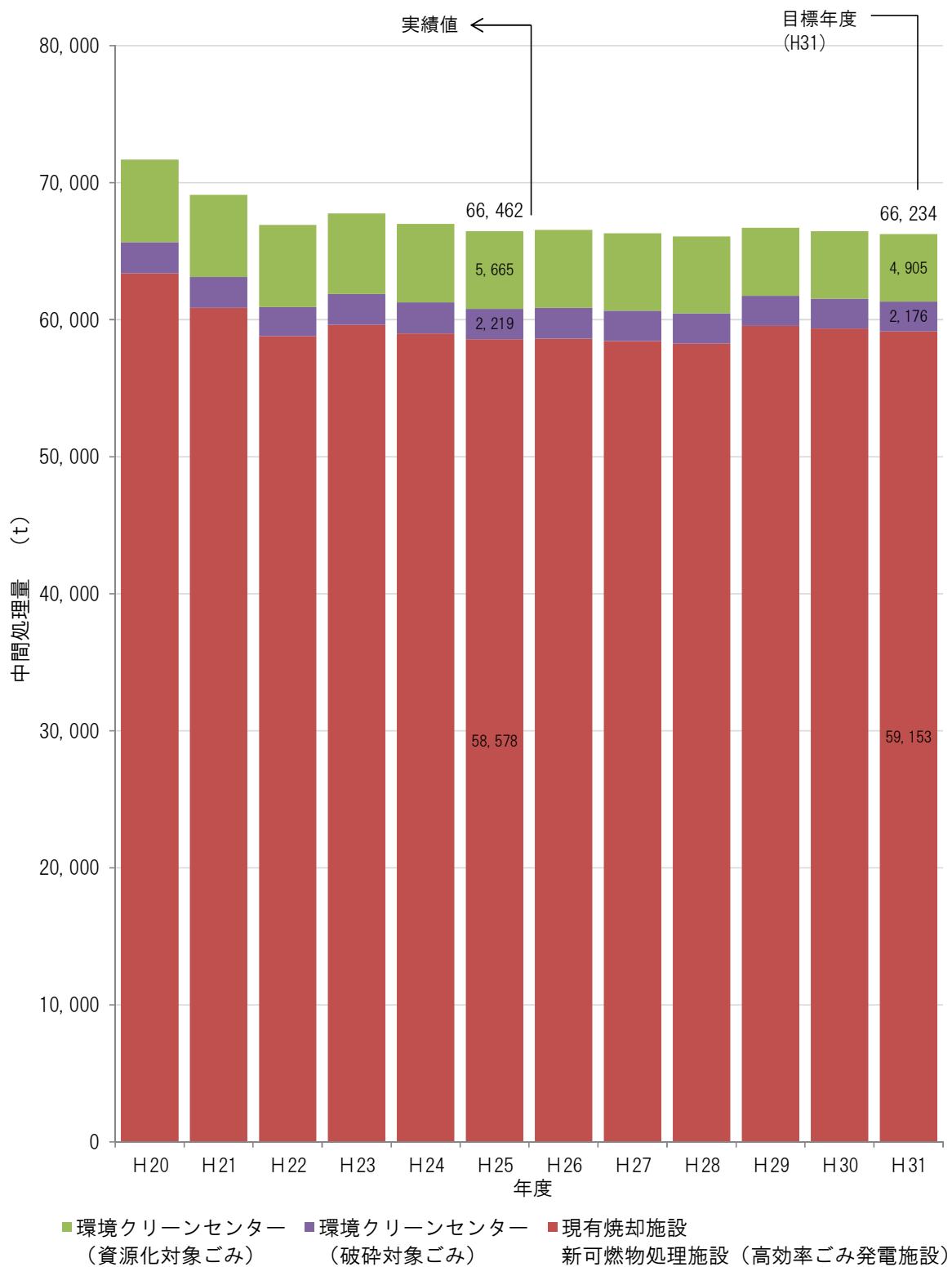
処理施設別の中間処理量は、表 2-4-4 のとおりとします。新可燃物処理施設の処理対象量は、平成 31 年度において 59,153 t と見込みます。

表 2-4-4 中間処理量の見込み

単位：t

年度	H25	H31
	(実績)	(目標年度)
現有焼却施設		
新可燃物処理施設（高効率ごみ発電施設）	58,578	59,153
可燃ごみ	58,407	57,520
し渣（し尿処理施設）	171	153
著しく汚れたプラスチックごみ	－	620
環境クリーンセンター軽量残渣	－	860
環境クリーンセンター（破砕対象ごみ）	2,219	2,176
大型資源ごみ	245	219
小型破砕ごみ	1,894	1,888
直搬不燃ごみ	80	69
環境クリーンセンター（資源化対象ごみ）	5,665	4,905
プラスチックごみ	3,019	2,304
びん・缶	2,150	2,121
ペットボトル	377	354
白色トレイ	35	38
乾電池・蛍光管	84	88
合 計	66,462	66,234

注）し渣を除く



※詳細は、添付資料 1 参照 (掲載ページ: 資料 1-15)

図 2-4-2 中間処理量の見込み

4-2 中間処理に関する施策

(1) 効率的なごみ処理に向けた可燃ごみ処理体制の集約化と 処理により発生するエネルギーの有効利用 **(重点施策)**

東部圏域の可燃ごみ処理は、市町村合併に伴う処理の集約化を図りながら、現在は、4つの焼却施設により適正処理を維持しています。これまで、処理の効率化をめざし処理の広域化について検討を重ね、平成18年8月に「ごみ処理広域化実施計画（改定版）」を策定し、東部圏域において新たな施設を1施設整備するものとなりました。施設整備は、建設場所を鳥取市河原町山手地内とし、「新可燃物処理施設整備計画」（平成25年12月策定）に基づきその手続き等を進めています。（施設整備概要については、第5節 ごみ処理施設の整備に関する事項 参照）

新可燃物処理施設は、処理により発生するエネルギーの有効利用を最大限に進めるため、高効率ごみ焼却発電を前提とした施設を整備します。また、環境教育の場及び災害時の防災拠点としての役割を担うものとします。



図 2-4-3 可燃ごみ処理の広域化と施設整備方針

（２）環境クリーンセンターの機能維持とリサイクルの促進

東部圏域の一般家庭から排出される不燃ごみを処理している「鳥取県東部環境クリーンセンター」（以下「環境クリーンセンター」という。）は、東部広域が管理・運営しています。当該施設は、資源ごみ（びん・かん）等を選別回収したり、小型破碎ごみや大型資源ごみを破碎・選別し、金属類を回収するなどにより、リサイクルや埋立物の減量・減容化を行っています。

今後、回収した金属類等について安定した資源化等を行うために、施設の定期検査の実施と計画的な補修などにより、処理機能を維持していくものとします。

加えて、回収した資源物を安定してリサイクルするためのルート（引き渡し先など）についても引き続き、調査・検討していくものとします。

また、当該施設については、住民参加型のリサイクル啓発施設を併設しており、住民等によるごみ分別や環境問題等の取り組みを推進し、もって施設の機能維持に寄与していくものとします。

表 2-4-5 環境クリーンセンターの概要



- ・ 東部圏域の不燃物類を中間処理、リサイクルする施設です。
施設名：鳥取県東部環境クリーンセンター
施設規模：84.25 t / 日（平成 26 年 3 月現在）
供用開始：平成 9 年 4 月
- ・ また、楽しみながらリサイクルを体験できる住民参加型施設（リファレンいなば）との複合施設です。

◆住民参加型施設（リファレンいなば）

○設備状況

（リサイクル展示コーナー）



（体験コーナー・研修室）



○活動状況

（分別クイズ）



（リサイクルマーケット）



(3) 小型家電リサイクルへの対応

国においては、新たな法律として「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）を平成 25 年 4 月に施行しました。

現在、東部圏域から排出される携帯電話、デジカメ、ゲーム機、ビデオカメラ、電話機などの小型家電類は、「小型破碎ごみ」、または「大型資源ごみ」として分別収集、あるいは直接搬入されています。

今後、レアメタル等のリサイクルを進めるため、今後の対応について、構成市町と協議し、東部圏域に最適なシステムを構築していくものとします。

5. 最終処分計画

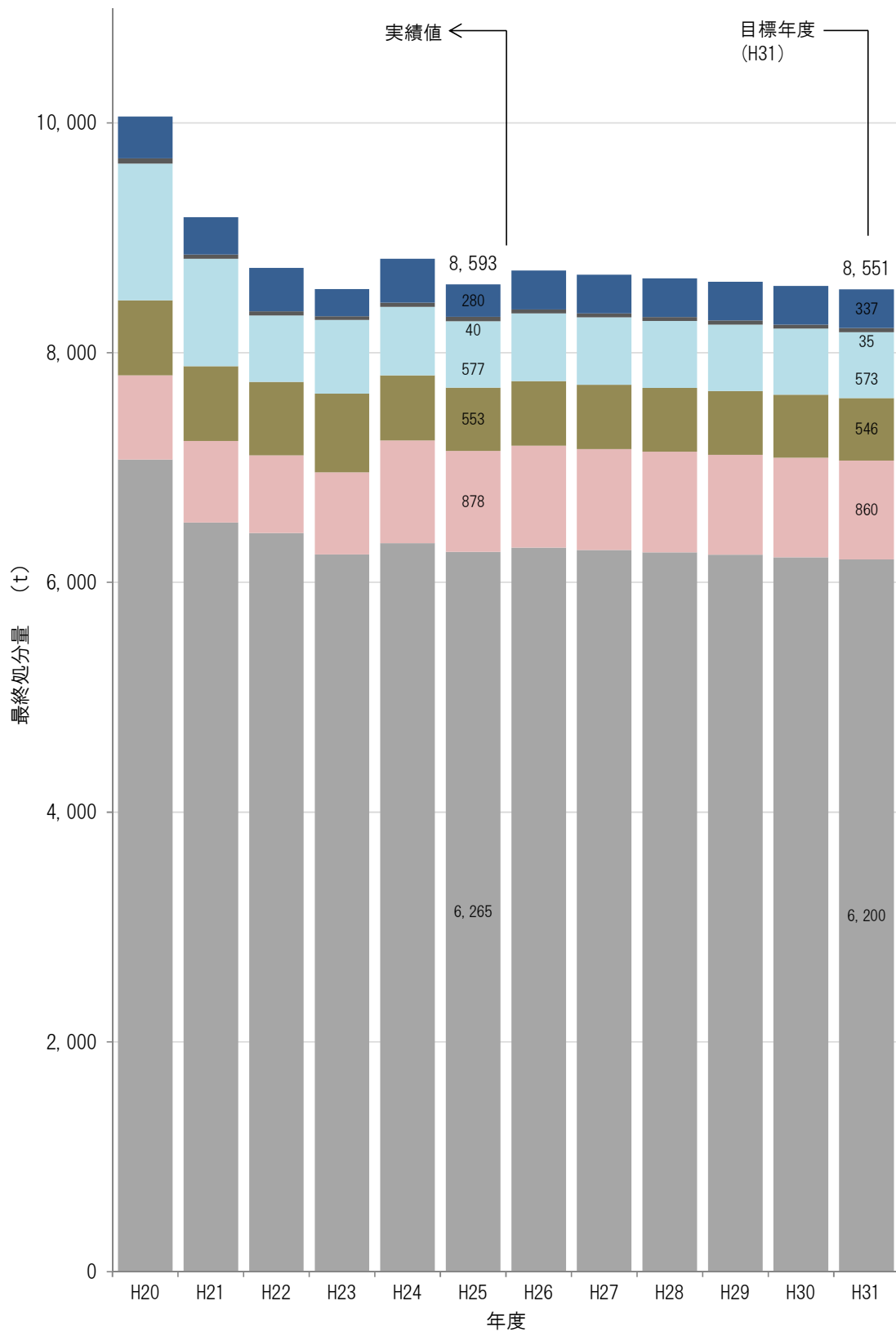
東部圏域から排出され、中間処理後に発生する残渣及び土石類等の埋立物については、環境クリーンセンター最終処分場（以下「最終処分場」という。）にて、安全かつ適正に埋立処分するものとします。

5-1 最終処分方法及び量

現状の埋立処分を継続した場合の最終処分量は、表 2-4-6 のとおりです。

表 2-4-6 最終処分量の見込み

年度	単位：t	
	H25 (実績)	H31 (目標年度)
焼却残渣（焼却灰）	6, 265	6, 200
軽量残渣	878	860
不燃残渣	553	546
ガラス残渣	577	573
その他	40	35
土石類	280	337
合 計	8, 593	8, 551



※詳細は、添付資料 1 参照（掲載ページ：資料 1-19）

図 2-4-5 最終処分量の見込み

5-2 最終処分に関する施策

(1) 最終処分量の減量

最終処分場は、特に立地が困難な施設であるため、延命化を図ることが必要です。

現在の埋立対象物は、不燃ごみを処理したのちの不燃物残渣、焼却灰及び土石類です。これらの埋立対象物については、以下の再生利用方針により埋立処分量の減量を図っていくものとします。

表 2-4-7 埋立対象物別再生利用方針

埋立対象物		再生利用等の方針
焼却灰 (またはスラグ)		- 新可燃物処理施設の処理方式別に以下のとおりとする。 - 焼却灰（主灰）、飛灰が排出される場合は、セメント原料化、山元還元等の有効利用について検討する。 - スラグ、飛灰が排出される場合は、スラグは土木資材等、飛灰はセメント原料化、山元還元等の有効利用について検討する。
不燃物残渣	軽量残渣	- 木くずやフィルム状のプラスチック類等であり、埋立時には嵩張り、さらに、風により飛散することが懸念される。 - 新可燃物処理施設において処理し、発電等のエネルギー源とする。
	不燃残渣	- 硬質のプラスチック等であり、これまでどおり埋立処分する。 - ただし、ものを大事にするなど、ごみの発生抑制を進め、もって埋立物量を削減する。
	ガラス残渣	- 資源化できなかったびん類、または陶磁器類であり、これまでどおり埋立処分する。 - ただし、資源ごみの分別徹底の促進、ごみの発生抑制を進め、もって埋立物量を削減する。
	その他	- これまでどおり埋立処分する。 - ただし、ごみの発生抑制を進め、もって埋立物量を削減する。
土石類		これまでどおり埋立処分する。

※ガス化溶融方式を採用した場合に発生する残渣（一例）

- 可燃ごみを 1,300 あるいは 1,700℃といった高温の熱で処理すると、灰分はガラス状のスラグ、可燃ごみに混入している金属分はメタルとなり排出されます。また、処理の過程で集じん灰が発生します。

可燃ごみ



⇒

スラグ



スラグは砂状に加工でき、アスファルトやコンクリートの材料等に有効活用されています。

⇒

メタル



メタルは、可燃ごみに混入した様々な金属分の塊で、金属材料等として再資源化されています。

⇒

集じん灰



再生利用の困難性が高いため、安全に埋立処分します。

（２）最終処分場の適正管理

東部広域は、最終処分場の管理運営について、廃棄物処理法に基づく技術上の基準等を遵守し、周辺環境等への影響に配慮のうえ、今後も適正な管理を行っていきます。

また、周辺環境についても、定期的なモニタリングを継続して実施し、安全・安心な管理を実施していきます。

（３）最終処分場の跡地利用

最終処分場は、これまでの埋立を継続した場合、平成 42 年度には埋立終了すると見込まれます。

埋立終了後は、周辺地域と協議のうえ、跡地の有効利用を図っていくこととします。

なお、浸出水の処理については、その性状等が廃棄物処理法に基づく廃止基準に適合することを確認した後、処理施設の廃止について地元と協議することとなります。

表 2-4-8 鳥取県東部環境クリーンセンター最終処分場の概要



- ・ 施 設 名：鳥取県東部環境クリーンセンター最終処分場
- ・ 計画埋立容量：486,000 立方メートル
- ・ 供 用 開 始：平成 9 年 4 月
- ・ 埋立対象物：不燃物中間処理残渣、可燃物処理施設から発生する焼却灰



◆埋立対象物

（不燃残渣）



- ・ 固いプラスチック片や陶磁器類であり、埋立処分しても飛散等が起こりにくい性状です。

（軽量残渣）

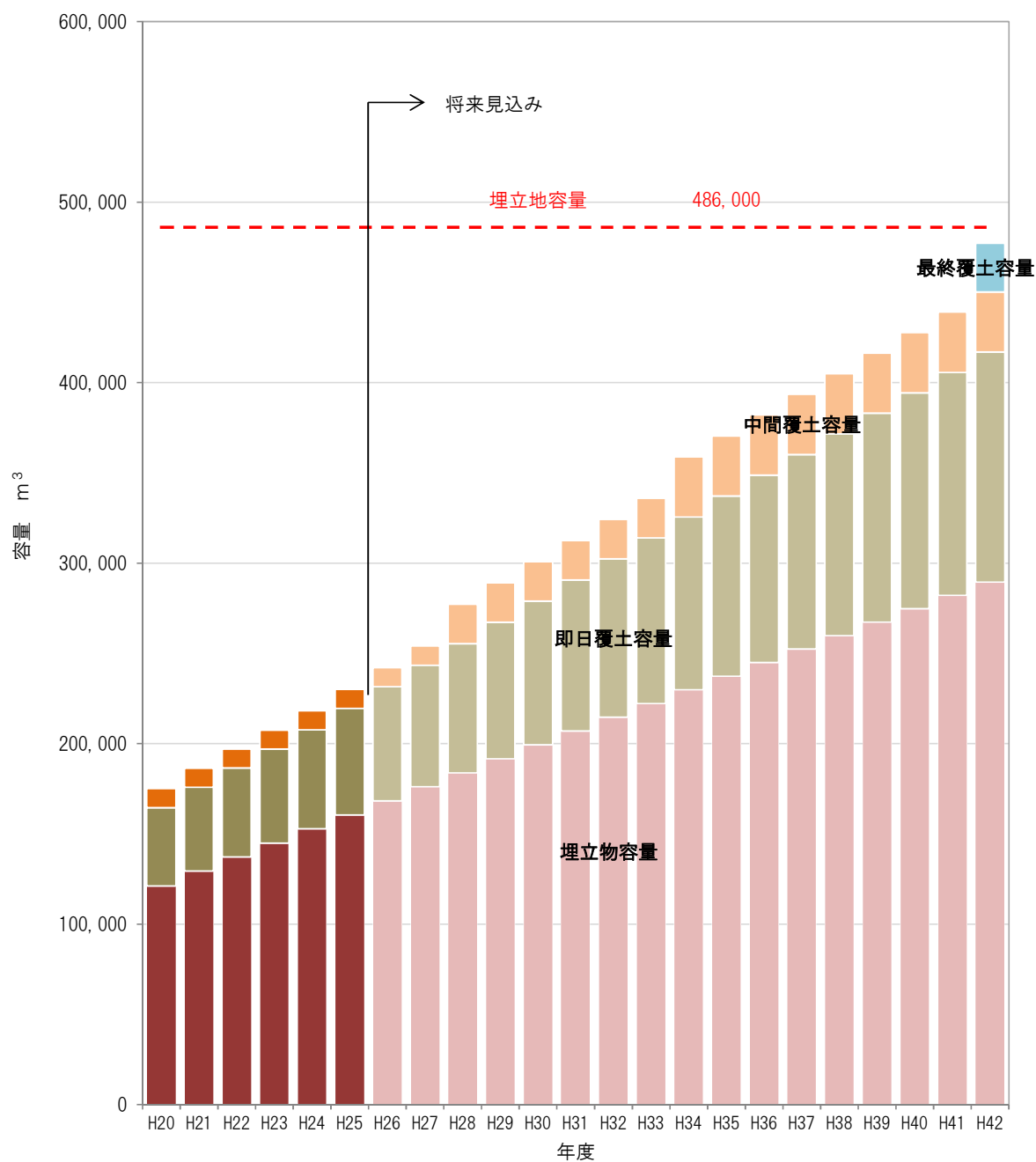


- ・ 比較的柔らかく、フィルム状のものも含まれ、埋立処分すると飛散等が懸念されるため、早期に覆土を施す等の対策を講じています。

5-3 今後の埋立計画

新可燃物処理施設の処理方式により焼却残渣の処理方法が異なるため、現状の処理を継続した場合について推計しました。

最終処分場の残余容量は、平成 25 年度末において 256,000 m³であり、今後見込まれる最終処分量に、即日覆土や中間覆土及び最終覆土を加えると、図 2-4-6 のとおり平成 42 年度には埋立が終了する見込みです。



※詳細は、添付資料 1 参照（掲載ページ：資料 1-19）

図 2-4-6 累積埋立容量の見込み

第5節 新可燃物処理施設の整備概要

東部圏域の可燃ごみ焼却処理は、鳥取市にある神谷清掃工場、国府町クリーンセンター、レインボーふくべ及びながおクリーンステーションのごみ焼却施設で行っていますが、これらの4施設は、いずれも老朽化が進んでいます。

東部広域では、鳥取県の「ごみ処理の広域化計画」に基づき、老朽化しつつあるごみ焼却施設に代わる新たな可燃物処理施設を、鳥取自動車道と河原インター線に近接している鳥取市河原町山手地区に建設することを計画しています。

東部広域では、専門家や住民代表等で構成する「可燃物処理施設整備検討委員会」から提出された第3次報告書について、パブリックコメントや組合議会への説明、構成市町との協議を踏まえ「新可燃物処理施設整備計画」として策定しました。

また、施設稼働につきましては、平成29年度を目標として整備計画を進めています。

1. 基本方針

新可燃物処理施設は、5つの基本方針を基に整備するものとします。

① 万全の環境保全対策を講じた施設とすること

- ・ 周辺環境及び地球環境の保全に配慮するものとし、施設整備に際しては万全の環境保全対策を講じることとします。

② ごみを安全かつ安定的に処理できる施設とすること

- ・ 現行の4施設体制に替わる東部圏域内の唯一施設として、搬入されるごみを将来にわたって安全かつ安定的に処理する能力、機能が確保されていることとします。
- ・ 災害に強く、かつ災害時等に発生したごみにも適切に対応できる施設であることとします。

③ 資源の循環とごみの持つエネルギーの有効利用に貢献する施設とすること

- ・ ごみを資源として再利用する資源循環を前提とした施設であるとともに、地球温暖化防止対策やエネルギーの有効利用の観点からごみ発電を行う等、ごみの持つエネルギーを最大限に有効利用できる施設とします。

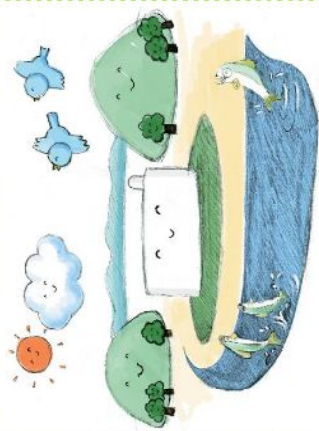
④ 周辺環境との調和と多様な機能により地域が誇りに思える施設とすること

- ・ 周辺環境と調査したデザインとし、親しみの持てる施設とします。
- ・ 単なる「ごみ処理施設」ではなく、循環型社会や低炭素社会に関する知識や情報を得ることができる等、環境教育・環境活動の拠点としての機能を持つこととします。

⑤ 運営管理が容易で経済性・耐用性に優れた施設とすること

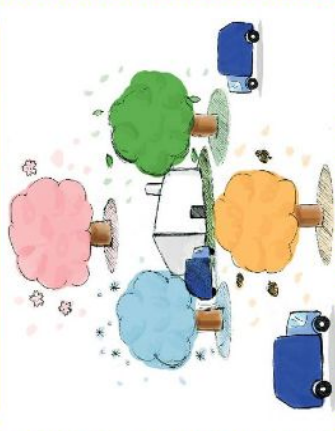
- ・ 運転操作やメンテナンスが容易であり、かつ、建設費、運営管理費、最終処分経費を含めた全体経費が低減された施設であることとします。
- ・ 長寿命化を考慮した施設であることとします。

①万全の環境保全対策を講じた施設とすること



- 周辺環境及び地球環境の保全に配慮するものとし、施設整備に際しては万全の環境保全対策を講じることとします。

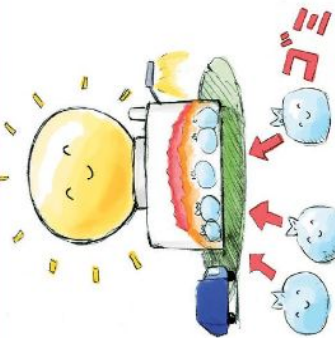
②ゴミを安全かつ安定的に処理できる施設とすること



- 現行の4施設体制に替わる鳥取県東部圏域内の唯一施設として、搬入されるゴミを将来にわたって安全かつ安定的に処理する能力、機能が確保されていることとします。●災害に強く、かつ災害時に発生したゴミにも適切に対応できる施設であることとします。



③資源の循環とごみの持つエネルギーの有効利用に貢献する施設とすること



- ゴミを資源として再利用する資源循環を前提とした施設であるとともに、地球温暖化防止対策やエネルギーの有効利用の観点からゴミ発電を行う等、ゴミの持つエネルギーを最大限に有効利用できる施設とします。

⑤運営管理が容易で経済性・耐用性に優れた施設とすること



- 運転操作やメンテナンスが容易であり、かつ、建設費、運営管理費、最終処分経費を含めた全体経費が低減された施設であることとします。●長寿命化を考慮した施設であることとします。

④周辺環境との調和と多様な機能により地域が誇りに思える施設とすること



- 周辺環境と調和したデザインとし、親しみの持てる施設とします。●単なる「ごみ処理施設」ではなく、循環型社会や低炭素社会に関する知識や情報を得ることができる等、環境教育・環境活動の拠点としての機能を持つこととします。●地震等の災害時には、地域住民の緊急避難場所としての機能や、電力供給源としての機能等も備えることとします。

(資料：「新可燃物処理施設整備計画」平成25年12月)

図2-5-1 新可燃物処理施設整備の5つの基本方針

2. 処理対象物

新可燃物処理施設の処理対象物は、環境保全性・住民利便性・経済性等といった多様な視点から次のとおりとしました。

表 2-5-1 新可燃物処理施設における処理対象物

対象物別	対象物とした理由
収集可燃ごみ	● 家庭から排出される可燃ごみです。
事業系可燃ごみ	● 事業所から排出される可燃ごみです。
直搬可燃ごみ	● 家庭や事業所から、直接施設に持ち込まれる可燃ごみです。
し渣	● 東部圏域で発生するし尿、浄化槽汚泥及び集落排水施設から排出される汚泥を、本組合のし尿処理施設（因幡浄苑）において処理を行った際に発生する可燃性のごみです。現在も焼却施設で処理しています。
軽量残渣 （環境クリーンセンター残渣）	● 環境クリーンセンターで不燃物を中間処理した際に発生する木くずやプラスチック等の軽量の可燃性残渣です。 ● 現在は埋立処分していますが、新可燃物処理施設では焼却対象物として処理します。
災害ごみ	● 災害ごみの発生量については、鳥取県が策定した「鳥取県地域防災計画」において最も被害が大きいと想定される「鹿野・吉岡断層」による被害予測を基に、「災害廃棄物対策指針」に示されたがれき類の発生量の推計方法により算出するとともに、他都市の事例（3～10%）も考慮し、10 t / 日（処理対象物の5%程度）を通常時の処理量に加算しました。 ● また、処理期間は、3年間で処理することを前提に計画しました。

- 分別形態は、現状を基本とします。
- 東部圏域の循環型社会形成とごみの適正処理を進めていくためには、新可燃物処理施設整備事業の円滑な推進が重要ですが、このためには、本事業の前提となる分別方法を中心としたごみ処理システムについて、環境保全性・住民利便性・経済性等といった多様な視点から幅広い議論を行うことが必要です。

3. 施設規模

新可燃物処理施設の規模算定は、「ごみ処理施設整備の計画設計要領 2006 改訂版」（以下「計画設計要領」という。）に示される算出方法に基づき設定しました。

【施設規模】

年間日平均処理量 ÷ 実稼働率 (0.767)^{※1} ÷ 調整稼働率 (0.96)^{※2}

【実稼働率】※1

実稼働率は、年間稼働日数を 365 日で除し算定する。

年間稼働日数：365 日－85 日（年間停止日数）＝280 日

年間停止日数：85 日

補修整備期間	30 日
補修点検	15 日 × 2 回
全停期間	7 日
起動に要する日数	3 日 × 3 回
停止に要する日数	3 日 × 3 回

よって、実稼働率は、280 日 ÷ 365 日＝0.767

【調整稼働率】※2

正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止等のための処理能力が低下することを考慮した係数：0.96

年間日平均処理量は、計画目標年における年間処理量を 365 日で除した日平均処理量です。また、計画目標年次は、稼働予定年の 7 年後を越えない範囲内で決定するものとされており、本計画では新施設の供用開始予定年である平成 29 年度から 35 年度のうちに、処理対象量が最大となる平成 29 年度としました。

年間日平均処理量は、処理対象物の合計で 163.16 t/日とします。これにより求めた施設規模に、災害ごみ 10 t を加えて新可燃物処理施設の規模は **240 t/日** としました。

表 2-5-2 新可燃物処理施設における処理対象物（平成 29 年度）

処理対象物	年間量 (t/年)	一日量 (t/日)
可燃ごみ	57,899	158.63
し渣（し尿）	153	0.42
著しく汚れたプラスチックごみ	626	1.72
軽量残渣	871	2.39
小計	59,549	163.16
災害ごみ	－	10.00
合計	－	173.16

※災害ごみについて

災害ごみは、鹿野・吉岡断層を震源とした地震時の災害を想定し、発生量を 3 年間で処理することを前提に、経済性や他都市事例（3～10%）等を総合的に検討した結果、10 t/日（処理対象物の 5% 程度）を設定しました。

※詳細は、添付資料 1 参照
（掲載ページ：資料 1-20）

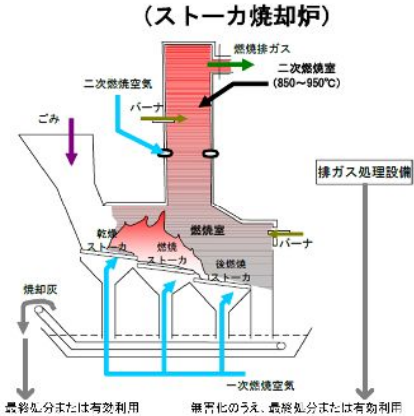
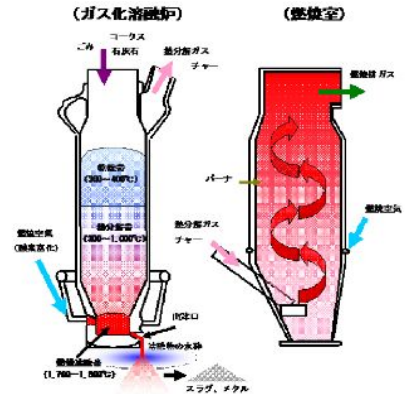
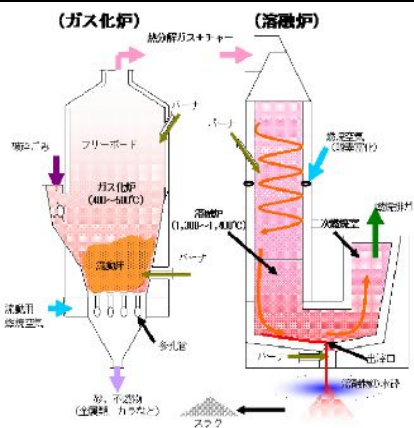
施設規模：173.16 ÷ 0.767 ÷ 0.96＝
235
≒ 240

4. 炉数とごみピット容量

新可燃物処理施設の炉数は、施設規模、建設費、運搬費、他都市の事例等を考慮し、2炉構成とします。ただし、2炉構成の場合、補修点検時等においてはごみを一時貯留することが必要となります。そのため、ごみピット容量は7,900m³程度を確保し、補修点検時や災害時においても、ごみの受け入れを可能とし、東部圏域の公衆衛生の維持に努めるものとします。

5. 処理方式

新可燃物処理施設は、安定かつ継続した処理を可能とする処理方式について、下記の3方式の中から選定するものとします。

方式	概 要
ストーカ方式	 (ストーカ焼却炉) ✓ ストーカ式焼却炉（ストーカ炉）は、ごみを火格子（ストーカ）上で移動させながら焼却する焼却炉の通称。 ✓ ストーカ炉に投入されたごみは、火格子上で2～3時間かけてゆっくりと移動し、この間、乾燥⇒熱分解⇒燃焼と緩慢に反応が進む。焼却灰は炉下部から排出される。 ✓ 焼却灰等は埋立処分されるがセメント原料等として有効利用されることもある。
シャフト式ガス化溶融方式	 (ガス化溶融炉) (壁炉型) ✓ シャフト式ガス化溶融方式は、縦型筒状のシャフト炉にてごみのガス化と溶融を一体的に行うもので、コークスと石灰石を副資材として投入する「コークスベッド型」と、コークスを利用しない「酸素型」がある。 ✓ ガス化溶融炉の上部から排出される熱分解ガス（一部のチャーやダストを含有する）は、別置きの燃焼室において高温にて完全燃焼される。 ✓ スラグは、土木資材等として有効利用される。
流動床式ガス化溶融方式	 (ガス化炉) (溶融炉) ✓ 流動床式ガス化溶融方式は、流動床型のガス化炉と別個の溶融炉で構成され、ガス化炉内で流動化させた高温の砂の中でごみを熱分解し、熱分解ガスとチャー（炭化物）に分離される。 ✓ 熱分解ガスとチャーは同伴して溶融炉へ投入され、1,300℃程度の高温で燃焼溶融され、溶融物が生成される。 ✓ スラグは土木資材等として有効利用される。

（資料：「新可燃物処理施設整備計画」平成25年12月）

6. 事業実施方式

新可燃物処理施設の工事、運営に係る公共と民間の役割分担に関する方式（以下「事業実施方式」という。）は、時間的制約、経済性及び競争性の確保の観点から、運営管理を包括的かつ長期的に民間に委託する公設/民営（建設・運営一括発注方式）を採用します。

方 式	概 要	採用
公設公営方式	➤ 施設の建設及び所有権は、公共が担い、施設の運営管理も公共が実施する方式。 ➤ 建設、運営管理、電気・薬品等の用役資材の調達、補修工事等は各々を分離して個別に契約する。	
公設/民営 建設・運営 分離発注方式	➤ 施設の建設及び所有権は、公共が担う。また、運営の最終責任は公共が持つ。 ➤ 施設の運営管理は、補修費等も含めて包括的かつ長期間、民間に委託する（長期包括的運営委託）。 ➤ 建設工事と長期包括的運営委託は分離発注とする。	
公設/民営 建設・運営 一括発注方式	➤ 施設の建設及び所有権は、公共が担う。また、運営の最終責任は公共が持つ。 ➤ 施設の運営管理は、補修費等も含めて包括的かつ長期間、民間に委託する（長期包括的運営委託）。 ➤ 建設工事と長期包括的運営委託を一括発注することにより、分離発注方式では不可能な長期包括的運営委託にも価格競争性を確保できる。	◎

第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1. 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員

構成市町によっては、清掃事業の円滑な運営や廃棄物の減量化を目的として廃棄物減量化等推進審議会等が設置され、審議が行われています。

また、行政と住民をつなぐ重要な役割となる廃棄物減量化等推進員や環境美化推進員の制度を活用して、両者の協働による施策の推進を図ります。

- ・ 廃棄物減量化等推進審議会等の設置
- ・ 廃棄物減量化等推進員や環境美化推進員の制度の活用

2. 在宅医療系廃棄物対策

在宅医療の普及に伴い、在宅医療廃棄物が一般家庭から多く排出されるようになっていきます。在宅医療廃棄物は、廃棄物処理法上、一般廃棄物であり、原則として市町にその処理責任があります。



東部圏域においては、収集・運搬、中間処理の一連の作業において、注射針による針刺事故発生するとともに、血液や体液の付着による感染症の危険性を排除することができない状況にあります。

そのため、在宅医療廃棄物が適正に排出され、安全に収集・運搬、処分するシステムの構築を関係機関と協議するとともに、その処理方法を確立していくものとします。

- 注射針、インスリン注射針等の感染性の確率が高い医療廃棄物は、従来どおり排出者が直接、医療機関に引き渡し、医療機関が特別管理産業廃棄物として処理を行うものとします。
- 注射針、インスリン注射針等の感染性の確率が高い医療廃棄物以外の在宅医療廃棄物は、市町が委託する業者による戸別収集を行う等、特別管理産業廃棄物と同じ方法による処理を検討します。

3. 災害廃棄物対策

構成市町では災害に備え、「地域防災計画」を策定し状況に応じ改定しています。万が一の災害時には、各市町の地域防災計画に基づき関係機関と連携し、廃棄物の処理にあたります。

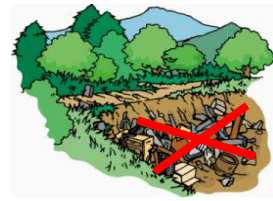


しかし、災害時に発生する廃棄物は、大量にかつ多種・多様にわたることが多く、環境衛生上の観点と災害対策を支障なく進めるため、できるだけ速やかに回収するものとし、鳥取県や関係機関との連携を図り適正な処理を行います。

なお、本組合が整備する新可燃物処理施設は、東部圏域唯一の可燃ごみを処理する施設となるため、施設整備にあたっては災害時に一定の対応ができる処理能力、一時貯留施設等を確保するものとしています。

4. 不法投棄対策

不法投棄の防止対策は、不法投棄する人の意識改善が必要ですが、その他ポイ捨てをしやすい場所を減らしていくことも必要です。



不法投棄防止は、各市町が住民と連携を図り、監視パトロールを実施するとともに、郵便事業者などの協力を得て不法投棄の監視を強化しています。また、不法投棄抑制のための監視カメラの設置や看板の作成・配布等の施策も講じています。

5. 一般廃棄物の処理計画の点検、見直し、評価

本計画は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、東部広域と市町が連携し、協力しながら、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図ります。

また、評価を踏まえて概ね5年ごと、又は、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、本計画の見直しを行っていきます。

なお、各市町においては、本計画に基づき「ごみ処理実施計画」を策定し、施策を実施していきます。